

高等学校

教育課程編成の手引き

平成26年6月

佐賀県教育委員会

目 次

I 総 則	1
1 教育課程編成の基本的な考え方	2
2 教育課程編成の一般方針	2
3 各教科・科目の標準単位数等	3
4 各教科・科目の履修の種類及びその標準単位数	9
5 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等	11
6 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	12
7 職業教育に関して配慮すべき事項	13
8 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項	14
9 単位の修得及び卒業の認定	15
10 通信制の課程における教育課程の特例	16
11 一問一答	17
II 各学科に共通する各教科	27
1 国 語	28
2 地理歴史	36
3 公 民	47
4 数 学	54
5 理 科	60
6 保健体育	66
7 芸 術	75
8 外国語(英語)	82
9 家 庭	89
10 情 報	94
III 主として専門学科において開設される各教科	98
1 農 業	99
2 工 業	103
3 商 業	107
4 家 庭	113
5 情 報	118
6 福 祉	122
7 理 数	127
IV 総合的な学習の時間	131
V 特別活動	139
資 料 等	146

I 総 則

1 教育課程編成の基本的な考え方

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

高等学校教育について一定の基準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準である高等学校学習指導要領の今回の改訂は、改正された教育基本法や学校教育法等の規定に則り、平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、

① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとして行われたものである。

各学校においては、今回の学習指導要領の改訂の趣旨を生かし、創意工夫を加えて、地域や学校及び生徒の実態に即した教育課程を編成し、実施していく必要がある。

2 教育課程編成の一般方針

- (1) 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

- (2) 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通し

て、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

- (4) 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

3 各教科・科目の標準単位数等

- (1) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間の標準単位数

学校においては、教育課程の編成にあたって、下表に示す標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数を適切に定め、それぞれの特色をもたせた教育課程を編成するものとする。

ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

各学科に共通する各教科・科目の標準単位数

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育	7～ 8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2	芸術	音楽Ⅰ	2
	現代文B	4		音楽Ⅱ	2
	古典A	2		音楽Ⅲ	2
	古典B	4		美術Ⅰ	2
地理歴史	世界史A	2		美術Ⅱ	2
	世界史B	4		美術Ⅲ	2
	日本史A	2		工芸Ⅰ	2
	日本史B	4		工芸Ⅱ	2
	地理A	2		工芸Ⅲ	2
	地理B	4		書道Ⅰ	2
公民	現代社会	2	書道Ⅱ	2	
	倫理	2	書道Ⅲ	2	
	政治・経済	2	外国語	コミュニケーション英語基礎	2
数学	数学Ⅰ	3		コミュニケーション英語Ⅰ	3
	数学Ⅱ	4		コミュニケーション英語Ⅱ	4
	数学Ⅲ	5		コミュニケーション英語Ⅲ	4
	数学A	2		英語表現Ⅰ	2
	数学B	2		英語表現Ⅱ	4
	数学活用	2		英語会話	2
理科	科学と人間生活	2	家庭	家庭基礎	2
	物理基礎	2		家庭総合	4
	物理	4		生活デザイン	4
	化学基礎	2	情報	社会と情報	2
	化学	4		情報の科学	2
	生物基礎	2	総合的な学習の時間		3～6
	生物	4			
	地学基礎	2			
	地学	4			
	理科課題研究	1			

(2) 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

専門教科・科目の標準単位数については、地域の実態や学科の特色等に対応するため、設置者が定めることとされており、その標準単位数を踏まえて、各学校が適切に具体的単位数を決定する。佐賀県教育委員会では、学校・学科の特色や地域の実態に応じ、専門教科・科目の標準単位数を表に定める。

主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数 No. 1

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
農業	農業と環境	2～6	工業	工業技術基礎	2～6
	課題研究	2～6		課題研究	2～6
	総合実習	2～12		実習	2～18
	農業情報処理	2～6		製図	2～10
	作物	2～8		工業数理基礎	2～6
	野菜	2～8		情報技術基礎	2～6
	果樹	2～8		材料技術基礎	2～6
	草花	2～8		生産システム技術	2～8
	畜産	2～8		工業技術英語	2～6
	農業経営	2～6		工業管理技術	2～8
	農業機械	2～6		環境工学基礎	2～6
	食品製造	2～8		機械工作	2～8
	食品化学	2～8		機械設計	2～8
	微生物利用	2～6		原動機	2～6
	植物バイオテクノロジー	2～6		電子機械	2～8
	動物バイオテクノロジー	2～6		電子機械応用	2～6
	農業経済	2～6		自動車工学	2～10
	食品流通	2～6		自動車整備	2～10
	森林科学	2～8		電気基礎	2～8
	森林経営	2～8		電気機器	2～6
	林産物利用	2～8		電力技術	2～8
	農業土木設計	2～8		電子技術	2～8
	農業土木施工	2～6		電子回路	2～8
	水循環	2～6		電子計測制御	2～6
	造園計画	2～6		通信技術	2～8
	造園技術	2～8		電子情報技術	2～6
	環境緑化材料	2～8		プログラミング技術	2～8
測量	2～8	ハードウェア技術	2～12		
生物活用	2～6	ソフトウェア技術	2～6		
グリーンライフ	2～6	コンピュータシステム技術	2～8		
			建築構造	2～8	

主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数 No. 2

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
工業	建築計画	2～10	商業	ビジネス基礎	2～4
	建築構造設計	2～9		課題研究	2～6
	建築施工	2～7		総合実践	2～6
	建築法規	2～5		ビジネス実務	2～4
	設備計画	2～8		マーケティング	2～4
	空気調和設備	2～10		商品開発	2～4
	衛生・防災設備	2～10		広告と販売促進	2～4
	測量	2～8		ビジネス経済	2～4
	土木基礎力学	2～10		ビジネス経済応用	2～4
	土木構造設計	2～6		経済活動と法	2～4
	土木施工	2～8		簿記	2～5
	社会基盤工学	2～6		財務会計Ⅰ	2～4
	工業化学	2～10		財務会計Ⅱ	2～4
	化学工学	2～8		原価計算	2～4
	地球環境化学	2～8		管理会計	2～4
	材料製造技術	2～8		情報処理	2～4
	工業材料	2～8		ビジネス情報	2～4
	材料加工	2～8		電子商取引	2～4
	セラミック化学	2～6		プログラミング	2～4
	セラミック技術	2～6		ビジネス情報管理	2～5
	セラミック工業	2～8	水産	水産海洋基礎	
	繊維製品	2～8		課題研究	
	繊維・染色技術	2～8		総合実習	
	染織デザイン	2～8		海洋情報基礎	
	インテリア計画	2～8		水産海洋科学	
	インテリア装備	2～8		漁業	
	インテリアエレメント生産	2～8		航海・計器	
	デザイン技術	2～8		船舶運用	
	デザイン材料	2～6		船用機関	
	デザイン史	2～6		機械設計工作	

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数	
水産	電気理論		家庭	食品衛生	2～4	
	移動体通信工学			公衆衛生	2～4	
	海洋通信技術		看護	基礎看護	2～11	
	資源増殖			人体と看護	2～8	
	海洋生物			疾病と看護	2～7	
	海洋環境			生活と看護	2～7	
	小型船舶			成人看護	2～6	
	食品製造			老年看護	2～4	
	食品管理			精神看護	2～4	
	水産流通			在宅看護	2～4	
	ダイビング			母性看護	2～4	
	マリンスポーツ			小児看護	2～4	
				看護の統合と実践	2～4	
		看護臨地実習	2～21			
		看護情報活用	2～4			
家庭	生活産業基礎	2	情報	情報産業と社会	2～4	
	課題研究	2～4		課題研究	2～4	
	生活産業情報	2～4		情報の表現と管理	2～4	
	消費生活	2～4		情報と問題解決	2～4	
	子どもの発達と保育	2～6		情報テクノロジー	2～4	
	子ども文化	2～4		アルゴリズムとプログラム	2～6	
	生活と福祉	2～4		ネットワークシステム	2～6	
	リビングデザイン	2～6		データベース	2～6	
	服飾文化	2～4		情報システム実習	4～8	
	ファッション造形基礎	2～6		情報メディア	2～6	
	ファッション造形	2～10		情報デザイン	2～6	
	ファッションデザイン	2～14		表現メディアの編集と表現	2～6	
	服飾手芸	2～4		情報コンテンツ実習	4～8	
	フードデザイン	2～6		福祉	社会福祉基礎	2～6
	食文化	1～2			介護福祉基礎	2～6
	調理	2～14				
	栄養	2～3				
	食品	2				

主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数 No. 4

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
福祉	コミュニケーション技術	2~4	音楽	鑑賞研究	2~6
	生活支援技術	2~12	美術	美術概論	2~4
	介護過程	2~6		美術史	2~4
	介護総合演習	2~6		素描	2~6
	介護実習	2~16		構成	2~6
	こころとからだの理解	2~12		絵画	2~6
	福祉情報活用	2~4		版画	2~6
理数	理数数学Ⅰ	4~8		彫刻	2~6
	理数数学Ⅱ	6~12		ビジュアルデザイン	2~6
	理数数学持論	2~6		クラフトデザイン	2~6
	理数物理	3~9		情報メディアデザイン	2~6
	理数化学	3~9	映像表現	2~6	
	理数生物	3~9	環境造形	2~6	
	理数地学	3~9	鑑賞研究	2~6	
	課題研究	1~6	英語	総合英語	4~12
体育	スポーツ概論	3~9		英語理解	2~6
	スポーツⅠ	1~13		英語表現	2~8
	スポーツⅡ	1~13		異文化理解	2~4
	スポーツⅢ	1~13		時事英語	2~4
	スポーツⅣ	1~13			
	スポーツⅤ	3~9			
	スポーツⅥ	3~9			
	スポーツ総合演習	3~9			
音楽	音楽理論	2~6			
	音楽史	2~6			
	演奏研究	2~6			
	ソルフェージュ	2~8			
	声楽	2~12			
	器楽	2~12			
	作曲	2~6			

(3) 学校設定科目及び学校設定教科

ア 学校設定科目

学校において、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(1)、(2)の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

イ 学校設定教科

(ア) 学校において、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう(1)、(2)の表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(イ) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

- ① 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- ② 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ③ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

(4) 学校設定科目及び学校設定教科の新設について

学校設定科目や学校設定教科を新設する場合には、上記ウの①、②の趣旨を踏まえた上で、指導内容主たる教材及び指導計画等について十分検討の後、教育課程申請時に申請すること。

4 各教科・科目の履修の種類及びその単位数

(1) 次に示す表の教科・科目はすべての生徒に履修させる各教科・科目であり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させること。ただし、生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。（第1章第3款の1）

必履修教科・科目と総合的な学習の時間は次のとおりである。

必履修教科・科目一覧表

教科	科目（標準単位数）
国語	「国語総合」（4） [2 単位まで減可]
地理歴史	「世界史A」（2）及び「世界史B」（4）のうちから1科目並びに「日本史A」（2）、「日本史B」（4）、「地理A」（2）及び「地理B」（4）のうちから1科目
公民	「現代社会」（2）又は「倫理」（2）・「政治・経済」（2）
数学	「数学Ⅰ」（3） [2 単位まで減可]
理科	「科学と人間生活」（2）、「物理基礎」（2）、「化学基礎」（2）、「生物基礎」（2）及び「地学基礎」（2）のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」（2）、「化学基礎」（2）、「生物基礎」（2）及び「地学基礎」（2）のうちから3科目
保健体育	「体育」（7～8）及び「保健」（2）
芸術	「音楽Ⅰ」（2）、「美術Ⅰ」（2）、「工芸Ⅰ」（2）及び「書道Ⅰ」（2）のうちから1科目
外国語	「コミュニケーション英語Ⅰ」（3） [2 単位まで減可]（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）

家 庭	「家庭基礎」(2)、「家庭総合」(4)及び「生活デザイン」(4)のうちから1科目
情 報	「社会と情報」(2)及び「情報の科学」(2)のうちから1科目

- (2) 専門学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができる。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。
- (3) 専門教科・科目の履修によって、上記(1)の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (4) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。(第1章第3款の2)
- (5) 総合学科においては、「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とすること。
- (6) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系的や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。(第1章第3款の3)

5 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

- (1) 全日制の課程における年間授業週数(第1章第4款の1)
- ア 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる。
- イ 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。
- (2) 定時制の課程における週当たり授業時数等(第1章第4款の3)
- ア 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。
- イ 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。
- (3) 全日制課程及び定時制課程共通の授業時数
- ア ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。

- イ 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- ウ 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。
- エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

6 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

(1) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成（第1章第5款の1）

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(2) 各教科・科目等の内容等の取扱い（第1章第5款の2）

学校においては、「教育課程編成の手引き」に示していない事項を加えて指導することができる。また、「教育課程編成の手引き」に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、「教育課程編成の手引き」に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにする。

(3) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（第1章第5款の3）

ア 各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導

各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする。

(ア) 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設ける。

(イ) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する。

(ウ) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにする。

ウ 道徳教育の全体計画の作成

全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。

7 職業教育に関して配慮すべき事項（第1章第5款の4）

(1) 普通科における職業科目の履修

普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮すること。

(2) 職業学科における配慮事項

職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保すること。

イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

(3) 就業体験の機会の確保

学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮する。

(4) 職業科目についての配慮事項

ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。

イ 農業及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。

ウ 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

8 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項（第1章第5款の5）

(1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

(2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。

(3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

(5) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。

- (6) 各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- (7) 学習の遅れがちな生徒については、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
- (8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。
- (10) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。
- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

9 単位の修得及び卒業の認定（第1章第6款の1）

- (1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定
- ア 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- イ 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が総合的な学習の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- ウ 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定す

ることを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(2) 卒業までに修得させる単位数 (第1章第6款の2)

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定する。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

(3) 各学年の課程の修了の認定 (第1章第6款の3)

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮する。

10 通信制の課程における教育課程の特例

(1) 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準 (第1章第7款の1)

各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間 (1単位時間は、50分として計算する。以下同じ。) 数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては、各学校が定める。

各教科・科目	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(2) 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定める。

(3) 面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定める。

(4) 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

(5) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。

11 一問一答

問1 教育基本法等の改正を踏まえ、どのような考え方で学習指導要領は改訂されたのか。

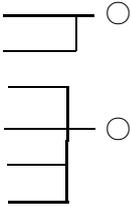
- 教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められた。学校教育法においても教育基本法の改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正された。
- 中央教育審議会では、これらを踏まえた審議が行われ、平成 20 年 1 月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申が行われた。この答申においては、
 - ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
 - ② 「生きる力」という理念の共有
 - ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
 - ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
 - ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
 - ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
 - ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実
 を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。
- また、今回の改訂においても、「生きる力」をはぐくむという現行学習指導要領の理念は継承され、その理念を実現するため、具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領が改訂された。
- 高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善されている。

問2 学習指導要領の改訂の基本方針は何か。

- 今回の改訂は、次の三つの方針に基づいて行われた。
 - ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
 - ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
 - ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

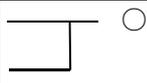
問3 卒業までに修得させる単位数や必履修教科・科目はどのようになっているか。

- 卒業までに修得させる単位数は、現行どおり 74 単位数以上となっている。
- 改訂後の必履修教科・科目と総合的な学習の時間は、次の表のとおりである。

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○ 2 単位まで減可 (ただし、特に必要があると認められる場合のみ 2 単位可)
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	

公 民	現代社会	2	「現代社会」又は 「倫理」、「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数 学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	

教 科	科 目	標準単位数	必履修科目
理 科	科学と人間生活	2	 「科学と人間生 活」を含む2科 目 又は 基礎を付した科 目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	
保健体育	体育	7～8	○
	保健	2	○
芸 術	音楽Ⅰ	2	 ○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外 国 語	コミュニケーション英語基礎	2	○2単位まで減可
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	英語表現Ⅰ	2	
	英語表現Ⅱ	4	
	英語会話	2	
家 庭	家庭基礎	2	 ○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	

情報	社会と情報 情報の科学	2 2	
	総合的な学習の時間	3～6	○2単位まで減可

- 今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮している。
- 学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必修科目については、選択的な履修を認めるのではなく、すべての高校生が共通に履修する共通必修科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めている。具体的には、「国語総合」、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」を共通必修科目として設けている。ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、各共通必修科目について2単位まで単位を減じて指導することが可能となっている。
- 国語、数学及び外国語以外の各教科における必修科目は、生徒の実態に応じた教育課程が編成できるよう、保健体育科を除き、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目の中から選択的に履修できるようになっている。
- また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を高める観点から、4領域それぞれの基礎を付した科目から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要となっている。具体的には、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修することになる。

問4 総合的な学習の時間の標準単位数は3～6単位とされていますが、単位数を2単位に減らすことができるのはどのような場合か。

- 総合的な学習の時間の標準単位数は3～6単位とされているので、各学校で総合的な学習の時間の単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。一方、総則第3款1の(2)には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とある。
- これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。
例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合又は他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など、2単位とすることができるのは限定的であることに十分注意しなければならない。
- 生徒に履修させる総合的な学習の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で配当するとともに、教育課程における総合的な学習の時間の位置付けを明確にすることが必要である。特に標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目の指導計画において探究的な学習などを明示するとともに、総合的な学習の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められる。

問5 授業の1単位時間の運用は、どのように考えたらよいですか。

- 授業の1単位時間、すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめ、学習活動の内容等を考慮して、どの程度の時間が最も指導の効果を

あげ得るかという観点から決定する必要がある。各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科・科目等の授業時数を確保しつつ（あくまでも1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算した授業時数を確保するという意味である。）、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、適切に定めることとされている。

例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成が可能となる。

- 今回の改訂においては、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」との規定が設けられた。

これは、10分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、授業時数に算入できることを明確化したものである。

この規定を活用し、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らして妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、特別活動（ホームルーム活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。

また、10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることはいうまでもない。

問6 必要がある場合には義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることが求められているが、具体的にどのような方法をとればよいか。

- 今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを新たに示し、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視している。
 - これは、高等学校を卒業するまでにすべての生徒が必修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提となることから、それが不十分であることにより必修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたものである。
 - 総則第5款の3(3)には、こうした指導を行うための具体的な工夫として、次の3つの例が示されている。
 - ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。
 - イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。
 - ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにすること。
- アは、高等学校における各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階の学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設けるという方法である。
- イは、必修教科・科目について単位を増加させることで十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容の確実な習得を図ることができるよう丁寧な指導を行うという方法である。
- ウは、必修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させるという方法である。学校設定科目等となっているのは、学校設定科目以外にも、学校設定教科や外国語科の「コミュニケーション英語基礎」などを活用することが考えられるためである。

- なお、学校設定科目の目標や内容については「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており（総則第2款の4）、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないとされている（総則第2款の5）が、高等学校教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることであるから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、このような高等学校教育の目標や総則第2款の4及び5の規定に適合するものである。

問7 道徳教育の全体計画には、どのような内容を含めればよいか。

- 今回の改訂では、全教師が協力して道徳教育を展開するため、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の全体計画を作成することが求められている。
- 道徳教育の全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、全教師の参加と協力を得ながら創意と英知を結集して独自に作成されるものであるが、次のような事項を含めて作成することが望まれる。
 - ア 基本的把握事項
 - （ア）教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
 - （イ）学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
 - （ウ）生徒の実態や発達の段階等
 - イ 具体的計画事項
 - （ア）学校の教育目標、道徳教育の重点目標
 - （イ）各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などとの関連
 - （ウ）特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
 - （オ）ホームルーム、学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針
 - （カ）生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法
 - （キ）家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携の方針
 - （ク）道徳教育の推進体制
 - （ケ）その他（重点的指導に関する添付資料等）
- 全体計画の作成に当たっては、理念だけに終わることなく、上記の内容を踏まえ、各学校の具体的な教育実践に生きてはたらく計画になるよう体制を整え、全教師で創意工夫をしながら取り組む必要がある。

問8 障害のある生徒などについては「個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと」とあるが、具体的にどうすればよいか。

- 今回の改訂では、障害のある生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わった。
- 障害のある生徒を指導するに当たっては、まず、生徒の障害の種類と程度等を、家庭、専門医等との連絡を密にしながら的確に把握しておく必要がある。生徒の障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがある。

次に、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。例えば、弱視の生徒についての保健体育科における球技の指導や理科等における観察・実験の指導、難聴や言語障害の生徒についての国語科における音読の指導や芸術科（音楽）における歌唱の指導、肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導など、それぞれに個別に特別な配慮が必要である。

また、読み書きや計算などに困難があるLD（学習障害）の生徒についての国語科における書き取りや数学科における計算の指導、外国語科における読み書きの指導など、教師の適切な配慮により対応するこ

とが必要である。

さらに、ADHD（注意欠陥多動性障害）や自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

このため、特別支援学校や医療・福祉・労働などの業務を行う関係機関と連携を図り、障害のある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。

- 指導に当たっては、例えば、障害のある生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

また、障害のある生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関などと連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。

- このような指導は、特別支援学校などで行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの学校や生徒の実態に応じた指導方法を工夫することが効果的と考えられる。さらに、担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

また、学習上の配慮を要する生徒については、生徒の実態に応じたきめ細かな指導をするよう配慮する必要がある。その際、障害のある生徒の様々な能力・適性、興味・関心、性格などの特性や進路希望を踏まえつつ、多様な観点から生徒をとらえて、その可能性を見いだしたり、能力等の一層の伸長を図るよう努めたりすることが大切である。

問9 国語科やそれ以外の教科では、どのようにして、言語活動の充実を図っていけばよいか。

- 新しい学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。

さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められる。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとされている。

- 具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては、小学校教育及び中学校教育を通じて、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動が例示されており、高等学校教育では、討論、解説、創作、批評、編集などの言語活動が例示されている。

また、各教科においても、

- ・「現代世界の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる」指導事項の新設（地理歴史「世界史A」）
- ・「論述したり、討論したりするなどの活動」の重視（公民「倫理」）
- ・「自らの考えを数学的に表現し根拠を明らかにして説明したり、議論したりする」といった数学的活動の充実（数学）
- ・「観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること」（理科）
- ・「筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習を充実」すること（保健体育「体育」）
- ・「楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動」の重視（芸術「音楽I」）
- ・「作品について互いに批評し合う活動」の重視（芸術「美術I」「工芸I」「書道I」）

- ・「子どもや高齢者など様々な人々と触れ合い、他者とのかかわる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること」（家庭）
 - ・「望ましい情報社会の在り方と情報技術の適切な活用」や「情報技術の進展と情報モラル」について「生徒が主体的に考え、討議し、発表し合うなどの活動」の重視（情報）
- など、それぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されています。

また、外国語科において、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うことはもとより、総合的な学習の時間では、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」を重視している。さらに、特別活動では、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動」の充実が規定された。

問10 学習指導要領の改訂に伴う移行措置は、どのようになっているか。

- 直ちに実施可能な、総則、総合的な学習の時間、特別活動については、平成22年度から新学習指導要領の規定を先行して実施する。ただし、総則のうち、各教科・科目、標準単位数及び必履修教科・科目に関する規定は除く。
- 数学、理科及び理数については、平成24年度入学生から学年進行で実施される。これは、平成24年度入学生は中学校3年間で新中学校学習指導要領に準じた指導を移行措置として受けているためである。
- 専門教科「福祉」については、新しい介護福祉士養成課程に対応するため、学校の判断により、平成21年度から新学習指導要領によることも可能である。
- 保健体育、芸術、専門教科「体育」「音楽」「美術」については、学校の判断により、平成22年度から新学習指導要領によることも可能である。
- その他の各教科については、平成25年度入学生から学年進行で実施される。
- また、平成22年度以降に高等学校に入学する生徒には、中学校を卒業する年度の違いにより、現行の中学校指導要領によって学習した生徒や、移行期間中の特例によって学習した生徒がいることを踏まえ、高等学校に入学する生徒が中学校の各学年で履修した各教科の内容を踏まえた適切な指導が行われるよう、指導計画等の作成に当たって十分配慮する必要がある。

Ⅱ 各学科に共通する各教科

1 国 語

(1) 科目編成

科 目	標準単位数	備 考	科 目	標準単位数	備 考
国語総合	4	共通 必履修	現代文B	4	
国語表現	3		古典A	2	
現代文A	2		古典B	4	

(2) 改訂の基本方針

ア 国語科については、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。

特に、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することや、我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。

そのため、現行の「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」からなる領域構成は維持しつつ、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることに資するよう、実生活の様々な場面における言語活動を具体的に内容に示す。また、現行の〔言語事項〕の内容のうち各領域の内容に関連の深いものについては、実際の言語活動において一層有機的にはたらくよう、それぞれの領域の内容に位置付けるとともに、必要に応じてまとめて取り上げるようにする。

また、〔言語文化と国語の特質に関する事項〕を設け、我が国の言語文化に親しむ態度を育てたり、国語の役割や特質についての理解を深めたり、豊かな言語感覚を養ったりするための内容を示す。

イ 子どもたちの発達の段階を踏まえた学習の系統性を重視し、学校段階・学年段階ごとに、具体的に身に付けるべき能力の育成を目指し、重点的な指導が行われるようにする。その際、小学校においては日常生活に必要な国語の能力の基礎を、中学校においては社会生活に必要な国語の能力の基礎を、高等学校においては社会人として必要な国語の能力の基礎をそれぞれ確実に育成するようにする。

ウ 古典の指導については、我が国の言語文化を享受し継承・発展させるため、生涯にわたって古典に親しむ態度を育成する指導を重視する。

漢字の指導については、実生活や他教科等の学習における使用や、読書活動の充実に資するため、確実な習得が図れるよう、指導を充実する。書写の指導については、実生活や学習場面に役立つよう、内容や指導の在り方の改善を図る。

敬語の指導については、人間関係を円滑にし、日常の言語生活を豊かにするため、相手や場に応じた言葉遣いが適切にできるようにすることを重視する。言葉のきまりの指導については、系統的に指導するとともに、実際に文章を書いたり読んだりするときなどに役立つよう、指導の改善を図る。

読書の指導については、読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりするため、読書活動を内容に位置付ける。教材については、我が国において継承されてきた言語文化に親しむことができるよう、長く読まれている古典や近代以降の作品などを、子どもたちの発達の段階に応じて取り上げるようにする。

(3) 改訂の内容

ア 目標

国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や創造力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を高め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

(ア) 高等学校国語に求められているもの

- ・ 国語による表現と理解の能力及びそれを基盤とする伝え合う力は、社会の変化に主体的に対応できる力を支える基礎的・基本的な能力として今後一層必要性が増してくる。
- ・ 国語の能力を総合的に身に付けることによって、思考力や創造力を伸ばし心情を豊かにし、言語文化への親しみと理解を深めていくことは、人間形成の上でも必要不可欠なことである。
- ・ 学校生活全体の中で言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実するよう努めることが大切であり、それには学校全体の共通理解が必要であるが、その中心となって、生徒の言語に関する能力の育成を目指し、直接かつ計画的に指導するのは国語科である。
- ・ 高等学校国語科の目標は、小学校及び中学校の指導との一貫性を図りながら、生徒の発達段階に応じた指導を目指したものである。

(イ) 高等学校国語の目標の意図

- ・ 前段の「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高める」は、言語の教育としての立場に立つ国語科の目標の柱である。この中の、国語を適切に表現する能力と的確に理解する能力とを育成することは、国語科の最も基本的な目標である。
- ・ 表現と理解の能力及びそれを基盤とする伝え合う力については、小学校及び中学校を通じて育成し高めてきたところであるが、高等学校においては、その能力を一層確実にし、十分活用できるようにする必要がある。
- ・ 後段の「思考力や創造力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を高め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる」は、言語の教育としての立場を重視する観点から、高等学校国語において育成を目指す能力や態度を示したものである。
- ・ 教科の目標の中に示した能力や態度は、相互に有機的に関連し合うものであり、そうした関連に十分留意して、効果的な指導がなされるようにしなければならない。
- ・ 表現と理解の能力も密接にかかわっている。話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれの言語活動の密接な関連の中で、表現と理解の能力を調和的に育成していくことが大切である。

イ 各科目

<国語総合>

- ・ 教科の目標を全面的に受け、総合的な言語能力の育成を目指した共通必修科目である。
- ・ 小学校及び中学校と同様に、「A話すこと・聞くこと」、「B聞くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の3領域1事項から内容を構成している。
- ・ 話すこと・聞くことを主とする指導に15～25単位時間程度、書くことを主とする指導に30～40単位時間程度を配当し、表現する能力の育成を引き続き重視している。
- ・ 読むことの指導では、読む能力を育成するとともに、読書の幅を広げ、読書の習慣を養うことに配慮している。
- ・ 古典と近代以降の文章との授業の割合は、おおむね同等とすることを目安として、生徒の実態に応じて適切に定めるようにしている。古典における古文と漢文の割合は、一方に偏らないようにしている。古典の教材には、古典に関連する近代以降の文章も含める。
- ・ 新たに置いた〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕では、我が国の文化と外国の文

化との関係に気付き、伝統的な言語文化への興味・関心を広げることが示すとともに、言葉のきまり、言葉の成り立ち、表現の特色、言語の役割、文や文章の組立て、語句、語彙、表記、漢字の読み書きに関することも取り上げている。

- ・ 各領域において、実践的な指導が図れるよう、話し合いや討論、発表をする、説明や意見の文章、随筆を書くなどの言語活動を例示している。

<国語表現>

- ・ 国語を適切かつ効果的に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や創造力を伸ばし、国語の向上や社会生活の充実を図る態度を育成することなどをねらいとした選択科目である。
- ・ 話すこと・聞くこと及び書くことを中心として内容を構成し、情報を基に自分考えをまとめること、相手の立場や異なる考えを尊重して話し合うこと、論理の構成や描写の仕方を工夫すること、表現の効果を吟味したり文章を読み合って批評したりすることなどを重視している。
- ・ 目的や場に応じて言葉遣いや文体を工夫すること、国語における言葉の成り立ち、表現の特色や言語の役割の理解を深めることなどを取り上げている。
- ・ 討論する、解説や論文をまとめる、小説や実用的な文章を書くなどの言語活動を例示している。

<現代文A>

- ・ 近代以降の様々な文章を読むことによって、我が国の言語文化に対する理解を深め、生涯にわたって読書に親しみ、国語の向上や社会生活の充実を図る態度を育成することをねらいとして、新たに置いた選択科目である。
- ・ 近代以降の言語文化について課題を設定し、様々な資料を読むことを通して探究する指導事項を設けている。
- ・ 外国の文化との関係なども視野に入れて文章の内容や表現の特色を調べる、文章を読み比べて話し合ったり批評したりするなどの言語活動を例示している。
- ・ 教材は、特定の文章や作品、文種や形態などについて、まとまりのあるものを中心として取り上げることとしている。

<現代文B>

- ・ 近代以降の様々な文章を的確に理解し、適切に表現する能力を高めるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を深め、進んで読書することによって、国語の向上を図る態度や人生を豊かにする態度を育成するなど、読むことを中心にしつつも総合的な言語能力を育成することをねらいとした選択科目である。
- ・ 文章を批評することを通して考えを深め、発展させること、目的や課題に応じて情報を分析、整理して資料を作成し、自分の考えを効果的に表現することなどを重視している。
- ・ 文章を読んで、人物の生き方や表現の仕方について話し合う、課題について調べたことを報告書や論文集に編集するなどの言語活動を例示している。
- ・ 教材は、論理的な文章や文学的な文章をはじめ、現代の社会生活で必要となる実用的な文章も取り上げることとしている。

<古典A>

- ・ 古典としての古文と漢文、古典に関連する文章を読むことによって、我が国の伝統と文化に対する理解を深め、生涯にわたって古典に親しむ態度を育成することをねらいとした選択科目である。
- ・ 伝統的な言語文化についての課題を設定し、様々な資料を読んで探究する指導事項を設けている。
- ・ 音読、朗読、暗唱をする、古典を読み比べて話し合うなどの言語活動を例示し、古典に触れる楽しさを味わえるようにしている。

- ・ 古文と漢文の両方又はいずれか一方を取り上げることができるようにしている。
- ・ 教材は、特定の文章や作品、文種や形態などについて、まとまりのあるものを中心として適切に取り上げるようにし、古典に関連する近代以降の文章を含めることとしている。

<古典B>

- ・ 古典としての古文と漢文を読む能力を育成するとともに、ものの見方、感じ方、考え方を広くし、古典についての理解や関心を深めることをねらいとした選択科目である。
- ・ 古典を読んで思想や感情を的確にとらえ、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすること、古典を読み味わい作品の価値について考察することなどを重視している。
- ・ 古典を読み比べ、共通点や相違点などについて説明すること、課題について調べたことを発表したり文章にまとめたりすることなどの言語活動を例示している。
- ・ 古文及び漢文の両方を取り上げるものとし、一方に偏らないようにしている。
- ・ 教材は、言語文化の変遷についての理解に資するものを取り上げることとし、必要に応じて古典についての評論文などを用いることができるようにしている。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成

各科目の履修については、原則として、共通必修科目である「国語総合」を履修した後に選択科目を履修させるものとしている。

従って、「国語総合」に先んじて選択科目を履修させることや、両者を並行して履修させることは好ましくない。

また、「国語総合」については、今回の改訂でも履修する学年は特に示していないが、この科目が、中学校との接続を重視し、高等学校における国語の基礎・基本を身につけさせることをねらいとしていること、上記のように履修順序の原則を設けていることなどに留意して、履修学年を設定する必要がある。

イ 内容の取扱い

(ア) 各科目の教材に共通する基本的な配慮事項は、「国語総合」の3の(6)及び「古典A」の3の(3)のウに示している。そこで、「国語表現」及び「現代文A」は、「国語総合」の3の(6)のウに示した教材選定の具体的な観点について、「現代文B」は、「国語総合」の3の(6)のア及びウに示した教材選定の基本的な考え方と具体的な観点について、「古典A」及び「古典B」は、「国語総合」の3の(6)のウに示した古典の教材について、「古典B」は、「古典A」の3の(3)のウに示した教材選定の具体的な観点についてそれぞれ留意する必要がある。

(イ) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることなどを通して、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育成するとともに、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めるようにすること。読書及び情報の活用の両面について、司書教諭などと連携し、適切な指導を行う必要がある。

(ウ) 国語科はとかく文字言語だけを教材としがちであるが、それだけではなく、音声言語や映像による種々の教材、また、コンピュータや情報通信ネットワークなども適切に活用して、話すこと・聞くこと、書くこと及び読むことの全般にわたって学習の効果を高めるようにする必要がある。

(5) 一問一答

問1 「国語総合」が共通必修履修科目になったが、どのような意味があるのか。

- 小学校及び中学校国語の内容を発展させ、総合的な言語能力を育成する科目が「国語総合」である。小学校及び中学校と同様に、「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の3領域1事項から構成されていることから、系統性が重視されていることが分かる。中学校までの指導との円滑な接続を図るためにも、1年次に履修させるなど、教育課程を編成する上で一定の配慮をする必要がある。

問2 「国語総合」と選択科目を並行して履修させることは可能か。

- 1年次に「国語総合」を履修させる場合、選択科目を並行して履修させることは想定されていない。また、「国語総合」の内容は3領域1事項から構成されているが、選択科目は3領域1事項の一部を特化し、その内容を発展させた内容となっていることから、「国語総合」と選択科目を並行して履修させることは望ましいとは言えない。ただし、「国語総合」を1年次と2年次で分割履修とした場合に、2年次で「国語総合」と他の選択科目を並行して履修させることはあり得る。

問3 「国語総合」の単位数を減じる場合に留意すべきことは何か。

- 単位数については、学習指導要領において「標準単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、『国語総合』については3単位又は2単位とし」とあるとおり、生徒の実態や専門学科の特色等を考慮し、加えて科目の目標達成や授業の成果等について十分に検討した上で、設定する必要がある。生徒の負担軽減や数合わせを理由とする減単位は行うべきではない。本県の場合、言語活動の充実及び各教科の基礎となる国語力の向上、必修履修科目という観点から考えて、2単位の減単位は、特に必要があると認められる場合のみ承認する方針である。

問4 「国語総合」と他の選択科目を並行して履修できるのは、どのようなケースが考えられるか。

- 1年次に「国語総合」の単位が未修得の場合、2年次に他の選択科目の履修と並行して、「国語総合」の単位を修得させるための指導を行うケースは考えられる。しかし、「国語総合」が未履修であった場合に、次年度に「国語総合」と他の選択科目を並行して履修させることは、「国語総合」の趣旨にそぐわない。
また、問2の回答にあるとおり、「国語総合」を分割履修とした場合、2年次に他の選択科目と並行して履修させるケースも考えられる。

問5 A科目とB科目の選択に関して留意すべきことは何か。

- 「A」、「B」は科目の性格の違いを示しており、従前の「Ⅰ」と「Ⅱ」のように、「Ⅱ」を付した科目が「Ⅰ」を付した科目を深化、発展させたものになっているという関係ではない。「A」科目と「B」科目ではどちらを先に履修しても構わず、また、同時並行して履修させることもできる。「A」科目又は「B」科目のいずれか一方を中心に開設したり、「A」科目で言語文化や読書への関心・意欲をもたせるようにし、B科目で読む能力を高めたりするなど、学校や生徒の実態に応じた多様な履修が可能になっている。
- これら両科目の内容を十分にイメージした上で履修させる科目の選択を行う必要があるが、学習指導要領と学習指導要領解説から科目の内容をイメージして欲しい。そのイメージに加えて、生徒の学習状況や進路選択等の実態を加味して選択科目を決定することが望ましい。また、教科書教材は、必ずしも

すべてを授業で取り上げるものではないことから、教科書をベースとした科目の選択は、好ましくない。

問6 学校設定科目について留意すべきことは何か。

《設置に関して》

- ア 学習指導要領上にない科目であること。
- イ 学校設定科目を置く場合は、その科目の目標、教育課程上の位置づけを明確にすること。
- ウ 学校の特色や教育課程上の特色が図れる科目であること。

《目標に関して》

- エ 他の科目では達成できない目標であること。
- オ 教科の目標の範囲を逸脱しないこと。

《内容に関して》

- カ 科目の内容が学習指導要領上の科目の内容と重複しないこと。
- キ 科目の内容が学習指導要領上の科目の内容の一部をつなぎ合わせたものとならないこと。
- ク 演習科目として、単に試験問題の解答練習等にならないこと。
- ケ 特定の教員でなければ対応できない科目は設置しないこと。

《単位数について》

- コ 原則として、1単位履修は望ましくない。

《教科用図書について》

- サ 原則として必要であり、学校で作成することが望ましい。その際、著作権法等には十分留意すること。
- シ 文部科学省の検定済み教科書は、原則として使用できない。ただし、副教材としては使用できる場合がある。

2 地理歴史

(1) 科目編成

地理歴史科は、従前と同様に、次の6科目をもって編成されている。

科 目	標準単位数	科 目	標準単位数	科 目	標準単位数
世界史 A	2	日本史 A	2	地 理 A	2
世界史 B	4	日本史 B	4	地 理 B	4

世界史、日本史、地理においてそれぞれ標準単位数2単位と標準単位数4単位の科目を設置して、多様な選択を可能にし、生徒の特性、進路等の一層の多様化に対応しようとした前回までの改訂の趣旨を継承している。

また、履修についても、従前と同様に、「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目の合計2科目・4単位以上を必修としている。

(2) 改訂の基本方針

ア 社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。

イ 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。

ウ 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

(3) 改訂の内容

ア 目標 従前とほぼ同じ

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。

(ア) 小学校及び中学校の社会科における学習の成果に立脚して、世界史、日本史、地理それぞれの科目相互の関連を重視して内容構成を図った。

(イ) 習得した知識、概念や技能を活用して課題を探究する学習を充実して、日本や世界の各時代及び各地域における風土、生活様式や文化、人々の生き方や考え方などを学び、それを通じて過去や異文化に対する理解、国際社会に主体的に生きる資質を培うとともに、言語に関する能力を育成するようにした。

(ウ) 生徒の発達の段階や各科目の専門性・系統性に配慮するとともに、地図や年表をはじめとした様々

な資料を活用した学習をより一層重視することとした。

イ 各科目

〈世界史A〉

- (ア) 導入時期の学習における地理・日本史との関連付けと、中学校社会科との接続に配慮した内容構成
- (イ) 近現代の歴史を一層重視した内容構成
- (ウ) 諸資料に基づく学習を重視した内容構成
- (エ) 主題を設定させ、探究する活動の充実

〈世界史B〉

- (ア) 導入時期の学習における地理・日本史との関連付けと、中学校社会科との接続に配慮した内容構成
- (イ) 世界史の中での日本の位置付けに留意した内容構成
- (ウ) 主題を設定して行う学習をすべての大項目に設定

〈日本史A〉

- (ア) 歴史を考察し表現する学習の重視
- (イ) 近代の大観的な学習の重視と項目の再構成

〈日本史B〉

- (ア) 歴史を考察し表現する学習の重視
- (イ) 近現代の学習の重視と項目の再構成
- (ウ) 歴史の総合的な考察の重視

〈地理A〉

- (ア) 科目の目標の改訂
- (イ) 内容構成についての見直し
- (ウ) 日常生活と関連付けた学習内容の充実
- (エ) 生活圏の地理的な諸課題を探究する地域調査の実践
- (オ) 地図を活用した学習の一層の重視

〈地理B〉

- (ア) 科目の目標の改訂
- (イ) 内容構成についての見直し
- (ウ) 現代世界の地誌学習の充実
- (エ) 我が国の地理的な諸課題を探究する項目の新設
- (オ) 地図を活用した学習の一層の重視

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 地理歴史科の目標を達成するため、教科全体として調和のとれた指導が行われるよう、適切に留意すること。
- (イ) 中学校社会科及び公民科との関連並びに地理歴史科に属する科目相互の関連に留意すること。

イ 各科目の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配

慮すること。そのため、地図や年表を読みかつ作成すること、各種の統計、年鑑、白書、画像、新聞、読み物その他の資料を収集・選択し、それらを読み取り解釈すること、観察、見学及び調査・研究したことを発表したり報告書にまとめたりすることなど様々な学習活動を取り入れること。また、生徒が資料を適切に活用し、諸事象を公正に判断することができるようにすること。

- (イ) 資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるようにすること。その際、情報モラルの指導にも留意すること。

ウ 内容の指導に当たっては、教育基本法第 14 条及び第 15 条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

〈世界史A〉

ア 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成するとともに、各時代において世界と日本を関連付けて扱うこと。また、地理的条件とも関連付けるようにすること。

(イ) 年表、地図その他の資料を積極的に活用したり、文化遺産、博物館や資料館の調査・見学を取り入れたりするなどして、具体的に学ばせるように工夫すること。

イ 各項目については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 近現代史を中心とするこの科目の特質を踏まえ、ユーラシアの諸文明を大観させるようにすること。

(イ) 単に知識を与えるだけでなく、現代世界が直面する課題について考察させること。その際、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、平和で民主的な世界を実現することが重要な課題であることを認識させること。

ウ 主題を設定して行う学習については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 学習の実施に当たっては、適切な時間を確保し、年間指導計画の中に位置付けて指導すること。また、主題の設定や資料の選択に際しては、生徒の興味・関心や学校、地域の実態等に十分配慮して行うこと。

(イ) 内容の(1)については、中学校社会科の内容との連続性に配慮して、主題を設定すること。

エ 近現代史の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 客観的かつ公正な資料に基づいて歴史の事実に関する理解を得させるようにすること。

(イ) 政治、経済、社会、文化、宗教、生活など様々な観点から歴史的事象を取り上げ、近現代世界に対する多角的で柔軟な見方を養うこと。

〈世界史B〉

ア 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成するとともに、各時代における世界と日本を関連付けて扱うこと。また、地理的条件とも関連付けるようにすること。

(イ) 年表、地図その他の資料を積極的に活用したり、文化遺産、博物館や資料館の調査・見学を取り入れたりするなどして、具体的に学ばせるように工夫すること。

イ 各項目については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 各地域世界の人々の生活、宗教、意識などを具体的に把握できるようにし、政治史のみの学習にならないようにすること。

(イ) 単に知識を与えるだけでなく、地球世界の課題について考察させること。その際、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、平和で民主的な世界を実現させることが重要な課題であることを

認識させること。

ウ 主題を設定して行う学習については、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 学習の実施に当たっては、適切な時間を確保し、年間指導計画の中に位置付けて段階的・継続的に指導すること。また、主題の設定や資料の選択に際しては、生徒の興味・関心や学校、地域の実態等に十分配慮して行うこと。
- (イ) 中学校社会科の内容との連続性に配慮して、主題を設定すること。
- (ウ) 内容の(2)のエ、(3)のエ及び(4)のオについては、次の事項に留意すること。
 - a それぞれの項目の内容に示された事項を参考にして主題を設定し、生徒の主体的な追究を通して、歴史的思考力を培うようにすること。
 - b 内容の(2)のエ及び(3)のエについては、年表や地図その他の資料を活用して説明するなどの活動を取り入れること。
 - c 内容の(4)のオについては、文字資料に加えて、絵画、風刺画、写真などの図像資料を取り入れるよう工夫すること。
 - d 内容の(5)のオについては、内容の(5)のアからエまでに示された事項を参考にして主題を設定させること。

エ 近現代史の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 客観的かつ公正な資料に基づいて歴史の事実に関する理解を得させるようにすること。
- (イ) 各国史別の扱いにならないよう、広い視野から世界の動きをとらえさせるようにすること。
- (ウ) 政治、経済、社会、文化、宗教、生活など様々な観点から歴史的な事象を取り上げ、近現代世界に対する多角的で柔軟な見方を養うこと。
- (エ) 日本と関連する諸国の歴史については、当該国の歴史から見た日本などにも着目させ、世界の歴史における日本の位置付けを明確にすること。

〈日本史A〉

ア 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 我が国の近現代の歴史の展開について国際環境や地理的条件などと関連付け、世界の中の日本という視点から考察させること。
- (イ) 基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。
- (ウ) 年表、地図その他の資料を一層活用させるとともに、地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫すること。
- (エ) 国民生活や文化の動向については、地域社会の様子などと関連付けるとともに、衣食住や風習・信仰などの生活文化についても扱うようにすること。

イ この科目の指導に当たっては、客観的かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くようにするとともに、多面的・多角的に考察し公正に判断する能力を育成するようにする。その際、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、平和で民主的な国際社会を実現することが重要な課題であることを認識させる。

〈日本史B〉

ア 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 我が国の歴史と文化について各時代の国際環境や地理的条件などと関連付け、世界の中の日本という視点から考察させること。
- (イ) 基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。その際、各時代の特色を総合的に考察する学習及び前後の時代を比較してその移り変わりを考察する学習それぞれの充実を図ること。
- (ウ) 年表、地図その他の資料を一層活用させるとともに、地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫すること。

- (エ) 文化に関する指導に当たっては、各時代の文化とそれを生み出した時代的背景との関連、外来の文化などとの接触や交流による文化の変容や発展の過程などに着目させ、我が国の伝統と文化の特色とそれを形成した様々な要因を総合的に考察させるようにすること。衣食住や風習・信仰などの生活文化についても、時代の特色や地域社会の様子などと関連付け、民俗学や考古学などの成果の活用を図りながら扱うようにすること。
- (オ) 地域社会の歴史と文化について扱うようにするとともに、祖先が地域社会の向上と文化の創造や発展に努力したことを具体的に理解させ、それらを尊重する態度を育てるようにすること。

イ 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 資料を活用して歴史を考察したりその結果を表現したりする技能を段階的に高めていくこと。様々な資料の特性に着目させ複数の資料の活用を図って、資料に対する批判的な見方を養うとともに、因果関係を考察させたり解釈の多様性に気付かせたりすること。
- (イ) 内容の(1)のイについては、この科目の導入として位置付けること。内容の(2)のイ及び(3)のイについては、原則として各時代の学習内容と関連させて適切な時期に実施すること。内容の(6)のウについては、この科目のまとめとして位置付けること。

ウ 近現代史の指導に当たっては、客観的かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くようにするとともに、多面的・多角的に考察し公正に判断する能力を育成するようにする。その際、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、平和で民主的な国際社会を実現することが重要な課題であることを認識させる。

〈地 理A〉

ア 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。
- (イ) 地理的な見方や考え方及び地図の読図や作図、衛星画像や空中写真、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用するとともに、地図や統計などの地理情報の収集・分析には、情報通信ネットワークや地理情報システムなどの活用を工夫すること。
- (ウ) 地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、討論したりするなどの活動を充実させること。
- (エ) 学習過程で政治、経済、生物、地学的な事象なども必要に応じて扱うことができるが、それらは空間的な傾向性や諸地域の特色を理解するのに必要な程度とすること。
- (オ) 各項目の内容に応じて日本を含めて扱うとともに、日本と比較し関連付けて考察させること。

イ 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 内容の(1)については、次の事項に留意すること。
 - a アについては、球面上の世界のとらえ方に慣れ親しませるよう工夫すること。日本の位置と領域については、世界的視野から日本の位置をとらえると同時に、日本の領域をめぐる問題にも触れること。また、国家間の結び付きについては、世界の国家群、貿易、交通・通信、観光の現状と動向に関する諸事象を様々な主題図などを基にとらえさせ、地理情報の活用の方法が身に付くよう工夫すること。
 - b イについては、世界諸地域の生活・文化について世界を広く大観する学習と事例地域を通して考察する学習を組み合わせる。その際、生活と宗教のかかわりなどについて考察させるとともに、日本との共通性や異質性に着目させ、異なる習慣や価値観などをもっている人々と共存していくことの意義に気付かせること。
 - c ウについては、地球的課題ごとに世界を広く大観する学習と具体例を通して考察する学習を組み合わせる。その際、環境、資源・エネルギー、人口、食料及び居住・都市問題は、それぞれ相互に関連し合っていることに留意して取扱いを工夫すること。

(イ) 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

- a アからウまでの項目については、地図の読図や作図などを主とした作業的、体験的な学習を取り入れるとともに、各項目を関連付けて地理的技能が身に付くよう工夫すること。
- b アについては、日常生活の中でみられる様々な地図を取り上げ、目的や用途に適した地図表現の工夫などについて理解させ、日常生活と結び付いた地図の役割とその有用性について認識させるよう工夫すること。
- c イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。
- d ウについては、生徒の特性や学校所在地の事情等を考慮し、地域調査を実施し、その方法が身に付くよう工夫すること。その際、これまでの学習成果を活用すること。

〈地理B〉

ア 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。
- (イ) 地理的な見方や考え方及び地図の読図や作図、衛星画像や空中写真、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用するとともに、地図や統計などの地理情報の収集・分析には、情報通信ネットワークや地理情報システムなどの活用を工夫すること。
- (ウ) 地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、討論したりするなどの活動を充実させること。
- (エ) 学習過程で政治、経済、生物、地学的な事象なども必要に応じて扱うことができるが、それらは空間的な傾向性や諸地域の特色を理解するのに必要な程度とすること。
- (オ) 各項目の内容に応じて日本を含めて扱うとともに、日本と比較し関連付けて考察させること。

イ 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 内容の(1)については、次の事項に留意すること。
 - a 地球儀や地図の活用、観察や調査、統計、画像、文献などの地理情報の収集、選択、処理、諸資料の地理情報化や地図化などの作業的、体験的な学習を取り入れるとともに、各項目を関連付けて地理的技能が身に付くよう工夫すること。
 - b 地理的認識を深める上で地図を活用することが大切であることを理解させるとともに、地図に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することができるよう工夫すること。
 - c 生徒の特性や学校所在地の事情等を考慮し、地域調査を実施し、その方法が身に付くよう工夫すること。
- (イ) 内容の(2)については、分析、考察の過程を重視し、現代世界を系統地理的にとらえる視点や考察方法が身に付くよう工夫すること。エについては、領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること。
- (ウ) 内容の(3)については、次の事項に留意すること。
 - a ア及びイについては、内容の(1)及び(2)の学習成果を活用するよう工夫すること。
 - b アについては、現代世界が自然、政治、経済、文化などの指標によって様々な地域区分できるところに着目させ、それらを比較対照させることによって、地域の概念、地域区分の意義などを理解させるようにすること。
 - c イについては、アで学習した地域区分を踏まえるとともに、様々な規模の地域を世界全体から偏りなく取り上げるようにすること。また、取り上げた地域の多様な事象を項目ごとに整理して考察する地誌、取り上げた地域の特色ある事象と他の事象を有機的に関連付けて考察する地誌、対照的

又は類似的な性格の二つの地域を比較して考察する地誌の考察方法を用いて学習できるよう工夫すること。

d ウについては、この科目のまとめとして位置付けること。

(4) 一問一答

問1 改訂の基本的な考え方はどんなことか。

- 今回の改訂では、各科目相互の関連性を重視し、各科目の目標にそれを明示している。とくに「世界史」は地理歴史科共通の必履修科目として位置づけられているため、地理と歴史、日本の歴史と世界の歴史が密接に結びついていることに気づかせることが求められる。世界史と日本史や地理との関連性をより明確にし、地理と歴史への興味・関心や学習意欲を高めるため、「世界史A」では、「自然環境と歴史」、「日本列島の中の世界の歴史」を、「世界史B」では、「自然環境と人類のかかわり」、「日本の歴史と世界の歴史のつながり」を設けている。
- また、各科目で主体的な学習を重視し、課題探求学習の充実を図っている。地図の活用も重視され、地理だけでなく、歴史においても重要な活動として位置づけられている。これらの学習活動は思考力・判断力・表現力等の育成にかかわり、その習得が期待されている。

問2 世界史Aで新設された「(1)世界史へのいざない」のねらいは何か。

- 世界史学習の「導入」として、地理や日本史を含めた歴史への関心を高めることがねらいである。また、中学校社会科の学習との円滑な接続もねらいとしている。

問3 世界史Bの各大項目に設定された「主題を設けて行う学習」のねらいは何か。

- 時間軸や空間軸、資料の読解などに関わる主題を設定して行う学習を設け、歴史的思考力を高めるとともに論述や討論などの言語活動の充実を図ることがねらいである。

問4 世界史A・B共通に設けられた「主題を設定させ探究する学習」のねらいは何か。

- 思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、世界史学習の「まとめ」として、諸資料の活用・討論・論述などの活動を通して、持続可能な社会の実現を展望させることがねらいである。

問5 日本史A・B共通で、歴史を考察し表現する学習がより一層重視されたねらいは何か。

- 現代の社会やその諸課題が歴史的に形成されたものであるという観点を重視することがねらいである。特に日本史Bにおいては、大項目ごとにその時代の「国家と社会や文化の特色について国際環境と関連付けて考察させる」ことを明示し、歴史を学習者自身が合理的な考察に基づいて構築することをねらいとしている。

問6 日本史Aでは、近現代の学習の重視のためにどのように項目の再構成がなされたか。

- 日本史Aでは、2つの大項目に分かれていた近代を1つの項目に再構成して、近代全体の展開を大きくつかむようにした。その際、中項目アでは主に「政治的な視点」を、中項目イでは主に「経済的な視点」を重視するなど、近代の展開が一層とらえられやすい学習となるようにした。

問7 日本史Bで、計画的に高めるようにした歴史学習に関わる基本的な「技能」とは何か。

- 大項目(2)の「ア歴史の解釈」では、歴史的事象の推移や変化、相互の因果関係の考察などを通して、歴史的事象の意味や意義を解釈する技能を高める。
大項目(3)の「ア歴史の説明」では、歴史的事象に関わる複数の解釈のそれぞれの根拠や論理を踏まえて、筋道を立てて考えを説明する技能を高める。
大項目(6)の「ウ歴史の論述」では、日本史Bのまとめとして、適切な主題を設定し様々な資料を活用して探究し考えを論述する技能を高める。

問8 地理Aの改訂の要点はどんなことか。

- 地理Aでは、日常生活との関わりを強く意識し、地理の実用性や有用性を前面に打ち出した内容構成となっている。これは、身の回りにある地図を取り上げた学習や防災に関する学習などを充実させることにならわれており、地誌学習を重点的に行う地理Bとの科目の性格や内容の違いについて明確化を図っている。
- 内容構成は、地球規模（グローバルスケール）の地理的事象や課題を扱う学習を受けて、生活圏などの地域規模（ローカルスケール）の地理的事象や課題を扱う項目を学習し、主に主題的な方法を基に学習できるようにしている。グローバルスケールの学習では、世界の諸地域の生活・文化や地球的課題を、ローカルスケールの学習では生活圏の防災やその他の地理的課題を学習する。なお、これまでであった項目間選択は廃止された。

問9 地理Bの改訂の要点はどんなことか。

- 従来は、系統地理と地誌学習が並列した内容だったが、今回の改訂では、系統地理の知識を活用した地誌学習の充実が図られている。これまでの二つ又は三つの事例地域を選択して取り上げる学習に代わって、様々な規模の地域を世界全体から偏りなく取り上げ、現代世界の諸地域の地誌的な学習を充実して、より一層世界の地理的認識を深めるようにしている。これにより、現代世界の諸課題や日常生活との関連を重視した「地理A」との違いが明瞭になっている。
また、地図の活用を一層重視し、地図の学習を内容の冒頭に設け、各項目にも地図の読図や作図などの学習を行うこととしている。

問10 地理Bでは地誌学習が重視されていますが、動態地誌とはどんなものですか。

- 地誌学習は、地域的事象を自然環境、資源、産業、人口、都市・村落、生活文化、民族・宗教などの項目ごとに取り上げ、それらの事象を通して見いだされる地域的特色や課題を学習するというものであるが、このような地誌を静態地誌という。
- それに対して動態地誌は、地域の特徴的な事象を取り上げて、他の事象と関連づけ、特徴的な事象の持つ意味を通して見いだされる地域的特色や課題を学習するものといえる。これは地域の諸事象のうち、もっとも重要なものに着目し、中核として記述することになり、地域をより多面的、多角的に理解する方法である。
- また、対照的又は類似的な性格の二つの地域とを比較して考察し、それぞれの地域の地域的特色を見いだし、地球的課題を学習する方法が、比較地誌である。
これらの地誌的な考察方法を身につけさせるよう工夫する必要がある。

問11 地理歴史科全体で地図を活用した学習の重視が打ち出されている。地理ではこれまでも地図を活用した学習が行われてきたが、これはどのようなことか。

- 地図の活用は地理では当然のことであるが、今回の改訂では、地理歴史科全体として地図を活用した学習の充実が図られている。地図の読図や作図などの作業的、体験的な学習は、思考力・判断力・表現力等

の育成を図る観点からも重要視されている。地理でも項目として地図を活用した学習があげられており、地図を全面に出している。

- 地理Aでは、地図に親しみ、地図に関する基本的な知識と地図の活用について理解し、日常生活と結びつけた地図の役割をその有用性について認識することが必要である。これは、例えば、GISを活用した指導やハザードマップの読み取りがあげられる。
- 地理Bでは、地球儀を含めて、様々な時代や種類の世界地図の読図、地理情報の地図化などの活動があげられている。これは多くの図法を学習するのではなく、使用目的に応じて異なる図法の地図が使用されていることを理解し、目的に応じて地図を選択できるようにすることが大切である。また、地図化は資料作成の一つであり、これらの地図を活用して地域的特色をとらえる地理的技能を身につけることが大切である。

3 公 民

(1) 科目編成

公民科は、従前と同様、次の3科目をもって構成されている。

科 目	標準単位数
現代社会	2
倫理	2
政治・経済	2

公民科は、従前と同様に、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとした。また、標準単位数についても従前と同様に、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」とも2単位であり、必履修科目の最低単位数は2単位とした。

(2) 改訂の基本方針

- ア 社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。
- イ 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。
- ウ 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

(3) 改訂の内容

ア 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

- (ア) 今回の改訂において教科目標については、従前の趣旨を受け継ぎ、改正された教育基本法第1条の「平和で民主的な国家及び社会の形成者」という表現に合わせて、文言を一部改めるにとどめている。目標は次の各部分から構成されている。
- (イ) 第1の部分は「広い視野に立って」という部分である。これは、中学校までの社会科学習の成果を活用すること、多面的・多角的に考察しようとする態度と公正で客観的な見方や考え方に立つこと、国際的な視野を育てること、を意味している。

(ウ) 第2の部分は「現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て」という部分である。まず、「現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせる」については、これからの社会は少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展や、環境問題など地球規模で対応しなければならない課題が山積し、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性が増大することが予想されており、「知識基盤社会」の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、生徒の現代社会に対する関心を高め主体的に課題を設け意欲的に探究し考察させる学習の充実を図ることは極めて重要である。次の「人間としての在り方生き方についての自覚を育て」については、従前と同様、現代社会についての理解を踏まえ、生徒が人間としての望ましい在り方について学び自己の生き方を主体的に選び取り、意義ある人生を送れるようになることを目指すものであることを意味していると同時に、今回の改訂においては、指導の充実が求められたところである。

(エ) 第3の部分は「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」という部分である。これは、従前の公民科の目標であった「民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者」を育成することを目指すこの教科の究極目標と同じものである。「公民」とは、政治的な観点からとらえる場合の国民を指す。また、「公民としての資質」とは、現代の社会について探究しようとする意欲や態度、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として、社会についての広く深い理解力と健全な批判力とによって政治的教養を高めるとともに物心両面にわたる豊かな社会生活を築こうとする自主的な精神、真理と平和を希求する人間としての在り方生き方についての自覚、個人の尊厳を重んじ各人の個性を尊重しつつ自己の人格の完成に向かおうとする実践的意欲を、基盤としたものである。また、これらの上に立って、広く、自らの個性を伸長、発揮しつつ文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に参加、協力する態度とを含むものである。小学校及び中学校の社会科における学習の成果に立脚して、世界史、日本史、地理それぞれの科目相互の関連を重視して内容構成を図った。

イ 各科目

〈現代社会〉

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。また、青年期についての学習の中で伝統や文化を扱うこと、法に関する学習では、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方について理解させること、経済に関する学習では金融、消費者、私法に関する内容の充実を図ることとした。

〈倫理〉

「倫理」では、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、他者と共に生きる主体としての豊かな自己形成を図ることができるようにするため、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

〈政治・経済〉

「政治・経済」では、習得した知識、概念や理論などを活用し、持続可能な社会の形成という観点から課題を探究させ、政治や経済についての見方や考え方を身に付けさせるという従前の構成を継ぎ、一層の充実を図ることとした。その際、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融などに関する内容の充実を図るとともに、国際政治において文化や宗教の多様性に

についても理解させることとした。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 各科目の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業的、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。そのため、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料を収集、選択し、それらを読み取り解釈すること、観察、見学及び調査・研究したことを発表したり報告書にまとめたりすることなど様々な学習活動を取り入れること。

(イ) 資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるようにすること。その際、情報モラルの指導にも留意すること。

イ 内容の指導に当たっては、教育基本法第 14 条及び第 15 条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

〈現代社会〉

ア 他の教科・科目などとの関連と全体のまとまり

中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科及び特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

イ 多様な角度からの考察と自己の生き方にかかわる思索の重視

社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、社会的事象に対する関心をもって多様な角度から考察させるとともに、できるだけ総合的にとらえることができるようにすること。また、生徒が自己の生き方にかかわって主体的に考察できるよう学習指導の展開を工夫すること。

ウ 事項・事柄の精選

基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。

エ 見方や考え方の育成と学び方の習得及び表現力の育成

的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、学び方の習得を図ること。その際、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方、簡単な社会調査の方法などについて指導するよう留意すること。また、学習の過程で考察したことや学習の成果を適切に表現させるよう留意すること。

〈倫理〉

ア 他の教科・科目などとの関連と全体のまとまり

中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科及び特別活動などとの関連を図るとともに、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

イ 指導内容の精選と生徒の人生観、世界観の確立のための工夫

先哲の基本的な考え方を取り上げるに当たっては、内容と関連が深く生徒の発達や学習段階に適した代表的な先哲の言説等を精選すること。また、生徒自らが人生観、世界観を確立するための手掛かりを得させるような工夫を行うこと。

〈政治・経済〉

ア 他の教科・科目などとの関連と全体のまとまり

中学校社会科、公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科及び情報科などとの関連を図るとともに、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

イ 事項・事柄の精選と客観性の重視

基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成すること。また、客観的な資料と関連させて政治や経済の諸課題を考察させるとともに、政治や経済についての公正かつ客観的な見方や考え方を深めさせること。

ウ 表現する力の育成

政治や経済について考察した過程や結果について適切に表現する能力と態度を育てるようにすること。

(5) 一問一答

問1 今回の改訂で公民科の科目構成・標準単位数は変更されたか。

- 変更はありません、公民科は従前と同様に、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとした。また標準単位についても従前と同様に、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」とも2単位であり、必修科目の最低単位数は2単位となっている。

問2 今回の改訂で各科目に課題を探究する学習がもうけられているが、「現代社会」において課題を探究する学習の方法や配慮すべき点は何か。

- 課題を探究する学習については、一定の方法があるわけではないが、一般に、①課題の設定、②資料の収集と活用、③課題の探究、④まとめといった手順が考えられる。
- それぞれについての配慮事項としては、次にことが挙げられる。
 - ① 課題の設定については、各地域や学校、生徒の実態に応じて進め、生徒が持続可能な社会の形成にどのように参画できる課題を設けることが必要である。
 - ② 資料の収集と活用については、課題の探究に必要な資料を膨大な資料の中から適切に選び出し、有効に活用して、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方の育成と学び方や調べ方の修得を図るように配慮する。
 - ③ 課題の探究については、資料を読み取ったり分析したりしたことなどをもとに議論をさせたり、中間発表をさせたりすることが考えられる。また倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など様々な観点から探究させることが大切である。
 - ④ まとめについては、レポートにまとめて提出させたり、プレゼンテーションをさせたりすることが考えられる。その際、探究した過程や成果を分かりやすくまとめて表現することができるよう指導することが大切である。例えば、レポートの作成については、調査・研究の目的、方法、考察過程、結論、参考文献、資料など必要な事柄を記述させるなど、自ら取り組んだ課題について、一つのまとまったものに仕上げ、生徒に成就感をもたせることが大切である。

問3 今回の改訂において、「倫理」の目標の冒頭の記述に、従前の「人間尊重の精神に基づいて」に加えて「生命に対する畏敬の念」が加えられたが、このことばにはどのような意味づけがあるのか。

- 「生命に対する畏敬の念」は、人間の存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、人間だけでなくすべての生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味している。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされることを自覚するとともに、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方についての自覚を深めていくことが求められている。

問4 「現代社会」（1）私たちの生きる社会で「社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正について理解させる」といあるが、この「幸福、正義、公正」の意味づけ、関係はどうなっているか。

- 現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的枠組み構成するものとして「幸福、正義、公正」などがあることを理解させるとともに、これらが社会の在り方を考察する上で大切であることを意味している。「幸福、正義、公正」などの関係を説明すると以下ようになる。一人一人の人間は、それぞれが自分らしく生き、自己の目的が実現できることを求めている。個々人は、自らの「幸福」を願い、充実した人生を求めているのであって、こうした願いができる限り実現できるよう配慮されていることが、現代社会の諸課題を考察する上で大切なことであるといえる。しかし、自己の幸福の追求は、時として他者や他の集団、あるいは社会全体の幸福と対立や衝突することがある。
- そこで、このような対立や衝突を調整し、いかによりよい社会を形成すべきか考察することが必要である。そのとき、すべての人について望ましい解決策を考えることを、ここでは「正義」について考えることであるとしている。つまり、ここでいう「正義」とは、何か特定の内容があると考えてるのではなく、何が社会にとって正しいのかということについて考えることが「正義」について考えることであるとしてとらえている。
- 「正義」について考える際に、必要となってくるのが「公正」である。すなわち「公正」とは、対立や衝突を調整したり解決策を考慮したりする過程において、また、その結果の内容において、個々人が対等な社会の構成員として適切な配慮を受けていることである。また「公正」であるとは、社会の制度や規範、あるいは行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることということもできる。例えば、対立や衝突の調整を図る場合、当事者のうち片方の主張だけをとりあげていないか、少数者にも配慮しながら社会の多数の幸福を図るようにしているかなど、手続きや結果についての「公正」が確保されているかどうかなどを一つの目安として考えることができる。

4 数 学

(1) 科目編成

科 目	標準単位数	備 考	
数学Ⅰ	3	必履修	内容全履修
数学Ⅱ	4	選択	内容全履修
数学Ⅲ	5	選択	内容全履修
数学A	2	選択	内容選択
数学B	2	選択	内容選択
数学活用	2	選択	内容全履修

(2) 改訂の基本方針

ア 算数科、数学科については、その課題を踏まえ、小・中・高等学校を通じて、発達の段階に応じ、算数的活動・数学的活動を一層充実させ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、数学的な思考力・表現力を育て、学ぶ意欲を高めるようにする。

イ 数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能は、生活や学習の基盤となるものである。また、科学技術の進展などの中で、理数教育の国際的な通用性が一層問われている。このため、数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、算数・数学の内容の系統性を重視しつつ、学年間や学校段階間で内容の一部を重複させて、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による教育課程を編成できるようにする。

ウ 数学的な思考力・表現力は、合理的、論理的に考えを進めるとともに、互いの知的なコミュニケーションを図るために重要な役割を果たすものである。このため、数学的な思考力・表現力を育成するための指導内容や活動を具体的に示すようにする。特に、根拠を明らかにし筋道を立てて体系的に考えることや、言葉や数、式、図、表、グラフなどの相互の関連を理解し、それらを適切に用いて問題を解決したり、自分の考えを分かりやすく説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりすることなどの指導を充実する。

エ 子どもたちが算数・数学を学ぶ意欲を高めたり、学ぶことの意義や有用性を実感したりできるようにすることが重要である。そのために、

- ・ 数量や図形の意味を理解する上で基盤となる素地的な学習活動を取り入れて、数量や図形の意味を実感的に理解できるようにすること
- ・ 発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による教育課程により、理解の広がりや深まりなど学習の進歩が感じられるようにすること
- ・ 学習し身に付けたものを、日常生活や他教科等の学習、より進んだ算数・数学の学習へ活用していくこと

を重視する。

オ 算数的活動・数学的活動は、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、数学的な思考力・表現力を高めたり、算数・数学を学ぶことの楽しさや意義を実感したりするために、重要な役割を果たすものである。算数的活動・数学的活動を生かした指導を一層充実し、また、言語活動や体験活動を重視した指導が行われるようにするために、小・中学校では各学年の内容において、算数的活動・数学的活動を具体的に示すようにするとともに、高等学校では、必履修科目や多くの生徒の選択が見込まれる科目に「課題学習」を位置付ける。

(3) 改訂の内容

ア 目標

- (ア) 数学的活動を通して
- (イ) 数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め
- (ウ) 事象を数学的に考察し表現する能力を高め
- (エ) 創造性の基礎を培う（とともに）
- (オ) 数学のよさを認識し
- (カ) それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。

イ 各科目

「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」及び「数学活用」は、その内容のすべてを履修する科目である。「数学A」、「数学B」は、三つの内容のすべてを履修させるときは3単位程度を要するが、標準単位数は2単位であり、生徒の実態や単位数等に応じてその内容を選択して履修する科目である。

(ア) 「数学Ⅰ」

- a 「数と式」では、扱う乗法公式と因数分解の公式は二次までとするとともに、従前の「数学A」の「集合と論理」をここで扱い、集合と命題の基本的な概念を理解させることとした。また、「データの分析」では、中学校との接続に配慮しつつ、分散や標準偏差、散布図や相関係数などを扱い、データを整理・分析し、傾向を把握するための基礎的な知識や技能を身に付けさせることとしている。なお、従前の「数学Ⅰ」に含まれていた「数の集合と四則」、「二次方程式の解の公式」、「いろいろな事象と関数」、「相似形の面積比・体積比及び球の表面積・体積」は中学校に移行することとした。
- b 内容は(1) 数と式、(2) 図形と計量、(3) 二次関数、(4) データの分析、[課題学習]

(イ) 「数学Ⅱ」

- a 「いろいろな式」では、従前の「式と証明・高次方程式」の内容に加え、三次の乗法公式と因数分解の公式及び二項定理を扱うこととした。また、従前、「いろいろな関数」として一つにくくられていた指数関数、対数関数、三角関数を「指数関数・対数関数」と「三角関数」に分け、生徒の実態や他教科の内容との関連を踏まえ、より柔軟な取扱いができるようにした。
- b 内容は(1) いろいろな式、(2) 図形と方程式、(3) 指数関数・対数関数、(4) 三角関数、(5) 微分・積分の考え

(ウ) 「数学Ⅲ」

- a 標準単位数を3単位から5単位に増やすとともに、内容も従前の「数学Ⅲ」の内容より増やした。「平面上の曲線と複素数平面」は、従前の「数学C」の「式と曲線」の内容に加え、複素数の図表示とド・モアブルの定理を扱う。なお、平面上の曲線で扱う曲線は、二次曲線やサイクロイド、アステロイドなど「微分法」や「積分法」でも扱われる曲線を中心とする。(1)で平面上の曲線を扱うことから、「積分法」で「曲線の長さ」を扱うこととした。
- b 内容は(1) 平面上の曲線と複素数平面、(2) 極限、(3) 微分法、(4) 積分法

(エ) 「数学A」

- a 「場合の数と確率」では、期待値を「数学B」の「確率変数と確率分布」に統合し、従前の「数学B」の内容であった条件付き確率をここで扱うこととした。「整数の性質」は、今回の改訂で新たに設けた内容である。整数にかかわる性質は小学校や中学校でも触れられているが、ユークリッドの互除法や二元一次不定方程式の整数解などを扱うこととした。また、「図形の性質」は、従前の「数学A」の「平面図形」を拡充し、作図や空間図形も扱うこととした。
- b 内容は(1) 場合の数と確率、(2) 整数の性質、(3) 図形の性質、[課題学習]

(オ)「数学B」

- a 「確率分布と統計的な推測」は、従前の「数学C」の「確率分布」と「統計処理」を統合し整理したものであり、関連のある内容を見通しよく学ぶことができるようにした。
- b 内容は(1) 確率分布と統計的な推測、(2) 数列、(3) ベクトル

(カ)「数学活用」

- a 「数学基礎」の趣旨を生かし、その内容を発展させた科目である。したがって、生徒の実態等に応じて指導や評価について一層の工夫が必要である。なお、従前の「数学基礎」の「身近な統計」については、「データの分析」として(2)に統合した。
- b 内容は(1) 数学と人間の活動、(2) 社会生活における数理的な考察

(キ)「学校設定科目」

- a 教科の目標に基づいて新たな科目を設け、生徒の習熟度や実態及び学科の特色に応じた教育が一層進められるようにすることが期待される。例えば、中学校の内容の習熟と高等学校数学への導入を目的とする科目(例:「高校数学入門」)を設けたり、大学との接続を考慮し、高等学校数学の発展的・拡充的な内容を取り扱う科目(例:「線形代数学入門」、「解析学入門」など)を設けたりすることが考えられる。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成

- (ア)「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」を履修させる場合は、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」の順に履修させることを原則とすること。
- (イ)「数学A」については、「数学Ⅰ」と並行してあるいは「数学Ⅰ」を履修した後に履修させ、「数学B」については、「数学Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則とすること。
- (ウ)「数学活用」については、他の科目との履修の順序を規定していない。したがって、「数学活用」を履修し数学の学習に対する関心や意欲を高めた後「数学Ⅰ」を履修することや、「数学Ⅱ」などを履修した後、「数学活用」を履修させ数学をより積極的に活用する態度を育てることなども考えられる。
- (エ) 各科目を履修させるに当たっては、当該科目や他の科目の内容及び理科、情報科、家庭科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意すること。

イ 内容の取扱い

- (ア) 各科目の内容の[用語・記号]は、当該科目で扱う内容の程度や範囲を明確にするために示したものであり、内容と密接に関連させて扱うこと。
- (イ) 各科目の指導に当たっては、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるようにすること。

ウ 指導上配慮すべき事項

各科目の特質に応じ数学的活動を重視し、数学を学習する意義などを実感できるようにする。

- (ア) 自ら課題を見だし、解決するための構想を立て、考察・処理し、その過程を振り返って得られた結果の意義を考えたり、それを発展させたりすること。
- (イ) 学習した内容を生活と関連付け、具体的な事象の考察に活用すること。
- (ウ) 自らの考えを数学的に表現し根拠を明らかにして説明したり、議論したりすること。

(5) 一問一答

問1 「数学Ⅰ」及び「数学A」の課題学習は、いつ行えばよいか。

- 内容との関連を踏まえ、適切な時期や場面を考慮することが大切である。必ずしも、それぞれの項目の終わりに実施する必要はなく、複数の項目にわたる課題を学習したり、場合によってはより早い時期に課題学習を行いそれ以後の内容ではどのようなことを学習するのかを感じ取らせ、関心や意欲をもって学習を進めさせることも可能である。

問2 「数学Ⅰ」及び「数学A」の課題学習を行うに当たっての留意点は何か。

- 一方的に知識を与えるのではなく、数学的活動を一層重視することが大切である。例えば、課題を理解する、結果を予想する、解決の方向を構想する、解決する、解決の過程を振り返ってよりよい解決を考えたり、更に課題を発展させたりする、という一連の過程に沿って、必要な場面で適切な指導を工夫するとともに、適宜自分の考えを発表したり議論したりするなどの活動を取り入れるよう配慮する。

問3 「数学Ⅰ」及び「数学A」の課題学習は、年間どれくらい実施しなければならないのか。

- 時間数については規定していないが、各内容について1～2時間程度は実施いただきたいと考えている。

問4 必履修科目である「数学Ⅰ」の減単位が可能となるのはどのような場合か。

- 「数学Ⅰ」の標準単位数は3単位であり、原則として各学校においては標準単位数を確保することが望まれる。もし、2単位とする場合でも、「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」、「データの分析」及び「課題学習」はすべて扱うなど教科及び科目の目標を実現できる範囲で行わなければならない。

問5 「数学A」及び「数学B」は三つの項目からの選択履修になったが、どのように選択したらよいか。

- 生徒の実態等に応じて三つの内容からその内容を適宜選択して履習させることとした。すなわち、これらの内容のすべてを履修させるときは3単位程度を要するが、標準単位数は2単位であり、生徒の実態や単位数等に応じて内容を適宜選択させることとしている。

問6 「数学Ⅲ」の全項目履修が不可能な場合、部分履修は認められないのか。

- 数学Ⅲは、その内容のすべてを履修する科目であり、一部の大項目を扱わないなどの部分履修をすることは認められない。

問7 「数学Ⅲ」を5単位履修させることが難しい場合、一部の内容を履修する学校設定科目を設けることは可能か。

- 学校設定科目については、ある科目の内容の一部を抜き出したり組み合わせたりするだけのものは好ましくない。例えば、工業科にあつては、生徒の実態を踏まえ、数学Ⅱの「微分・積分の考え」と数学Ⅲの「微分法」「積分法」を工業の内容と関連付けたりして再構成することは考えられる。数学Ⅰ及び数学Ⅱについても同様に考えていただきたい。

5 理 科

(1) 科目編成

科目	標準単位	科目	標準単位	科目	標準単位
科学と人間生活	2	物 理	4	理科課題研究	1
物 理 基 礎	2	化 学	4		
化 学 基 礎	2	生 物	4		
生 物 基 礎	2	地 学	4		
地 学 基 礎	2				

(2) 改訂の基本方針

ア 理科については、その課題を踏まえ、小・中・高等学校を通じ、発達段階に応じて、子どもたちが知的な好奇心や探究心をもって、自然に親しみ、目的意識をもった観察・実験を行うことにより、科学的に調べる能力や態度を育てるとともに、科学的な認識の定着を図り、科学的な見方や考え方を養うことができるように改善を図る。

イ 理科の学習において基礎的・基本的な知識・技能は、実生活における活用や論理的な思考力の基盤として重要な意味をもっている。また、科学技術の進展などの中で、理数教育の国際的な通用性が一層問われている。このため、科学的な概念の理解など基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として、子どもたちの発達段階を踏まえ、小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を図る方向で改善する。

ウ 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、学年や発達の段階、指導内容に応じて、例えば、観察・実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動、探究的な学習活動を充実する方向で改善する。

エ 科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するため、観察・実験や自然体験、科学的な体験を一層充実する方向で改善する。

オ 理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせ、科学への関心を高める観点から、実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する方向で改善を図る。また、持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み、理科についても、環境教育の充実を図る方向で改善する。

(3) 改訂の内容

ア 探究的な学習を重視し、中学校理科の学習の成果も踏まえて自然科学の複数の領域を学び、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心をもち続ける態度を育てるとともに、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて深く学び、自然を探究する能力や態度を高めることができるよう、科目の構成及び内容等を次のように改善する。

イ 各科目

(ア) 科学技術が発展し、実社会・実生活を豊かにしてきたことについて、身近な事物・現象に関する観察・実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然や科学に関する興味・関心を高める新たな科目「科学と人間生活」を設ける。

「科学と人間生活」は、科学の発展、生活の中の科学、科学と人間生活などで構成する。

(イ) 現行の「Ⅰを付した科目」「Ⅱを付した科目」のうち、中学校と高等学校との接続を考慮しながら、より基本的な内容で構成し、観察・実験、探究活動などを行い、基本的な概念や探究方法を学習する科目として「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」（「基礎を付した科目」）を設ける。その際、実社会・実生活とのかかわりを考慮するものとする。

「物理基礎」は、物体の運動と力、物理現象とエネルギーなど、「化学基礎」は、化学と人間生活、物質の構成、物質の変化など、「生物基礎」は、細胞と遺伝子、生物の多様性と生態系など、「地学基礎」は、宇宙における地球、変動する地球などで構成する。

(ウ) 「基礎を付した科目」の内容を基礎に、観察・実験、探究活動などを行い、より発展的な概念や探究方法を学習する科目「物理」、「化学」、「生物」、「地学」を設ける。「物理」は、運動、波、電気と磁気、物質と原子など、「化学」は、物質の状態や変化と平衡、無機物質、有機化合物及び高分子化合物の性質と利用など、「生物」は、生物現象と物質、生物の生活と反応、生物の集団、生物の進化など、「地学」は、地球の概観、地球の活動と歴史、地球の大気と海洋、宇宙の構成などで構成する。

(エ) 現行の「Ⅱを付した科目」の中の課題研究については、自然を探究する能力や態度を育て、創造的な思考力を高める観点から、一層の充実が求められており、研究を継続して実施できるようにするため、新たな科目「課題研究」を設ける。

「課題研究」では、「基礎を付した科目」や「物理」、「化学」、「生物」、「地学」での探究活動の成果を踏まえ、特定の自然事象や科学を発達させた実験に関する研究、自然環境の調査などの中から、課題を設定し研究を行うものとする。

(オ) 「物理」、「化学」、「生物」、「地学」はそれぞれの「基礎を付した科目」を履修した後に履修させるようにする。

(カ) 「課題研究」は一つ以上の「基礎を付した科目」を履修した後に履修させるようにする。

(キ) 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、観察・実験、探究活動などにおいて結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を一層重視する。

(ク) 生命科学などの科学の急速な進展に伴って変化した内容については、実社会・実生活との関連や、高等学校と大学の接続を円滑にする観点から見直しを図る。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成

(ア) 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目については、原則として、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させること。

(イ) 「理科課題研究」については、一つ以上の基礎を付した科目を履修した後に履修させること。また、課題の特性や学校の実態に応じて、授業を特定の期間に実施するなど、指導を効果的に行うこと。

(ウ) 各科目の指導に当たっては、大学や研究機関、博物館などと積極的に連携、協力を図るようにすること。

(エ) 各科目を履修させるにあたっては、当該科目や他の科目の内容及び数学科や家庭科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習の内容の系統性に留意すること。

イ 内容の取扱いに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 各科目の指導に当たっては、観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること。

(イ) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活に関わる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。

(ウ) 観察、実験、野外観察、調査などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止について十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。

(エ) 各科目の指導に当たっては、観察、実験の過程での情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用すること。

(5) 一問一答

問1 今回の理科の改定の基本的な考え方は、どのようなものか。

○ 改訂に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

ア 科学的な概念の理解など基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を図るとともに、科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から探究的な学習活動をより一層充実する。中学校との接続に配慮し、高等学校理科の各科目の構成及び内容の改善・充実を図るとともに、科学的に探究する能力と態度の伸長を図ることができるよう改善する。

イ 物理、化学、生物、地学のうち3領域以上を学び、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心をもち続ける態度を育てる。併せて、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて学べるよう履修の柔軟性を向上させる。基礎的な科学的素養を幅広く養うことは、今日の「知識基盤社会」において重要である。また、生徒の多様な興味・関心や進路等に応じることが大切である。

ウ 今日の科学や科学技術の発展はめざましく、その成果が社会の隅々にまで活用されるようになってきている。このように急速な進展に伴って変化した内容については、その変化に対応できるよう学習内容を見直す。また、科学や科学技術の成果と日常生活や社会との関連にも留意し改善を図る。

問2 理科の目標は、どのように改善されたか。

【現行】

自然に対する関心や探究心を高め、観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。



【改訂後】（下線部が改善箇所）

自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。

- 「自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め」とあるのは、自然の事物・現象に対する興味や関心を喚起し、問題を見だし主体的に解決しようとする意欲を高めることを示している。改善の要点の一つである探究的な学習の充実へとつなげていくためにも、知的好奇心や探究心を喚起し、科学を学ぶ意義や楽しさを実感させながら、自然の事物・現象を主体的に学ぼうとする態度を育てることが大切である。
- 「目的意識をもって観察、実験などを行い」とあるのは、科学的に探究する能力や態度を身に付けさせたり、自然の事物・現象についての体系的な知識を得させたりするため、生徒が目的意識をもって観察や実験などを行うよう配慮し指導することを示している。観察や実験の目的を一人一人の生徒が明確に把握し、見通しをもって観察、実験などを主体的に行うよう指導することが大切である。
- これまで、「自然に対する関心や探究心を高め」であった表現が、「自然の物事・現象に対する関心や探究心を高め」と改善された。「観察、実験などを行い」であった表現が、「目的意識をもって観察、実験などをおこない」と改善された。つまり、知的好奇心や探究心を喚起し、科学を学ぶ楽しさを実感させながら、自然の事物・現象を主体的に学ぼうとする態度を育てること、さらに観察や実験の目的を一人一人の生徒が明確に把握し、見通しをもって観察、実験などを主体的に行うよう指導することが大切である。

問3 理科の必修科目は、どのように履修させればよいか。

- 必修科目については、次の二つのうちからいずれかを選択できるように改められた。
 - ア 「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうち「科学と人間生活」を含む2科目を履修させる。
 - イ 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修させる。

問4 各科目の履修順序について、どのような配慮が必要か。

- 各科目については、履修年次の指定はない。履修の順序については、次のように示されている。
 - ア 「物理」「化学」「生物」及び「地学」の各科目については、原則として、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させること。
 - イ 「理科課題研究」については、一つ以上の基礎を付した科目を履修した後に履修させること。また、指導に効果的な場合には、授業を特定の期間に行うことができること。
- 「科学と人間生活」については、特に履修の順序は示されていないが、観察や実験などを中心に扱い、自然や科学技術に対する興味・関心を高めることを目標としていることから、「科学と人間生活」を履修させ、生徒の興味や関心を高めた後、基礎を付した科目を選択させたり、基礎を付した科目との関連を図りながら並行して履修させたりすることが考えられる。
- 各学校で履修計画を立てる際には、各科目の性格と目標を十分考慮し、その趣旨が十分発揮できるような履修計画、指導計画を立てることが重要である。

問5 新たに設けられた「科学と人間生活」はどのような科目か。

- 「科学と人間生活」の目標に「自然と人間生活とのかかわり及び科学技術が人間生活に果たしてきた役割について、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高める。」とあるように、この科目には、科学の原理や法則が科学技術として日常生活や社会の中でどのように利用され、結び付いているかを具体的に示しながら、科学を学ぶ意義や有用性を実感させ、生涯にわたって科学に興味・関心をもち続けるようにするというねらいがある。
- 「科学と人間生活」の内容は、「(1) 科学技術の発展」、「(2) 人間生活の中の科学」及び「(3) これからの科学と人間生活」の3つの大項目で構成されている。これらの大項目は、日常生活や社会にかかわる自然や科学技術についての正しい理解と興味・関心を高めるという観点から、生徒にとって身近な内容で構成されている。
- 「(1) 科学技術の発展」では、身近な科学技術に関する事例を取り上げながら、時代とともに科学技術が発展し人間の生活を豊かで便利にしてきたことを理解させる。
- 「(2) 人間生活の中の科学」では、自然や科学技術に関するできるだけ幅広い分野の学習を可能にするため、「ア 光や熱の科学」、「イ 物質の科学」、「ウ 生命の科学」、「エ 宇宙や地球の科学」の4つの中項目を設けている。それぞれの中項目では、観察、実験などを中心とした学習を通して、科学と人間生活とのかかわりについて認識を深めさせる。
- 「(3) これからの科学と人間生活」では、科学技術の発展によって、将来、私たちの日常生活や社会に影響を及ぼすであろう自然や科学技術に関連した課題を設定し、それを調べてまとめる活動を行い、これからの科学と人間生活とのかかわり方について考察させる。

問6 今回の改定では、教育内容の主な改善事項として言語活動の充実が挙げられているが、理科ではどのような取組をすればよいか。

- 「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の2(1)に、「各科目の指導に当たっては、

観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること。」と示された。

- これらの学習活動の充実は、科学的な思考力や判断力、表現力を育成する観点から述べられたものであるが、言語力の育成にもつながるものである。
- 観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出す学習活動では、生徒に観察や実験の目的を十分理解させ、生徒が主体的に取り組むようにすることが求められる。また、科学的な思考力や判断力を育成するため、生徒一人一人にじっくり考えさせたり、グループで協議させた後、自らの考えをまとめさせたりすることも考えられる。
- 自らの考えを表現する学習活動においては、特に、最初のうちは思考を促し表現させるような指導が大切である。また、口頭での発表、プレゼンテーション、報告書の作成など、多様な表現活動の機会を設定することが大切である。

6 保健体育

(1) 科目編成

科 目	標準単位数
体育	7～8
保健	2

ア 「体育」及び「保健」は、すべての生徒に履修させる科目であり、「体育」及び「保健」を必履修科目として履修させる単位数は、上記の標準単位数を原則として下ってはならない。

イ 「体育」は、各年次継続して履修できるようにし、各年次の単位数はなるべく均分して配当する。したがって、全日制、定時制及び通信制などのいずれの課程にあっても、各学校の修業年限に応じて、それぞれ各年次に単位数を均分して配当し、計画的、継続的に履修させることによって指導の効果を上げる必要がある。

ウ 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させるものとする。したがって、全日制、定時制及び通信制などのいずれの課程にあっても、原則として入学年次及びその次の年次に各1単位を配当し、計画的、継続的に履修させることによって指導の効果を上げるようにする必要がある。

(2) 改訂の基本方針

ア 小学校、中学校及び高等学校を通じて、「体育科、保健体育科については、その課題を踏まえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。その際、心と体をより一体としてとらえ、健全な成長を促すことが重要であることから、引き続き保健と体育を関連させて指導することとする。また、学習したことを実生活、実社会において生かすことを重視し、学校段階の接続及び発達の段階に応じて指導内容を整理し、明確に示すことで体系化を図る。」としている。

イ 体育については、「体を動かすことが、身体能力を身に付けるとともに、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現などを通じてコミュニケーション能力を育成することや、筋道を立てて練習や作戦を考え、改善の方法などを互いに話し合う活動などを通じて論理的思考力をはぐくむことにも資することを踏まえ、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図る。」としている。また、武道については、「その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。」としている。

ウ 保健については、「生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、一層の内容の改善を図る。その際、小・中・高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、子どもたちの発達の段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る。また、生活習慣の乱れやストレスな

どが健康に影響することを学ぶことが重要であり、健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに、心身の発育・発達と健康、生活習慣病などの疾病の予防、保健医療制度の活用、健康と環境、傷害の防止としての安全などの内容の改善を図る。特に、小学校低学年においては、運動を通して健康の認識がもてるよう指導の在り方を改善する。」としている。

(3) 目標及び内容

ア 保健体育科の目標

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

この目標は、学校教育法において、

- ① 「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」(第50条)とされ、高等学校においては、義務教育で身に付けた基礎・基本を発展させ、学問研究や技術の習得に結び付けていくことが重視されていること。
- ② 「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」(第30条第2項)と規定されたこと。
- ③ 「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること」(第21条第8号)と規定されたこと。

などを踏まえ、「明るく豊かな生活を営む態度を育てる」ことを目指した中学校保健体育科の基礎の上に、高度な普通教育としての保健体育科の究極的な目標である「明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ことを目指すものである。

イ 各科目

<体育>

(ア) 目標

運動の合理的、計画的な実践を通して、知識を深めるとともに技能を高め、運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようにし、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

(イ) 内容

a 内容の構成

- ・ 「体育」の内容は、運動に関する領域及び知識に関する領域で構成されている。
- ・ 運動に関する領域は、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」及び「ダンス」であり、知識に関する領域は、「体育理論」である。

b 内容の取扱いにおける注意点

- ・ 「体づくり運動」及び「体育理論」を、各年次を通してすべての生徒に履修させること。
- ・ 「体育」の領域及び内容の取扱い(別表1)に示すように、学習指導要領の趣旨に沿った領域の選択を設定すること。
- ・ 「体づくり」は、各年次7～10単位時間程度を配当すること。
- ・ 「体育理論」は、各年次で6単位時間以上配当すること。

- ・ 「武道」は、柔道又は剣道のいずれかを選択して履修できるようにすること。なお、地域や学校の実態に応じて、相撲、なぎなた、弓道などのその他の武道についても履修させることができること。
- ・ 示された領域や領域の内容に加えてその他の運動種目等を実施する場合は、学習指導要領第1章総則第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の2（1）で示されているように、「体育」の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないよう留意すること。
 なお、次の表（別表1）は、「体育」の領域及び内容の取扱いを一覧にしたものである。

（別表1）

「体育」の領域及び内容の取扱い

領域及び領域の内容	入学年次	その次の年次	それ以降の年次	内容の取扱い
【A体づくり運動】 ア 体ほぐしの運動 イ 体力を高める運動	必修	必修	必修	ア、イは必修 (各年次7～10 単位時間程度)
【B器械運動】 ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 平均台運動 エ 跳び箱運動	B、C、D、 Gから①以上 選択	B、C、D、 E、F、G から②以上 選択	B、C、D、 E、F、G から②以上 選択	ア～エから選択
【C陸上競技】 ア 競走 イ 跳躍 ウ 投てき				ア～ウに示す運動 から選択
【D水泳】 ア クロール イ 平泳ぎ ウ 背泳ぎ エ バタフライ オ 複数の泳法で長く泳ぐ又はリレー				ア～オから選択
【E球技】 ア ゴール型 イ ネット型 ウ ベースボール型	E、Fから ①以上選択			入学年次では、ア～ウから② 選択 その次の年次以降では、 ア～ウから選択
【F武道】 ア 柔道 イ 剣道				ア又はイのいずれか 選択
【Gダンス】 ア 創作ダンス イ フォークダンス ウ 現代的なリズムのダンス	B、C、D、 Gから①以上 選択			ア～ウから選択
【H体育理論】 (1) スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴 (2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方 (3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方	必修	必修	必修	(1) 入学年次 (2) その次の年次 (3) それ以降の年次 (各年次6 単位時間以上)

<保健>

(ア) 目標

個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

(イ) 内容

a 内容の構成

「保健」の内容は、学習指導要領において、「現代社会と健康」、「生涯を通じる健康」、「社会生活と健康」の3項目で構成されており、それぞれの項目について3～5つの内容が示されている。

b 内容の取扱いにおける注意点

- ・ 「保健」の指導に当たっては、知識の習得を重視した上で、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していくこと。
- ・ 指導に当たっては、ディスカッション、ブレインストーミング、ロールプレイング（役割演技法）、心肺蘇生法などの実習や実験、課題学習などを取り入れること。
- ・ 実習を取り入れる際には、応急手当の意義や手順など、該当する指導内容を理解できるようにし、実習を取り入れるねらいが実験の方法を習得することではなく、内容について仮説を設定し、これを検証したり、解決したりするという実証的な問題解決を自ら行う活動を重視し、科学的な事実や法則といった指導内容を理解できるようにすることに主眼を置くこと。

なお、次の表（別表2・3）は、「保健」の内容及びその取扱いを一覧にしたものである。

（別表2）「保健」の内容の取扱い

内容	入学年次	その次の年次	それ以降の年次	内容の取扱い
(1) 現代社会と健康 (2) 生涯を通じる健康 (3) 社会生活と健康	必修			(1)～(3)を入学年次及びその次の年次

（別表3）「保健」の内容

領域	項目	内 容	取扱いで配慮すること等
現代社会と健康	ア 健康の考え方	(ア) 国民の健康水準と疾病構造の変化 (イ) 健康の考え方と成り立ち (ウ) 健康に関する意志決定や行動選択 (エ) 健康に関する環境づくり	ヘルスプロモーションの考え方に基づいて現代社会の様々な健康問題に関して理解できるようにする。
	イ 健康の保持増進と疾病の予防	(ア) 生活習慣病と日常の生活行動 (イ) 喫煙、飲酒と健康 (ウ) 薬物乱用と健康 (エ) 感染症とその予防	食育の観点を踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結びつくよう配慮する。(イ)については、疾病との関連、社会への影響等について総合的に取り扱い、薬物については麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。
	ウ 精神の健康	(ア) 欲求と適応機制 (イ) 心身の相関 (ウ) ストレスへの対処 (エ) 自己実現	大脳の機能、神経系及び内分泌系の機能について必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、「体育」における体ほぐしの運動との関連を図るよう配慮する。
	エ 交通安全	(ア) 交通事故の現状 (イ) 交通社会で必要な資質と責任 (ウ) 安全な社会づくり	二輪車及び自動車を中心に切り上げるものとする。また、自然災害等による傷害の防止についても必要に応じ関連付けて扱うよう配慮する。
	オ 応急手当	(ア) 応急手当の意義 (イ) 日常的な応急手当 (ウ) 心肺蘇生法	実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については必要に応じ関連付けて扱う程度とし、効果的な指導を行うため「水泳」等との関連を図るよう配慮するものとする。
生涯を通じる健康	ア 生涯の各段階における健康	(ア) 思春期と健康 (イ) 結婚生活と健康 (ウ) 加齢と健康	生殖機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とし責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮する。

	イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関	(ア) 我が国の保健・医療制度 (イ) 地域の保健・医療機関の活用	医薬品については、使用法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解させる。その際、副作用については、予期できるものと予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。
	ウ 様々な保健活動や対策	様々な保健活動や対策	日本赤十字社等の民間の機関の諸活動や世界保健機関等の国際機関の諸活動について、ヘルスプロモーションの考え方に基づくものも含めて触れるようにする。
社会生活と健康	ア 環境と健康	(ア) 環境の汚染と健康 (イ) 環境と健康にかかわる対策	廃棄物の処理と健康についても触れるものとする。
	イ 環境と食品の保健	(ア) 環境保健にかかわる活動 (イ) 食品保健にかかわる活動 (ウ) 健康の保持増進のための環境と食品の保健	(イ)については、食育の観点を踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結びつくよう配慮する。
	ウ 労働と健康	(ア) 労働災害と健康 (イ) 働く人の健康の保持増進	ストレスに対する気づきへの援助、リラクゼーションの指導等、メンタルヘルスケアが重要視されていることにも触れるようにする。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

各科目の指導に当たっては、その特質を踏まえ、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

ア 体育

「体育」の目標を達成するためには、意図的、計画的な学習指導を展開する必要がある。このためには、地域や学校の実態、中学校との関連、生徒の特性等を十分に考慮し、卒業までの見通しを立てた上で、内容の決定、各内容に当てる授業時数、単元の構成及び配列等を的確に定めた指導計画を作成することが大切である。

なお、指導計画の作成にあたっては次の事項に配慮するものとする。

(ア) 第1章総則第1款の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意するものとする。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するものとする。

(イ) 「体育」は、各年次継続して履修できるようにし、各年次の単位数はなるべく均分して配当するものとする。なお、内容の「器械運動」から「ダンス」までの領域に対する授業時数の配当については、その内容の習熟を図ることができるよう考慮するものとする。

イ 保健

「保健」の学習指導を系統的かつ効果的に推進するためには、あらかじめ学習指導の予定を立て、年間にわたる見通しや指導の方向、基本的観点を明確にしておく必要がある。この全体的な見通しや予定等を示すために作成する年間計画は、月間及び毎時間の学習指導に不可欠な指針となるべきものである。したがって、年間にわたる学習指導計画の作成に当たっては、学習指導要領に基づきながら、地域、学校及び生徒の実態を考慮して、これに即応するように計画を作成することが必要である。

「保健」の指導計画の作成については、学習指導要領第2章第6節保健体育の第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」にその基本が示されているが、特に次の事項に十分配慮し、実際に即した指導計画を作成する必要がある。

(5) 一問一答

問1 「A体づくり運動」や「H体育理論」は、配当する時間が示されましたが、それを下回る時間で行ってもいいか。

- 今回の改訂では、中央教育審議会の答申を受け、「基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるようにする」ことを重視し、体づくり運動を各年次で7～10単位時間程度、体育理論については各年次で6単位時間以上を配当することと示されている。
- 各年次においてすべての生徒に履修させることを示すとともに、指導内容の定着が、より一層図られるよう時間が配当されているので、配当された時間に関しては、必ず行わなければならない。

問2 なぜ球技の示し方が種目別から型別に変ったのか。

- 球技には多様な種目があり、指導内容の系統性を考える際、示した運動種目のすべてについて種目レベルの系統性を図るとすれば、小学校の早い段階から、種目につながる体験が必要となってしまう。
- 球技の特性や魅力は、類型ごとに特徴があるので、そうした共通する動きに着目して、指導内容の系統性を考える必要があるとの指摘を受け、改善を図ったものである。
- 球技を選択する場合、例えば、バスケットボールとサッカーを選択するなど、同類型を選択することが課題となる。自らに適した運動を選択する能力を育成するためにも、最低限、異なる類型を体験させる必要があるとの考え方から、型別に選択するよう示された。

問3 体育の単位数を、標準単位数を超え9単位とすることは可能か。

- 学習指導要領には、各教科・科目及び単位数等として、体育は7～8を標準単位数としている。また、学習指導要領解説には「標準単位数を原則として下ってはならない。」と示されている。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

問4 「保健」の標準単位数と履修学年に変更はあるか。

- 変更はない。
- 「保健」の標準単位数は、従前と同様2単位となっている。また、「保健」の履修学年は、原則として入学年次及びその次の2か年になっている。
- 「保健」については、小学校第3学年から中学校第3学年まで毎学年学習することとなっている。高等学校では、これに継続して学習させることによって、学習の効果を上げることをねらいとしている。なお、「入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修する」こととしたのは、高等学校においてもできるだけ長い期間継続して学習し、健康や安全についての興味・関心や意欲を持続させ、生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎となるよう配慮したものである。

問5 「A体づくり運動」で、「地域などの実社会で生かすことができるようにすることが求められる」とあるが、具体的にはどのようなことか。

- 体育では、すべての領域で「基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるようにする」（平成20年1月の中央教育審議会答申）ことが求められていることを示したものである。
- 具体的には、体づくり運動を学習した期間で終わってしまうのではなく、日常生活の中で生かし、自

分の身体の状態に気付いた時に、自ら進んで活動できるようにすることをいう。そのために、ジョギングや各種の体操などの施設や器具を用いず手軽に行う運動例や適切な食事や睡眠の管理の仕方を取り入れて、卒業後も継続可能な手軽な運動の計画を立てて取り組めるような指導方法を工夫する必要がある。

問6 各運動の領域で行われる準備運動、補強運動、整理運動等を「体ほぐしの運動」として扱ってもいいか。

- 「体ほぐしの運動」については、すべての年次で取り扱うこととし、さらに、器械運動からダンスまでの運動に関する領域においても関連を図って指導することができることとしている。その際、「体ほぐしの運動」としての学習は、体づくり運動の単元で、指導と評価をすることになる。各運動の領域で行われる準備運動、補強運動、整理運動等で体ほぐしの運動を行ったことで、体ほぐしの運動を履修したことにはならない。
- 体ほぐしの運動は、運動そのものの楽しさや心地よさを味わうとともに、精神的なストレスなどの解消に役立つ効果が期待される。したがって、その主旨を踏まえ心と体を一体として捉えた指導の充実を図るために、準備運動、補強運動、整理運動に取り入れる必要がある。

問7 「E球技」の内容の取扱いで、「地域や学校の実態に応じて、その他の運動についても履修させることができること」となっているが、その他の運動とは具体的にどのようなものか。

- 地域や学校の実態とは、地域の特色、学校の立地条件や気候条件、地域や学校の体育施設や用具等を示している。また、地域や学校の実態に応じて、その他の運動についても履修させることができることとしていますが、原則として、その他の型及び運動は、内容の取扱いに示された各型及び運動種目に加えて履修させることとし、地域や学校の特別な事情がある場合には、替えて履修させることもできることとしている。
- その他の運動とは、市町を挙げて取り組んでいるスポーツをいう。その際、地域や住民の要望があるスポーツについて取り扱うことが考えられる。また、中学校段階ですでに特徴のあるスポーツに取り組み、高校へ入学後も継続的に行ってほしいという地域からの要望のある種目が存在しているような場合も取り扱うことが考えられる。

問8 中学校において武道は必修化されたが、高等学校において武道が必修ではないのはなぜか。

- 中央教育審議会の答申を踏まえて、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を見通して、発達の段階のまとまりを踏まえ、明確化と体系化が図られた。
- 中学校第1学年及び第2学年においては、「多くの領域の学習を経験する時期」ととらえ、これまで選択必修であった武道とダンスを含め、すべての領域を必修となり武道を必ず履修することとなった。
- 高等学校においては、中学校第3学年との接続を重視するとともに、「卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期」ととらえ、生徒の主体的な学習の充実及び多様性を踏まえた指導の充実を図ることができるよう、領域選択を行えるようになった。
- 高等学校では、武道は領域選択となっており、「我が国固有の伝統と文化により一層触れさせるため、中学校の学習の基礎の上に、より深められる機会を確保するよう配慮するものとする。」と示されているので、希望する生徒が武道を確実に履修できるよう選択や学習の機会の充実を図る必要がある。

7 芸 術

(1) 科目編成

科 目	標準単位数						
音楽Ⅰ	2	美術Ⅰ	2	工芸Ⅰ	2	書道Ⅰ	2
音楽Ⅱ	2	美術Ⅱ	2	工芸Ⅱ	2	書道Ⅱ	2
音楽Ⅲ	2	美術Ⅲ	2	工芸Ⅲ	2	書道Ⅲ	2

Ⅱを付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に、Ⅲを付した科目はそれぞれに対応するⅡを付した科目を履修した後に履修させることを原則とする。

(2) 改訂の基本方針

ア 芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、表現と鑑賞の能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深める。

イ 各学校段階（書道は中学校国語書写）との連続性に配慮し、芸術のよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。

ウ 音楽では楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動、美術、工芸及び書道では作品について互いに批評し合う活動を鑑賞指導に取り入れるようにし、言語活動の充実を図るようにした。

エ 知的財産権等について配慮し、著作物を尊重する態度の育成を図ることを内容の取扱いに明記した。

(3) 改訂の内容

ア 目標

(ア) 目標に「芸術文化についての理解を深め」ることが新たに加えられ、我が国の伝統的な芸術文化の取扱いを一層重視した。

(イ) 生涯学習社会の一層の進展に対応するため、音楽、美術、工芸及び書道のⅠ及びⅡについても「生涯にわたり」が加えられ、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てることを明確にした。

イ 各科目

<音楽>

(ア) 目標

- a 「音楽Ⅰ」に、「音楽文化についての理解を深める」ことと、「音楽を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」を加えた。
- b 「音楽Ⅱ」に、「音楽を愛好する心情」に「生涯にわたり」を新たに加えた。
- c 「音楽Ⅲ」では、特に「個性豊かな音楽の能力を高める」ことを強調している。

(イ) 内容の構成

- a 音楽では、「A 表現」「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」、「(3) 創作」及び「B 鑑賞」を指導する。
- b 「A 表現」「(1) 歌唱」においては、今回の改訂で、各事項の文末を「歌うこと」と示し、「曲想、歌詞の内容、楽曲の背景」、「曲種に応じた発声の特徴」、「様々な表現形態による歌唱

の特徴」、「音楽を形づくっている要素」に関する内容について示した。

- c 「音楽を形づくっている要素」とは、中学校音楽科で示しているように、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などを指す。

(ウ) 指導計画の作成

- a 中学校音楽の指導内容をよく把握し、生徒の能力・適性、興味・関心及び学習経験が多様になっている事に十分考慮した年間計画を作成する。

(エ) 内容の取扱い

- a 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、特定の活動に偏らないようにするとともに、「A表現」及び「B鑑賞」の相互の関連を図るものとする。
- b 「音楽Ⅰ」において「A表現」の「(3) 創作」の「音階、旋律、和音等」、「音素材の特徴、構成原理」又は「変奏、編曲」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- c 「音楽Ⅱ」においては、内容の「A表現」の「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」又は「(3) 創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- d 「音楽Ⅲ」においては、内容の「A表現」の「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」「(3) 創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

<美術・工芸>

(ア) 目標

- a 芸術科の目標に「芸術文化についての理解」が加えられたことを踏まえ、選択必修科目である「美術Ⅰ」「工芸Ⅰ」の科目目標に、文化の理解に関する目標を新たに規定した。
- b 生涯学習社会の一層の進展に対応するため、従前の「美術Ⅲ」「工芸Ⅲ」だけでなく、Ⅰ・Ⅱを付した科目の目標にも生涯にわたり美術又は工芸を愛好する心情を育てることを明記した。

(イ) 内容の構成

- a 美術では、従前と同様、「A表現」「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」、「(3) 映像メディア表現」及び「B鑑賞」を指導する。
- b 工芸では従前の「(1) 工芸制作」、「(2) プロダクト制作」から変更し、「A表現」「(1) 身近な生活と工芸」、「(2) 社会と工芸」及び「B鑑賞」を指導する。

(ウ) 指導計画の作成

- a 「美術Ⅰ」・「工芸Ⅰ」は、中学校美術科の学習の基礎の上に設けられた科目であり、内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、中学校における学習経験や生徒の能力・適性、興味・関心等を十分に考慮して指導計画を作成することが重要である。その際、鑑賞に充てる時数を適切かつ十分に確保する必要がある。
- b 「美術Ⅱ」・「工芸Ⅱ」では、「美術Ⅰ」・「工芸Ⅱ」における体験の上に立ち表現の能力や、鑑賞の能力を伸ばすことを狙いとしている。
- c 「美術Ⅲ」・「工芸Ⅲ」では、「美術Ⅰ」・「工芸Ⅱ」及び「美術Ⅱ」・「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、美術・工芸の諸能力を高めることなどを狙いとしている。また将来、美術・工芸を専門的に学び職業等に活かそうとする生徒に対して、より質の高い学習内容を提供することについても配慮する必要がある。

(エ) 内容の取扱い

- a 美術の「(3) 映像メディア表現」は、映像メディアの特性を生かして表現する学習であるが、表現する内容については、現行学習指導要領では、「伝達」のための表現に重点を置いて示していた。しかし、今回の改訂では伝達などの「目的や機能」を基にした表現だけでなく、

「感じ取ったことや考えたこと」を基にした表現としての位置付けも明確にして内容を整理した。

- b 「美術Ⅰ」で、「A表現」の内容を選択して扱う場合は、次の点に留意し、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の調和を図る必要がある。
- ・ 「(1) 絵画・彫刻」は、絵画と彫刻のいずれか一方を選択して扱うことができること。
 - ・ 「(2) デザイン」と「(3) 映像メディア表現」については、(3)において目的や機能などを考えた表現を取り扱う場合、「(2) デザイン」といずれか一方を選択して扱うことができること。
- これを図に表すと次の「指導計画の作成例」となる。

「A表現」の指導計画の制作例

例	(1) 絵画・彫刻 (感じ取ったこと)		(2) デザイン (目的や機能)	(3) 映像メディア表現	
	絵画	彫刻		(感じ取ったこと)	(目的や機能)
1	○		○		
2		○	○		
3	○				○
4		○			○

- c 「工芸Ⅰ」の指導に当たっては、中学校美術科との関連を十分に考慮し、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図るとともに、「B鑑賞」の指導については、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。
- d 「美術Ⅱ」「工芸Ⅱ」の指導に当たっては、発展的な学習が進められるようにするため、「A表現」の各内容のうちから、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる。
- e 「美術Ⅲ」「工芸Ⅲ」の指導に当たっては、発展的で個性的な学習が進められるようにするため、「A表現」の各内容又は「B鑑賞」のうちから、いずれか一つ以上を選択して扱うことができる。

<書道>

(ア) 目標

生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって書への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「書道Ⅰ」「書道Ⅱ」の目標にも「書を愛好する心情」に新しく「生涯にわたり」を加えた。

- a 芸術科の目標に「芸術文化についての理解を深める」ことを加えたことを受け、「書道Ⅰ」の目標にも「書の伝統と文化についての理解を深める」ことを新たに加えた。

(イ) 内容の構成

- a 「A表現」「(1) 漢字か仮名交じりの書」、「(2) 漢字の書」、「(3) 仮名の書」及び「B鑑賞」を指導する。
- b 「A表現」「(1) 漢字か仮名交じりの書」では、伝統と文化を尊重し、表現の能力を伸ばす観点から、今回の改訂で、「書道Ⅰ」に「名筆を生かした表現を理解し、工夫すること。」を加えた。
- c 「B鑑賞」については、従前は三つの事項で構成されていたが、今回の改訂では四つの事項で構成し、文字の成り立ちにかかわる理解を重視する観点から、従前の「ウ日本及び中国等の書の文化」の指導事項のうち、「漢字の書体の変遷、仮名の成立等を理解すること」を新たに指導事項として加えている。

(ウ) 指導計画の作成

- a 従前と同じく、「(1) 漢字仮名交じりの書」は、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との関連性を踏まえ、また書を生活に生かす態度の育成を図るための基本的な分野として考慮する。
- b 「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を図ること。
- c 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、作品について互いに批評し合う活動などを取り入れるようにする。

(エ) 内容の取扱い

- a 「書道Ⅰ」においては、従前は「(1) 漢字仮名交じりの書」のみを必ず扱うこととし、「(2) 漢字の書」及び「(3) 仮名の書」については、そのいずれかを選択することを可能としていたが、総合的に書に対する理解を深めるために、今回の改訂では、この三つの分野すべてを扱うこととしている。
- b 「書道Ⅱ」においては、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容の「A表現」の「(2) 漢字の書」又は「(3) 仮名の書」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- c 「書道Ⅲ」においては、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容の「A表現」の「(1) 漢字仮名交じりの書」、「(2) 漢字の書」、「(3) 仮名の書」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

(4) 一問一答

問1 芸術科の指導計画を作成する上で、どのようなことに留意すればよいか。

○ 芸術科の科目編成

芸術科の科目の編成及び標準単位数については、従前と異なるところはない。また、履修順序は、Ⅱを付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に、Ⅲを付した科目はそれぞれに対応するⅡを付した科目を履修した後に履修させることを原則としている。

○ 共通必修履修科目について

学習指導要領第1章総則第3款の1においては、芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目をすべての生徒に履修させるものとし、その単位数は標準単位数を下らないものとしている。

なお、必修履修教科・科目については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、その単位数の一部を減じることができることとしているが、標準単位数が2単位である必修履修教科・科目を除くという条件が付されているので、いずれの科目を選択した場合も、すべての生徒が必ず2単位以上を履修しなければならない。

問2 音楽に関する科目の改訂について基本的な考え方は何か。

○ 音楽に関する科目についての改訂の基本的な考え方は、次のとおりである。

1 音楽文化に関する学習の充実

音楽は音を媒介としたコミュニケーションであり、その表現は社会や文化の有り様と密接にかかわっている。地理的・文化的・歴史的背景などの広い視野で音楽に目を向け、音楽文化の理解を深めていくことは、音楽を学習する上で極めて重要である。また、改正教育基本法においては、教育の目標に伝統と文化の尊重が新たに規定された。

2 生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てることを重視

生涯学習社会の一層の進展に対応するため、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てることを重視した。

3 すべての音楽活動を支える「音楽を形づくっている要素」に関する指導事項を新設

指導のねらいや手立てを明確にし、感性を高め、思考・判断し表現する一連の過程を大切に学

習を充実するため、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なとなる。「音楽を形づくっている要素」の知覚・感受・理解に関する指導事項を示した。

4 創作と鑑賞の学習を改善充実

創作指導の内容を具体化・焦点化するとともに、鑑賞指導において楽曲や演奏について根拠をもって批評する活動を取り入れることを示し、創作と鑑賞の学習を改善充実するようにした。

5 音環境への関心、著作物等を尊重する態度の育成などの配慮に関する事項を新設音楽の学習全体を通じて、音や音楽と生活や社会とのかかわりを考えさせたり、知的財産権などに配慮したりすることに関する事項を新設した。

問3 美術に関する科目の改訂について基本的な考え方は何か。

○ 美術に関する科目についての改訂の基本的な考え方は、次のとおりである。

1 美術文化に関する学習の充実

美術は、古くからの作品や生活の中の造形等が具体的な形として受け継がれてきており、それらを鑑賞することによりその国や時代の人々の美意識や創造的な精神等を直接感じ取ることは極めて重要である。また、改正教育基本法においては、教育の目標に伝統と文化の尊重が新たに規定された。これらを踏まえ、美術文化に関する学習の充実を図った。

2 生涯にわたり美術を愛好する心情を育てることを重視

生涯学習社会の一層の進展に対応するため、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てることを重視した。

3 「A表現」の指導事項を「発想や構想の能力」と「表現の技能」に分けて整理

「A表現」を通して育成する資質や能力を明確にし、「発想や構想の能力」と「表現の技能」が表現の学習のねらいとして明確に位置付けられるようにした。

4 生活を心豊かにする美術の動きを理解する学習の充実

美術作品を描くことやつくること、見ることに加え、身の回りにある様々な造形からよさや美しさなどを感じ取る学習の充実を図った。

5 「B鑑賞」における言語活動の充実

各自が感じ取ったことや考えたことを基に批評し合い、他者の考えと交流を図ることにより、新たな見方やとらえ方ができるような学習の充実を図った。

6 知的財産権の配慮に関する事項を新設

創造された作品を尊重するという態度を育成するとともに、知的財産権が、文化・社会の維持・発展にとって重要な役割を担っていることについて理解を深めるよう配慮する事項を新設した。

問4 書道に関する科目の改訂について基本的な考え方は何か。

○ 書道に関する科目についての改訂の基本的な考え方は、次のとおりである。

1 中学校国語科の書写からの円滑な接続を図ること

書道Ⅰにおいては科目目標に「書写能力の向上を図り」とし、中学校国語科の書写との円滑な接続を図ることを一層重視した。また、「A表現」における「漢字仮名交じりの書」「漢字の書」「仮名の書」の三分野の構成と順序を維持しつつ、書を生活に生かす態度を育成するとともに、多様な文字文化に触れる学習の充実を図った。

2 書の文化に関する学習の充実

書道は我が国を代表する伝統的な芸術の一つであり、書の「名筆」や「古典」を自分の表現に生かしたり鑑賞したりすることなど書の伝統と文化の理解を深めることは、書道を学習する上で極めて重要である。また、改正教育基本法においては、教育の目標に伝統と文化の尊重が新たに規定された。これらを踏まえ、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を図りながら、書の文化に関する学習を充実した。

3 生涯にわたり書道を愛好する心情を育てることを重視

生涯学習社会の一層の進展に対応するため、生涯にわたり書を愛好する心情を育てることを重視した。

4 「B鑑賞」における言語活動の充実

感じ取る力や思考する力を一層豊にするために、作品について感じたことを語り合ったり、互いに批評し合ったりするような鑑賞の指導を充実するよう改善を図った。

5 知的財産権の配慮に関する事項の新設

創造された作品の価値を認識し尊重する態度を育成するとともに、知的財産権が文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることを理解できるよう配慮する事項を新設した。

8 外国語(英語)

(1) 科目編成

科目	標準単位数	備考
コミュニケーション英語基礎	2	
コミュニケーション英語Ⅰ	3	必履修 2単位まで減可
コミュニケーション英語Ⅱ	4	
コミュニケーション英語Ⅲ	4	
英語表現Ⅰ	2	
英語表現Ⅱ	4	
英語会話	2	

(2) 改訂の基本方針

ア 「聞くこと」や「読むこと」を通じて得た知識等について、自らの体験や考えなどと結び付けながら活用し、「話すこと」や「書くこと」を通じて発信することが可能となるよう、中学校・高校を通じて、4技能を総合的に育成する指導を充実する。

イ 指導に用いられる教材の題材や内容については、外国語学習に対する関心や意欲を高め、外国語で発信しようの内容の充実を図る等の観点を踏まえ、4技能を総合的に育成するための活動に資するものとする。

ウ 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能の総合的な指導を通して、これらを統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するとともに、その基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ、文法指導を言語活動と一体的に行うこととする。また、コミュニケーションを内容的に充実したものとするができるよう、指導すべき語数を充実する。

エ 中学校における学習の基礎の上に、聞いたことや読んだことを踏まえた上で、コミュニケーションの中で自らの考えなどについて内容的にまとまりのある発信ができるようにすることを目指し、「聞くこと」や「読むこと」と、「話すこと」や「書くこと」とを結び付け、四つの領域の言語活動の統合を図る。

オ 中学校における学習が十分でない生徒に対応するため、身近な場面や題材に関する内容を扱い、中学校で学習した事柄の定着を図り、高等学校における学習に円滑に移行させるために必要な改善を図る。

(3) 改訂の内容

ア 目標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。

イ 各科目

<コミュニケーション英語基礎>

中学校における学習の確実な定着と「コミュニケーション英語Ⅰ」における学習への円滑な接続

とを目的として、選択履修させる科目。目標は、英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」などの基礎的なコミュニケーション能力を養うこと。指導内容は、生徒の実態に応じ、主に身近な場面における言語活動を経験させながら、中学校における基礎的な学習内容等を整理して指導し定着を図ること。

<コミュニケーション英語Ⅰ>

すべての生徒に履修させる科目。中学校におけるコミュニケーション能力の基礎を養うための総合的な指導を踏まえ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能を総合的に育成するための統合的な指導を行う。特に、聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、話し合ったり意見の交換をしたりすることや、簡潔に書くことなどの統合的な言語活動が行われるようにする。指導する語彙数は、従来の「英語Ⅰ」と同様、400語程度の新語とし、文法事項については、言語活動と効果的に関連付けながら、すべての事項を本科目において適切に取り扱う。

<コミュニケーション英語Ⅱ>

「コミュニケーション英語Ⅰ」を履修した後に、生徒の能力・適性などに応じて選択履修させる科目。積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、生徒のコミュニケーション能力を伸ばす指導を発展的に行う。特に、速読したり精読したりするなど目的に応じた読み方をすることや、聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、話し合うなどして結論をまとめたり、まとまりのある文章を書いたりすることなどの統合的な言語活動が行われるようにする。指導する語彙数は、700語程度の新語とする。

<コミュニケーション英語Ⅲ>

「コミュニケーション英語Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅱ」を履修した後に、生徒の能力・適性などに応じて選択履修させる科目。積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、生徒のコミュニケーション能力を更に伸ばし、社会生活において活用できるよう指導を行う。また、指導する語彙数は、700語程度の新語とする。

<英語表現Ⅰ>

中学校におけるコミュニケーション能力の基礎を養うための総合的な指導を踏まえ、話したり書いたりする言語活動を中心に、情報や考えなどを伝える能力の向上を図るため、選択履修させる科目。積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、事実や意見などを多様な観点から考察し、論理の展開や表現の方法を工夫しながら伝える能力を養う。特に、与えられた話題について即興で話すことや、従来「オーラル・コミュニケーションⅠ」及び「オーラル・コミュニケーションⅡ」における指導内容とされていた発表を行うことなどの言語活動が行われるようにする。

<英語表現Ⅱ>

「英語表現Ⅰ」を履修した後に、生徒の能力・適性などに応じて選択履修させる科目。積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、「話すこと」及び「書くこと」に関する技能を中心に、論理の展開や表現の方法を工夫しながら伝える能力を伸ばす指導を発展的に行う。特に、主題を決めて文章を書くことや、討論を行うことなどの言語活動が行われるようにする。

<英語会話>

中学校におけるコミュニケーション能力の基礎を養うための総合的な指導を踏まえ、聞いたり話したりする能力の向上を図るため、選択履修させる科目。積極的にコミュニケーションを図ろうと

する態度を育成するとともに、身近な話題について会話する能力を養う科目として、従来の「オーラル・コミュニケーションⅠ」を基礎として改編した科目である。特に、海外での生活に必要な基本的な表現を使って会話することなどの言語活動が行われるようにする。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- (ア) 「コミュニケーション英語Ⅱ」は「コミュニケーション英語Ⅰ」を履修した後に「コミュニケーション英語Ⅲ」は「コミュニケーション英語Ⅱ」を履修した後に、「英語表現Ⅱ」は「英語表現Ⅰ」を履修した後に履修させること。
- (イ) 「コミュニケーション英語基礎」を履修させる場合、「コミュニケーション英語Ⅰ」は「コミュニケーション英語基礎」を履修した後に履修させること。

イ 内容の取扱いに当たっての配慮事項

- (ア) 教材については、外国語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成するため、各科目の目標に応じ、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げるものとする。その際、その外国語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとする。
- (イ) 音声指導の補助として、発音表記を用いて指導することができること。
- (ウ) 辞書の活用の指導などを通じ、生涯にわたって、自ら外国語を学び、使おうとする積極的な態度を育てるようにすること。
- (エ) 指導に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、ペア・ワーク、グループ・ワークなどを適宜取り入れたり、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワークなどを指導に生かしたりすること。また、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て行うティーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること。
- (オ) 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。語句や文構造、文法事項などの取扱いについては、用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し、実際に活用できるように指導すること。
- (カ) 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとする。

(5) 一問一答

問1 「授業は英語で行うことを基本とする」というのは、All English を意味するのか。

- 教師が英語で授業することはあくまでも手段であり、目的ではない。「授業は英語で行うことを基本とする」というのは、授業の中心である「生徒が英語を話したり書いたりする活動」を支え、充実させるために、教師が英語を使うことを意味している。実際に、教師が授業で英語を話すのは、授業時間の半分以下、せいぜい20分程度が望ましい。ただし、教室で使用する英語が単調にならないような工夫が必要である。
- 授業では、生徒の理解に応じた英語を用い、常に生徒の理解を確かめながら、「パラフレーズ」や「板書」等も活用し、英語を学習する喜びを生徒に伝え、卒業後も英語を学び続けようとする意欲を育てるという意識が必要である。英語が得意でない生徒にこそ、理解できる易しい英語に多く触れさせ、動機付けにつながる励ましを多く与えることが大切である。
- 最終的な目標は、生徒が「聞いて理解する」、「読んで理解する」、「話し合う」、「簡潔に書く」という

活動を英語で行えるようになることである。したがって、生徒の理解が進むにつれて、次第に授業中の生徒の活動の中で、言語材料の習得のような学習的要素の占める割合が小さくなり、逆にコミュニケーション活動の占める割合が大きくなる。

問2 小学校における外国語活動や中学校における語彙・授業時間の充実と、高等学校における「授業は英語で行うことを基本とする」ことの一貫性について、どのような点に留意すればよいか。

- 小学校における外国語活動は、ALTの活用等を通して英語でのコミュニケーションを体験するなど、音声面を中心とした活動を行い、日本語と異なる英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみつつ、言語や文化について理解することを基本としている。
- 中学校においては、授業の増時間分（年間35時間×3ヶ年）は、よりバランスのとれた4技能育成のために充てられる。また、扱われる語彙は、現在の約900語から約300語増加し約1、200語になる。小学校における外国語活動の内容や指導の実態等を踏まえ、中学校では、充実した語彙や増加した授業時間を活用することにより、語彙や文法事項といった言語材料の習得からその活用、さらに探求へと、より高度なコミュニケーション活動の機会が増えることになる。
- 当然、高等学校でも、生徒のコミュニケーション活動において、学習した言語材料の活用の機会が増えることが想定される。

問3 新学習指導要領に対応した授業に改善するため、どのような点に注意すればよいか。

- 新学習指導要領では、“Experience（たくさん使う）”と“Exposure（たくさん触れる）”が重視され、新学習指導要領に準じた教科書では、英文のすべてを全訳しては授業時間内で対応できないような分量となる。学習過程の中で繰り返し登場する様々な表現に触れながら学習内容を習得し、さらに既習事項を活用してソロ、ペア、グループなど様々な形態で言語活動を行っていくことになる。
- 文法訳読方式の指導方法では、英語教育に対する社会の要請に対応できない。もちろん、新学習指導要領は文法学習を否定しているものではなく、生徒の実情に応じて、教師から生徒に対して、日本語による手助けもあり得る。ただし、単なる文法知識のための解説ではなく、「生徒の活動を通し」、「文脈を通して」繰り返し触れさせることで、発信力の養成につながる文法指導を心がけるべきである。
- また、重要又は必要な情報だけを読み取る読みから鑑賞的な読みまで、様々な読み方を体験させ、時にその理解の曖昧さに耐えさせるなど、生徒が必要に応じて読み方を選択できるよう指導していくことも重要である。
- 日本における英語の学習環境を考えると、外国語（英語）は、学校において、「すべての生徒のために」、「学び直しの機会」を保障しつつ、「生涯学習」につながる指導を行っていく必要がある。

問4 「コミュニケーション英語Ⅰ」はどのような科目か。

- 「コミュニケーション英語Ⅰ」は、すべての生徒に履修させる必修科目であり、中学校における「英語」や必要に応じて行う高等学校での「コミュニケーション英語基礎」の学習を踏まえ、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする基礎的な能力を養うために設定された科目である。
- 「コミュニケーション英語Ⅰ」の目標は、「英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語を通じて、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする基礎的な能力を養う。」ことである。
- 「的確に理解」とは、場面や状況、背景、相手の表情などを踏まえて、話し手や書き手の伝えたいことを把握すること、例えば表面的な表現にとらわれず本当の意図を理解することを意味する。また、「適切に伝える」とは、場面や状況、背景、相手の反応などを踏まえて、自分が伝えたいことを伝えること、例えば誰に話しているかを意識して正確に伝えることを意味する。

- さらに、「コミュニケーション英語Ⅰ」では、すべての文法事項について、言語活動と効果的に関連付けて指導することとされている。
- また、語彙に関しては、中学校で学習した語に400語程度の新語を加えた語を扱う。これは「英語Ⅰ」と同様であるが、新学習指導要領では、中学校で扱う語彙が、現行の約900語から約1,200語に増加するので、「コミュニケーション英語Ⅰ」で扱う語彙は、「英語Ⅰ」で扱う語彙よりも実際は約300語増加することとなる。この語彙の増加は、生徒のコミュニケーション活動を内容的に充実させることを目的としている。

問5 生徒のアウトプット活動において、コミュニケーション・ブレイクダウンも予想されるが、どのような点に留意すればよいか。

- アウトプット活動においても、生徒が成功体験を得ることが重要である。そのためのコミュニケーションの土台作りとして、教師は「キーワード等の整理」、「ハンドアウト等の作成」等をしていく必要がある。
- まず、前提として、「生徒の言語活動は、成功しなければプラスとならない」ということを理解し、生徒にとって成功体験につながる手立てを工夫することが必要である。授業における教師の指導とは、生徒が今できないことをできるようにすることである。「今日の授業が終わった時に、生徒は何ができるようになるのか」ということを念頭に置き、日々の授業計画、また生徒の活動計画について研究し、生徒が分かるようにしつつ、粘り強く指導をやり続ける、指導をやめないということが重要である。生徒が「昨日の自分より英語がうまくなった」という達成感を持てることが何より大切である。

問6 「コミュニケーション英語基礎」の履修について、どのような点に留意すればよいか。

- 「コミュニケーション英語基礎」は、多様な生徒の実態に対応して、「学び直し」の機会を保障するとともに、「コミュニケーション英語Ⅰ」へ円滑に接続するための科目として創設された。
- 「コミュニケーション英語基礎」と「コミュニケーション英語Ⅰ」の並行履修は認められない。ただし、集中的学習を行うことにより、第1学年前半に「コミュニケーション英語基礎」、後半に「コミュニケーション英語Ⅰ」という履修は可能である。
- また、「コミュニケーション英語Ⅰ」を増単位することにより、「コミュニケーション英語Ⅰ」の時間で生徒たちの「学び直し」を保障することもできる。

問7 新学習指導要領の下、大学入試に対してどのように対応すればよいか。

- 例えば、大学入試センター試験の英語筆記試験では、80分間で約4,000語の分量の英文を読み、解答することが求められる。加えて、リスニングテストも課せられる。旧来の文法訳読式授業で十分対応できるとは言えない。
- SELHI校の中には、大学入試で成果を上げている学校も多く報告されている。それらの学校では、特別な教員の配置がなされたのではなく、むしろ、取組を通じて意識の変化が起き、その結果、生徒の変容が生じたことが成果につながったと考えられる。生徒が使用する英語の量が増え、Fluencyが高まるにつれて、Accuracyも高まっていくという変化が生じたと考えられる。
- 改正教育基本法においても引き続き、生きる力の育成、生涯学習の重要性が求められている。大学入試は、生徒にとって最終的な目標ではないことを再認識し、高等学校においても、「学びのおもしろさ」を生徒に伝え、生徒が学び続けるよう指導するという生涯学習の視点を持つことが重要である。

9 家 庭

(1) 科目編成

科 目	標準単位数
家庭基礎	2
家庭総合	4
生活デザイン	4

(2) 改訂の基本方針

人間の発達と生涯を見通した生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てることを重視し、次のような改訂を図った。

ア 社会の変化への対応として、次の点を重視する。

- ・家庭を築くことの重要性
- ・食育の推進
- ・少子高齢社会における子育て理解や高齢者の肯定的な理解や支援する行動力の育成
- ・日本の生活文化に関わる内容の充実

イ 高校生の発達課題と生涯の生活設計、キャリアプランニングなどの学習を通して、次世代を担うことや生涯を見通す視点を明確にするとともに、生涯賃金や働き方、年金などとの関係に関する指導などを加え、生活を総合的にマネジメントする内容を充実する。その際、生涯にわたる生活設計や多重債務等の深刻な消費者問題、衣食住生活と環境との関わりなどを科学的に理解させるとともに、社会の一員として生活を創造する意思決定能力を習得させることを明確にする。

ウ 家庭科の学習を実際の生活と結びつけ、問題解決学習を行うホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動については一層充実させる。

(3) 改訂の内容

ア 目標

人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が共同して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

自己と家庭、家庭と社会のつながりを重視し、生涯を見通しをもってよりよい生活を送るための実践的な態度を育成する視点から目標は示され、次のような視点を重視して、各科目の内容の改善を図る。

- (ア) 人の一生を「時間軸」として捉えるとともに、生活の営みに必要な金銭、生活時間、人間関係などの生活資源や、衣食住、保育、消費などの生活活動に関わらせる事柄を「空間軸」として、各ライフステージの課題と関連づけて理解させることを重視している。
- (イ) 生活に必要な知識と技術の習得を通して、共に支え合う社会の一員として主体的に行動する意思決定能力を身に付け、男女が協力して家庭や地域の生活を創造することができるようにすることを重視している。

イ 各科目

<家庭基礎>

目標を「人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。」とし、青年期の課題である自立と共生という視点から、家庭・家族、福祉、衣食住、消費生活に関わる基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境に配慮したライフスタイルとの関わりを深める学習を重視して内容を構成してある。

<家庭総合>

目標を「人の一生と家族・家庭、子どもや高齢者とのかかわりと福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術を総合的に習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる」とし、生命の誕生から死までの人の一生と家族・家庭、子どもや高齢者との関わりと福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術を総合的に習得させ、持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立に関する学習を重視して内容を構成してある。

<生活デザイン>

目標を「人の一生と家族・家庭及び福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術を体験的に習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる」とし、実験・実習等の体験学習を重視し、衣食住の生活文化に関心をもたせ、生命の誕生から死までの人の一生と家族・家庭、子どもや高齢者との関わりと福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術を総合的に習得させ、持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立に関する学習を重視して内容を構成してある。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」の各科目に相当する総授業時数のうち、10分の5以上を実験・実習に相当すること。
- (イ) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。
- (ウ) 「家庭総合」及び「生活デザイン」を複数年次にわたって分割履修させる場合には、原則として、連続する2か年において履修させること。
- (エ) 中学校技術・家庭科、公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。

イ 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題解決的な学習を充実させること。
- (イ) 子どもや高齢者などの様々な人々との触れ合い、他者との関わる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり、適切な解決方法を探求したりする活動などを充実すること。
- (ウ) 食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を図ること。
- (エ) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習効果を高めるようにすること。

ウ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

(5) 一問一答

問1 改訂された科目「生活デザイン」にはどのような特徴があるか。

- 「生活デザイン」は実験・実習等の体験学習を重視し、衣食住の生活文化に関心を持たせるとともに、生涯を通して健康や環境に配慮した生活を主体的に営むことができるように内容が構成されている。この科目は、従前の「生活技術」を改編したものだが、生活を改善し、豊かな生活を設計するという意味でデザインという言葉を使用している。
- 内容の取扱いについては、「(1) オ 子どもとの触れ合い」、「(1) カ 高齢者とのコミュニケーション」、「(3) エ 食生活のデザインと実践」、「(4) エ 衣生活のデザインと実践」、「(5) エ 住生活のデザインと実践」は、生徒の興味・関心等に応じて、適宜項目を選択して履修させる。

問2 1年次で「家庭基礎」を履修させた後、2年次もしくは3年次で「家庭総合」及び「生活デザイン」を選択科目として履修させることはできるか。

- 共通教科の3科目は、内容の重点の置き方は異なるが、基本的には同じ趣旨で構成されている。したがって「家庭基礎」に限らず、3科目のうち1つの科目を履修させた後、他の2科目のいずれかを選択させることは内容の重複があるので好ましくない。

問3 小・中学校の家庭科の学習内容との関連性はどのようになっているか。

- 今回の改訂において、下表のとおり小・中・高等学校の学習内容が体系的になるように改善が図られた。指導に当たっては、小・中学校の学習内容や目標、重要となる視点等を明確にとらえ、単なる繰り返しに終わらずに、発達段階を踏まえた指導を行うことが重要となる。

小学校	中学校	高等学校 (家庭基礎を例に記述)
A 家庭生活と家族	A 家族・家庭と子どもの成長	(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 生活の自立及び消費と環境
B 日常の食事と調理の基礎	B 食生活と自立	ア 食事と健康
C 快適な衣服と住まい	C 衣生活・住生活と自立	イ 被服管理と着装 ウ 住居と住環境
D 身近な消費生活と環境	D 身近な消費生活と環境	エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画 オ ライフスタイルと環境 カ 生涯の生活設計 (3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

問4 言語活動の充実を図るために、家庭科においてはどのような学習活動が考えられるか。

- 高等学校の家庭科においては、次のような言語活動が考えられる。
 - ① 知的活動に関することとして、合理的な判断力や創造的思考力、問題解決能力の育成を図るため、衣食住などの生活における様々な事象や科学性を説明する活動や判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり、正解が一つに絞れない課題を考える際、最適な解決方法を探求したりする活動。
 - ② 他者とのコミュニケーションに関することとして、他者との会話を通して考えを明確にし、自己を表現し、他者を理解し、他者との意見を共有し、互いの考えを深めることを通して協同的な関係を築くような活動。
 - ③ 感性や情緒に関することとして、衣食住などの生活における様々な事象やものづくりなどに関する実践的・体験的な活動を一層重視し、その過程で様々な語彙の意味を実感を伴って理解させるような活動。

問5 食育の推進に当たっての配慮事項は何か。

- 学校における食育については、高等学校学習指導要領第1章総則の第1款「教育課程編成の一般方針」において、「学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする」とあり、小・中学校と同様に食育を推進する上での家庭科の役割について明記している。
- また、「内容の取扱い」の(3)では、「食に関する指導については、家庭科の特性を生かして、食育の充実を図ること。」と示している。これは、高等学校における食の指導については、義務教育段階での学習内容を十分把握した上で、生涯を見通した食生活を営む力を育むために、栄養、食品、調理及び食品衛生などについて科学的に理解させ、食生活の文化に関心をもたせるとともに、調理実習などを通して必要な知識と技術を習得し、安全と環境に配慮し、主体的に食生活を営む力を身に付けさせることを重視したものである。

10 情 報

(1) 科目編成

科目名	標準単位数	内 容
社会と情報	2	情報が現代社会に及ぼす影響を理解させるとともに、情報機器等を効果的に活用したコミュニケーション能力や情報の創造力・発信力等を養うなど、情報化の進む社会に積極的に参画することができる能力・態度を育てることに重点を置く。
情報の科学	2	現代社会の基盤を構成している情報にかかわる知識や技術を科学的な見方・考え方で理解し、習得させるとともに、情報機器等を活用して情報に関する科学的思考力・判断力等を養うなど、社会の情報化の進展に主体的に寄与することができる能力・態度を育てることに重点を置く。

(2) 改訂の基本方針

- ア 共通教科「情報」については、その課題を踏まえ、高校生の発達の段階や多様な実態に応じて、情報化の進む社会に積極的に参画することができる能力・態度をはぐくむとともに、情報に関する科学的な見方・考え方を確実に定着させる指導を重視し、科目やその目標・内容の見直しを図る。
- イ 情報を適切に活用する上で必要とされる倫理的態度、安全に配慮する態度等の育成については、情報モラル、知的財産の保護、情報安全等に対する実践的な態度をはぐくむ指導を重視する。
- ウ 生徒の多様な学習要求に応えるとともに、進路希望等を実現させたり、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力や態度をはぐくむために、より広く、より深く学習することを可能にする内容を重視する。

(3) 改訂の内容

- ア 目標
情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。
- イ 各教科
＜社会と情報＞
(ア) 目標
情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して場報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てる。
- (イ) 内容とその取扱い
a 情報の活用と表現
情報を分かりやすく表現し効率的に伝達するために、情報とメディアの特徴の理解、情報のデジタル化に必要な基礎的な知識と技能の習得及び情報のデジタル化の効果の理解などをねらいとしている。また、これらを通して、適切な情報の表現と伝達に必要な基礎的な知識

と技能を習得させる。

b 情報通信ネットワークとコミュニケーション

コミュニケーション手段の発達、通信サービスの特徴、情報通信ネットワークの仕組みを理解させる。また、情報通信ネットワークを活用して効果的にコミュニケーションを行うために必要な基礎的な知識と技能を習得させる。

c 情報社会の課題と情報モラル

情報化が社会に及ぼす影響と課題、情報セキュリティの確保、情報社会における法と個人の責任などに関する基礎的な知識と技能について習得させる。

d 望ましい情報社会の構築

社会における情報システム、情報システムと人間のかかわりなどに関する基礎的な内容について理解させる。また、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して問題を解決するために必要な基礎的な知識と技能を習得させる。

<情報の科学>

(ア) 目標

情報社会を支える情報技術の役割や影響を理解させるとともに、情報と情報技術を問題の発見と解決に効果的に活用するための科学的な考え方を習得させ、情報社会の発展に主体的に寄与する能力と態度を育てる。

(イ) 内容とその取扱い

a コンピュータと情報通信ネットワーク

コンピュータと情報の処理、情報通信ネットワークの仕組みに関する基礎的な知識と技能を習得させる。また、情報システムの働きと提供するサービスに関する基礎的な内容を理解させ、それらの利用の在り方や社会生活に果たす役割と及ぼす影響を考えさせる。

b 問題解決とコンピュータの活用

問題解決の基本的な考え方、問題の解決と処理手順の自動化、モデル化とシミュレーションに関する基礎的な知識と技能を習得させる。

c 情報の管理と問題解決

情報通信ネットワークと問題解決、情報の蓄積・管理とデータベースに関する基礎的な知識と技能を習得させる。また、問題解決の過程と結果について評価し、改善することの意義や重要性を理解させる。

d 情報技術の進展と情報モラル

社会の情報化と人間、情報社会の安全と情報技術、情報社会の発展と情報技術に関する基礎的な知識と技能を習得させる。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 小・中学校における情報教育の成果を踏まえ、情報科での学習が他の各教科・科目等の学習に役立つよう、他の各教科・科目等との連携を図ること。

イ 体験的な学習を重視し、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること。

ウ 各科目は、原則として、同一年次で履修させること。

エ 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、生徒の健康と望ましい習慣を身に付ける観点から、照明やコンピュータの使用時間などに留意すること。

オ 各科目の指導においては、内容の全体を通じて知的財産や個人情報保護などの情報モラルの育成の充実を図ること。

カ 授業で扱う具体例などについては、情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること。

(5) 一問一答

問1 「社会と情報」と「情報の科学」は、生徒が選択して履修することが望ましいとされているが、必ず選択履修にしなければならないか。

- 教室や教師の配置、履修希望者の不均衡等、選択履修するための課題があることも考えられるが「生徒の能力・適性、多様な興味・関心、進路希望等に応じてどちらか1科目を選択的に履修すること」とされており、生徒が主体的に選択できるようにすることが望まれる。もしも、どちらかの科目を指定して全員に履修させる場合は、各高等学校では、生徒にどのような情報活用能力を身に付けさせたいのかを明確にした上で、履修科目を検討すること。

問2 「各科目は、原則として、同一年次で履修させること」とあるが、学年をまたいで履修させることは可能か。また、何年生で履修させるのが望ましいか。

- 同一学年で履修させた方がより情報活用能力の定着に効果的であり、同一学年で履修できるようにする。「原則として」という条件が付されているが、これは学校現場の柔軟性を担保した上で、分割履修を行うことで、同一年次で履修する場合と同等以上に効果的な指導が期待できる場合において、分割履修が認められることも考えられる。
- また、必修履修科目として基本的な性格を有しており、1年次に履修することが望ましいが、教育課程編成において、より効果的な指導が期待できる場合は、同一年次であれば1年次以外で履修することも考えられる。

問3 今回の改訂では、実習に配当する時間が示されていないが、実習の時間はどの程度必要か。

- これまで各科目で示していた総授業時数に占める実習の配当時間数の割合については、今回示されていないが、体験的な学習を重視し、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること。

問4 専門教科「情報」の科目を履修することは可能か。

- 専門教科「情報」の科目の内容は、共通教科「情報」の学習内容をより広く、深く学習することを可能にするための参考になる。生徒の多様な学習要求に応えるとともに、生徒の情報活用の実践力をより一層高めたり、進路希望等を実現させたりするために、共通教科「情報」の各科目の履修に引き続いて専門教科「情報」の科目を履修させることも可能である。

Ⅲ 主として専門学科において 開設される各教科

1 農 業

(1) 科目編成

各学校は、学校及び学科の目標を達成するために、農業科の各科目や各学科に共通する各教科・科目、学校設定科目などの必要な教科・科目等で教育課程を編成することになる。

今回の改訂において、従前の29科目を30科目とした、新設科目は「水環境」、「環境緑化材料」である。

分野別	科目名	単位数	分野別	科目名	単位数	
農業の各分野に共通する内容をもつ科目	農業と環境	2～6	主としてバイオテクノロジーに関連する分野	植物バイオテクノロジー	2～6	
	課題研究	2～6		動物バイオテクノロジー	2～6	
	総合実習	2～12				
	農業情報処理	2～6				
主として農業の経営と食品産業に関する分野	作物	2～8	主として環境創造と素材生産に関する分野	森林科学	2～8	
	野菜	2～8		森林経営	2～8	
	果樹	2～8		林産物利用	2～8	
	草花	2～8		農業土木設計	2～8	
	畜産	2～8		農業土木施工	2～6	
	農業経営	2～6		水循環	2～6	
	農業機械	2～6		造園計画	2～6	
	食品製造	2～8		造園技術	2～8	
	食品化学	2～8		環境緑化材料	2～8	
	微生物利用	2～6		測量	2～8	
	農業経済	2～6		主としてヒューマンサービスに関連する分野	生物活用	2～6
	食品流通	2～6			グリーンライフ	2～6

(2) 改訂の基本方針

国際化や情報化が進む中、農林業における生産・流通・経営の多様化、技術の高度化や精密化、安全な食料の安定的供給への要請や地球規模での環境保全の必要性の高まり、動植物や地球資源を活用したヒューマンサービスの拡大等に対応し、新たな時代の持続可能な農林業を支える人材等を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなどを図った。

(3) 改訂の内容

ア 目標

農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的な意義や役割について理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な農業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂では、教科の目標については、次のような観点を重視して改善を図った。

第一に、目標をもった意欲的な学習を通して、農業に関する知識、技術の定着を図り、将来のスペシャリストの育成に必要な専門性の基礎・基本を身に付けさせること。

第二に、学習に取り組む主体的な態度や合理的な思考及び倫理的な姿勢を身に付けた、将来の地域を

支える人間性豊かな職業人を育成すること。

第三に、農林業の多様・高度化・精密化、安全な食料の生産と供給、地球規模での環境保全及び地域資源の活用など、社会の変化や農業教育の広域化へ対応すること。

イ 各科目

(ア) 新設科目

・「水循環」

地球環境における水の循環や生物とのかかわりを含め、水に関して一体的に学ばせるため、「農業土木設計」の水と土の性質と「農業土木施工」の農業水利を合わせて「水循環」とした。

・「環境緑化材料」

「造園技術」に含まれている造園緑化材料の内容を基に、庭園、建物周辺などを含めて広く環境緑化等に役立つ材料の開発、利用、維持及び管理のために必要な知識・技術を体系的に学ばせるために「造園技術」と「環境緑化材料」の2科目とした。

(イ) 整理統合した科目

・「農業と環境」

環境学習の重要性の増大に鑑み、農業生物の育成と環境の保全、創造について関連付けて学習する必要があるので、「農業科学基礎」と「環境科学基礎」を整理統合して「農業と環境」とした。

・「微生物利用」

従前の「動物・微生物バイオテクノロジー」に関する動物と微生物の二つの分野は別々の科目として学習する方が効果的であり、微生物分野に関しては既存の「微生物基礎」との重複があるため、動物バイオテクノロジー分野は「動物バイオテクノロジー」とし、微生物バイオテクノロジー分野は「微生物基礎」と統合し、「微生物利用」とした。

・「林産物利用」

林産物の生産・加工・利用に関して系統的に学ぶことから「林産加工」の名称を変更し、「林産物利用」とした。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 農業に関する各学科においては、「農業と環境」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させること。

イ 農業に関する各学科においては、原則として農業に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当するものとする。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできることとする。

ウ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

エ 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるように配慮するものとする。

オ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

(5) 一問一答

問1 専門教科「農業」の目標の主な改善点は何か。

- 専門教科「農業」の目標は、次の3点に集約する事ができる。
 - 1 農業における将来のスペシャリストとして必要な専門性の基礎的・基本的な知識と技術を確実に身に付けること。
 - 2 それらの知識と技術の定着と活用により、社会生活や家庭生活における農業の意義、地球環境における役割及び社会全体などについて幅広い視野で見ることができるとともに、農業の社会的な意義や役割について理解する。
 - 3 農業に関する課題を見付け、自分自身や社会のものとして解決することの重要性を主体的な態度で受け止め、今まで身に付けた知識と技術を活用して合理的に思考・判断、倫理観を持って解決を図る創造的な能力と実践的な態度を身に付けている。

問2 農業に関する各学科の教育課程編成において、留意すべきことは何か。

- 「農業と環境」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。
- 農業に関する学科においては、原則として農業に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。
- 農業科目を含めた専門科目の単位数を2.5単位以上とするが、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中を含めることができる。
- 「課題研究」が、「総合的な学習の時間」の履修と同様の成果が期待できる場合は、「課題研究」で「総合的な学習の時間」を代替できる。
- 「農業情報処理」で共通教科「情報」の必履修科目を代替する場合は、原則として「社会と情報」の代替とすることが望ましい。

問3 ホームプロジェクト、学校農業クラブの取り扱いはどうなっているか。

- ホームプロジェクト及び学校農業クラブの活動を利用して、学習の効果を上げるように留意する。農業教育においては、従来からプロジェクト学習が効果的な学習法としており、「農業と環境」では、プロジェクト学習を明確に位置付けるなどを重視している。
- また、学校農業クラブ活動については、「農業と環境」、「課題研究」、「総合実習」に位置づけている。生徒の自発的な学習活動を進めるためにもプロジェクト学習及び農業クラブ活動を促進するように配慮することが必要である。
- ホームプロジェクトについては、その教科・科目の授業時間数の10分の2以内をこれに充てることができる。

2 工 業

(1) 科目編成

工業に関する科目は、従前の60科目から、新設の「環境工学基礎」を加えて61科目の編成であり、「各学科において原則としてすべての生徒に履修させる科目（原則履修科目）：2科目」、「工業の各分野における基礎科目：9科目」、「工業の各分野に関する科目：50科目」の3つに大別される。

原則履修科目は、従前の「工業技術基礎」と「課題研究」の2科目で、工業の各分野における基礎科目に「環境工学基礎」を新設し、工業の各分野に関する科目で「マルチメディア応用」を「コンピュータシステム技術」に名称を変更した。

各学科において原則としてすべての生徒に履修させる科目					
工業技術基礎	2～6	課題研究			2～6
工業の各分野における基礎科目					
実習	2～18	情報技術基礎	2～6	工業技術英語	2～6
製図	2～10	材料技術基礎	2～6	工業管理技術	2～8
工業数理基礎	2～6	生産システム技術	2～8	環境工学基礎	2～6
工業の各分野に関する科目					
機械工作	2～8	ソフトウェア技術	2～6	地球環境化学	2～8
機械設計	2～8	コンピュータシステム技術	2～8	材料製造技術	2～8
原動機	2～6	建築構造	2～8	工業材料	2～8
電子機械	2～8	建築計画	2～10	材料加工	2～8
電子機械応用	2～6	建築構造設計	2～9	セラミック化学	2～6
自動車工学	2～10	建築施工	2～7	セラミック技術	2～6
自動車整備	2～10	建築法規	2～5	セラミック工業	2～8
電気基礎	2～8	設備計画	2～8	繊維製品	2～8
電気機器	2～6	空気調和設備	2～10	繊維・染色技術	2～8
電力技術	2～8	衛生・防災設備	2～10	染織デザイン	2～8
電子技術	2～8	測量	2～8	インテリア計画	2～8
電子回路	2～8	土木基礎力学	2～10	インテリア装備	2～8
電子計測制御	2～6	土木構造設計	2～6	インテリアエレメント生産	2～8
通信技術	2～8	土木施工	2～8	デザイン技術	2～8
電子情報技術	2～6	社会基盤工学	2～6	デザイン材料	2～6
プログラミング技術	2～8	工業化学	2～10	デザイン史	2～6
ハードウェア技術	2～12	化学工学	2～8		

(2) 改訂の基本方針

国際分業の進展と国際競争の激化が進む中、工業技術の高度化、環境・エネルギー制約の深刻化、情報化とネットワーク化の進展、技術者倫理の要請と伝統技術の継承の高まり等に対応し、新たな時代のもので産業を支える人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなどの改善を図る。

(3) 改訂の内容

ア 目標

工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境及びエネルギーに配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、工業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

前回の改訂において、工業科の目標は、「いかに作るか」から「どのようなものをいかに作るか」という能力を重視するなど時代の要請に対応し改訂されたものである。今回の改訂においては、従前の目標の精神を基本的に受け継ぎながら、今日的な課題に対応するため、次のように改めた。

第一点目は、現代社会における工業の意義や役割を学ぶに当たっては、地球規模の課題である環境問題やエネルギー制約の一層の深刻化などについて考える必要があり、工業製品について、資源の節約やリサイクルを踏まえ、原材料の選定から加工、組立、廃棄するまでの過程において環境やエネルギーに配慮することとした。

第二点目は、従来の工業技術者としての倫理観を養うことが強く求められていることから、安全な製品や構造物などのものづくりをするために必要な基礎的・基本的な知識・技術を確実に身に付けさせ、技術者としての倫理観に基づいて課題の解決に取り組む態度を身に付けさせることとした。

第三点目は、社会の発展は、工業の発展と相互に関係しており、より広い視野をもち、安全・安心な新しいものづくりを創造する能力を身に付け、実践的な技能をあわせもった工業技術者を育成することとした。

イ 各科目

(ア) 新設科目

・「環境工学基礎」

工業生産において環境への配慮が重要であることを理解させるとともに、環境と工業技術や工業生産のかかわりを自然科学的及び工学的な見地から扱い、環境に関する調査、評価、管理などに活用し、持続可能な社会の構築に向け主体的に環境保全に資する能力と態度を育てることをねらいとして、工業の各学科で履修できるよう新設した科目である。

(イ) 名称変更した科目

・「コンピュータシステム技術」

情報化とネットワーク化の進展に対応するため、従前の「マルチメディア応用」をコンピュータシステムに関する学習の充実を図り「コンピュータシステム技術」に名称を変更した。情報処理システムの分析、設計、構築、運用などのコンピュータシステムに関する知識と技術を習得させ、ネットワークシステム、データベースシステム、マルチメディアシステムにおける分析、設計、構築、運用、保守など、実際に活用する能力と態度を育てることとした。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 工業に関する各学科においては、「工業技術基礎」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させること。

イ 工業に関する各学科においては、原則として工業に関する科目に配当する総授業時間数の10分5以上を実験・実習に配当すること。

ウ 「実習」及び「製図」については、それぞれ科目名に各学科の名称を冠し、例えば「機械実習」、「機械製図」などとして取り扱うことができる。

エ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

オ 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

カ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。また、化学工業、材料技術、セラミックス、繊維などに関する「実習」においては、排気、廃液などの処理について十分留意するものとする。

(5) 一問一答

問1 教育課程編成の際に留意すべきことは何か。

- 原則履修科目「工業技術基礎」及び「課題研究」の2科目の開設が必修で、「工業技術基礎」は低学年、「課題研究」は高学年での開設が望ましい。
- 工業科目を含めた専門科目の単位数を25単位以上とするが、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様な成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に入れることができる。
- 「課題研究」が、「総合的な学習の時間」の履修と同様な成果が期待できる場合は、「課題研究」で「総合的な学習の時間」を代替できる。
- 「情報技術基礎」で共通教科「情報」の必修履修科目を代替する場合は、原則として「情報の科学」の代替とすることが望ましい。

問2 専門教科「工業」において「学校設定科目」を設置する場合の留意すべきことは何か。

- 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成ができる。
- 各学校は教科の目標に基づき、その科目の名称、目標、内容、単位数などを定め、科目の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図るよう十分配慮する必要がある。

問3 専門教科「工業」の目標の主な改善点は何か。

- 工業科の目標については、従前の目標に加え、環境及びエネルギーに配慮し、技術者倫理を確実に身に付け、実践的な技能をあわせもった技術者を育成するという趣旨を明確にしている。
- 地球規模での環境問題に対処するとともに、エネルギー問題にも注視し、「環境に配慮しつつ」を「環境及びエネルギーに配慮しつつ」と改めた。
- 今日、安全で信頼性のあるものづくりが求められており、法規を遵守し、技術者としての望ましい倫理観を身に付けることが重要になっていることから、「合理的に解決し」を「合理的に、かつ倫理観をもって解決し」とした。
- 工業に関する課題を解決し、工業と社会が相互に関連して、地域をはじめとする我が国の発展に貢献するためには、工業技術が果たす役割の大きさを理解させる必要があるため、「社会の発展を図る」を「工業と社会の発展を図る」に改めた。

3 商 業

(1) 科目編成

ア 商業に関する科目と標準単位数

科目	(標準単位数)	科目	(標準単位数)
ビジネス基礎	2～4	簿記	2～5
課題研究	2～6	財務会計Ⅰ	2～4
総合実践	2～6	財務会計Ⅱ	2～4
ビジネス実務	2～4	原価計算	2～4
マーケティング	2～4	管理会計	2～4
商品開発	2～4	情報処理	2～4
広告と販売促進	2～4	ビジネス情報	2～4
ビジネス経済	2～4	電子商取引	2～4
ビジネス経済応用	2～4	プログラミング	2～4
経済活動と法	2～4	ビジネス情報管理	2～5

イ 学校設定科目

地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成のため、教科の目標に基づき「学校設定科目」を設けることができる。なお、科目の内容構成は、関係する各科目の内容との整合性を図るよう十分配慮する。

(2) 改訂の基本方針

経済のサービス化・グローバル化、ICTの急速な進展、知識基盤社会の到来に対応し、ビジネスの諸活動を主体的・合理的に行う実践力、遵法精神や起業家精神等を身に付けた創造性豊かな人材を育成する観点から、改善が図られた。

(3) 改訂の内容

ア 目 標

商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスの意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

イ 各科目

<ビジネス基礎>

基礎的・基本的な内容で構成され、より専門的な学習の動機付けや卒業後の進路について生徒の意識を高めることを目的としており、ビジネスに関する基礎的な知識と技術を習得させ、豊かな人間性をはぐくみ、自己責任や社会貢献の意識など経済社会の一員としての望ましい心構えを身に付けさせるとともに、円滑にコミュニケーションを図り、ビジネスの諸活動に適切に対応する能力と態度を育てる。(原則履修科目)

<課題研究>

生徒の多様な実態に応じて個々の生徒の特性や進路希望などに即した教育活動を一層適切に進めていくことの必要性や、問題解決のための継続的な学習の一層の推進を図ることをねらいとしており、商業に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、商業に関する課題を生徒が自ら設

定し、主体的にその課題を探究し、課題の解決を図る学習を通して、商業に関する専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、自ら課題を発見して解決する能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てる。（原則履修科目）

<総合実践>

商業の各分野で学んでいる知識と技術を、実践的、体験的な活動を通して深化させるとともに、商業科に関する各科目において個別に学習した知識と技術を相互に関連させて総合化を図り、ビジネスの諸活動に活用できる知識と技術とする。

<ビジネス実務>

ビジネスにおけるコミュニケーションの意義や業務の合理化の重要性について理解させるとともに、ビジネスマナーを身に付けさせ、適切にコミュニケーションを図り、ビジネスの諸活動を円滑に行う能力と態度を育てる。

<マーケティング>

マーケティングの一連の活動に関する知識と技術を習得させ、顧客満足の実現を目指すマーケティングの意義や役割について理解させるとともに、市場調査を行い、その分析の結果及び購買にかかる消費者の行動の特徴を踏まえて、商品計画、価格の決定、販売促進などのマーケティング活動を適切かつ計画的、合理的に行う能力と態度を育てる。

<商品開発>

商品を企画・開発し、流通させるために必要な知識と技術、商品開発に必要なデザインに関する知識と技術及び知的財産権に関する知識を体験的に習得させ、顧客満足を実現することの重要性について理解させるとともに、消費者の視点に立って商品を企画・開発し、流通活動を行う能力と態度を育てる。

<広告と販売促進>

広告の制作、店舗設計、商品陳列、接客などに関する知識と技術を体験的に習得させ、マーケティングにおける企業と消費者間のコミュニケーション活動の果たす意義や役割について理解させるとともに、広告や販売促進など販売に関連する活動を主体的、創造的に行う能力と態度を育てる。

<ビジネス経済>

ミクロ経済理論及びマクロ経済理論の基礎的な知識を習得させ、経済の仕組みや概念について理解させるとともに、経済理論を基に、価格の決定、景気の循環、経済政策の影響など経済の動きに着目し、経済事象を主体的に考察する能力と態度を育てる。

<ビジネス経済応用>

産業構造の変化や経済の国際化などビジネスに必要な経済に関する知識を習得させ、経済社会の動向について理解させるとともに、経済に関する知識を応用して、ビジネスの機会をとらえた適切な経済活動や地域の資源を活用した地域産業の振興などを主体的、創造的に行うなど、サービス経済社会に適切に対応する能力と態度を育てる。

<経済活動と法>

民法、商法、会社法などビジネスに必要な法規に関する基礎的な知識を習得させ、経済社会における法の意義や役割について理解させるとともに、具体的な経済事象を取り上げ、法律的に考察させ、遵法精神を基盤として、適切に判断して行動する実践的な能力と態度を育てる。

<簿記>

取引の仕訳、勘定記入、決算など簿記に関する知識と技術を習得させ、簿記の基本的な仕組みについて理解させるとともに、企業会計に関する法規や基準の変更に対応して、企業における日常の取引について適正な会計処理を行う能力と態度を育てる。

<財務会計Ⅰ>

企業の実態を反映する財務諸表を作成するために必要な知識と技術を習得させ、財務会計の意義、会計法規及び会計基準について理解させるとともに、会計に関する法規や基準の変更に対応し、会計情報を利害関係者に提供する能力と態度及び提供された会計情報をビジネスの諸活動に活用する能力と態度を育てる。

<財務会計Ⅱ>

「財務会計Ⅰ」の学習を基礎として、資産会計、負債・純資産会計など財務会計に関する知識と技術を習得させ、経済社会において会計責任を果たすことの重要性について理解させるとともに、会計に関する法規や基準の変更に対応し、会計情報を利害関係者に提供する能力と態度及び提供された会計情報をビジネスの諸活動に活用する能力と態度を育てる。

<原価計算>

製造業における原価計算の基本的な考え方と方法及び会計処理に関する知識と技術を習得させ、原価の意味や要素などの原価の概念について理解させるとともに、原価計算から得られる情報をビジネスの諸活動に活用する能力と態度を育てる。

<管理会計>

短期利益計画、予算編成、予算統制など管理会計に関する知識と技術を習得させ、企業を取り巻く環境の変化に伴って企業戦略が重要になっていることについて理解させるとともに、企業の業績の管理や短期的な意思決定など、会計情報を経営管理に活用する能力と態度を育てる。

<情報処理>

コンピュータや情報通信ネットワークを活用して、ビジネスに関する情報を収集・処理・分析し、分析した結果を表、グラフ、画像などを用いて適切に表現する知識と技術を習得させ、情報の意義や役割について理解させるとともに、個人情報や知的財産の保護に留意して、ビジネスの諸活動において情報を主体的に活用する能力と態度を育てる。

<ビジネス情報>

ビジネスに関する情報を処理するために必要な情報通信ネットワークの導入及び表計算ソフトウェアやデータベースソフトウェアの活用に関する知識と技術を習得させ、情報通信ネットワークやソフトウェアの活用及び簡易なシステムの開発により、情報を効率的に処理することの重要性について理解させるとともに、ビジネスの諸活動においてコンピュータを適切に運用する能力と態度を育てる。

<電子商取引>

画像の作成・編集やウェブページの制作など、情報通信ネットワークを活用して商取引や広告・広報を行う知識と技術を習得させ、ビジネスの諸活動において情報通信ネットワークを活用することの意義や、情報の信頼性の確保や知的財産の保護などの課題について理解させるとともに、情報通信技術を電子商取引に応用する能力と態度を育てる。

<プログラミング>

ビジネスに関する情報を処理するためのプログラムを作成する知識と技術を習得させ、プログ

ラムの役割や重要性について理解させるとともに、様々なプログラム言語が開発されるなどのソフトウェア開発に関する技術の進歩に柔軟に対応し、ビジネスの諸活動においてコンピュータを合理的に活用する能力と態度を育てる。

<ビジネス情報管理>

企業内の情報通信ネットワークを構築して円滑に運用する知識と技術及び販売情報システムや財務情報システムを開発する知識と技術を習得させ、ビジネスの諸活動において情報を管理し、共有することの意義や必要性について理解させるとともに、適切にセキュリティ管理を行い、業務の合理化を積極的に推進する能力と態度を育てる。

各教科の組織

分野	科目	基礎的科目	総合的科目
マーケティング分野	マーケティング 商品開発 広告と販売促進	ビジネス基礎	課題研究 総合実践 ビジネス実務
ビジネス経済分野	ビジネス経済 ビジネス経済応用 経済活動と法		
会計分野	簿記 財務会計Ⅰ 財務会計Ⅱ 原価計算 管理会計		
ビジネス情報分野	情報処理 ビジネス情報 電子商取引 プログラミング ビジネス情報管理		

(4) 指導計画の作成と各科目の指導に当たっての配慮事項

- ア 商業に関する各学科においては、「ビジネス基礎」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させること。
- イ 「財務会計Ⅱ」については、原則として、「財務会計Ⅰ」を履修した後に履修させること。
- ウ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- エ 各科目の指導に当たっては、実践的・体験的学習を重視するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮すること。
- オ 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

(5) 一問一答

問1 原則履修科目はどのように変わったのか。

- これまで同様に「ビジネス基礎」及び「課題研究」の2科目を商業に関する学科における原則履修科目として位置付けています。また、科目のねらいから見て「ビジネス基礎」は低学年で、「課題研究」は高学年で履修させることが望ましいと考えている。

問2 原則履修科目の「課題研究」と「総合的な学習の時間」が代替できるか。

- 課題研究の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。また、総合的な学習の時間の履修により、「課題研究」の履修と同様の成果が期待できる場合は、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。

問3 共通教科情報を商業科目情報処理で代替できるか。

- 情報処理の履修によって、共通教科情報の履修と同様の成果が期待できる場合においては、情報処理の履修をもって、共通教科情報の履修の一部又は全部に替えることができる。

問4 各科目に履修の順序はあるか。

- 科目名にⅠ、Ⅱとついている科目は、この順番で履修する必要があるので、「財務会計Ⅱ」については、原則として「財務会計Ⅰ」を履修した後に履修させること。

4 家 庭

(1) 科目編成

科 目	標準単位数	科 目	標準単位数
生活産業基礎	2	ファッション造形	2～10
課題研究	2～4	ファッションデザイン	2～14
生活産業情報	2～4	服飾手芸	2～4
消費生活	2～4	フードデザイン	2～6
子どもの発達と保育	2～6	食文化	1～2
子ども文化	2～4	調理	2～14
生活と福祉	2～4	栄養	2～3
リビングデザイン	2～6	食品	2
服飾文化	2～4	食品衛生	2～4
ファッション造形基礎	2～6	公衆衛生	2～4

(2) 改訂の基本方針

専門教科「家庭」は、少子高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、食育の推進などの社会の要請に対応し、衣食住、ヒューマンサービスなどに関わる生活産業への消費者ニーズの的確な把握や必要なサービス提供等を行う企画力・マネジメント能力を身に付け、生活文化を伝承し創造する人材を育成するなどの観点から改善が図られた。

ア 衣食住、保育、家庭看護や介護などヒューマンサービスに関連する産業を生活に関わる産業と捉え、生活産業の各分野で職業人として必要とされる資質や能力を育成する。

イ 生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成する。

ウ 生活産業を取り巻く諸課題を倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る能力と態度を育てる。

(3) 改訂の内容

ア 目標

家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を修得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

この目標は、専門教科「家庭」の20科目の目標と密接な関連をもつものであり、ねらいとする資質や能力を明確にしているものである。

今回の改訂では、少子高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、食育の推進など社会の要請に対応し、衣食住、保育、介護などヒューマンサービスに関わる生活産業の各分野において、スペシャリストとして必要とされる資質や能力を育成する視点を一層明確にした。

教科の目標は、「将来のスペシャリストの育成」、「地域産業を担う人材の育成」、「人間性豊かな職業人の育成」という三つの観点を基本として、これらを有機的に関連付けて、生活産業に関わる将来のスペシャリストとして必要な資質や能力の育成を目指している。

イ 各科目

<名称を変更した科目>

(ア)「生活産業情報」

コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して生活産業の各分野で情報を適切に処理し、活用することを重視し、「家庭情報処理」の名称を変更し、「生活産業情報」とした。

(イ)「生活と福祉」

高齢者の健康と福祉、介護に関する知識と技術を習得し、高齢者の生活の質を高め、地域における高齢者の自立生活支援と介護の充実に資する人材育成を目指し、「家庭看護・福祉」の名称を変更し、「生活と福祉」とした。

(ウ)「子どもの発達と保育」

乳幼児期に加えて小学生までの発達の特徴や生活、保育に関する知識と技術を習得し、子どもの発達を支える能力と地域の子育て支援に関わる人材育成を目指し、「発達と保育」の名称を変更し、「子どもの発達と保育」とした。

(エ)「子ども文化」

子どもの遊びや児童文化財などに関する知識や技術を広く捉え、内容を再構成し、子どもと関わる人材育成を目指して「児童文化」の名称を変更し、「子ども文化」とした。

(オ)「ファッション造形基礎」「ファッション造形」

被服製作に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して被服を製作する能力と実践的な態度を育てる「ファッション造形基礎」と、高度な縫製技術を習得するとともに創造的に製作する能力と態度を育て、ファッション産業やアパレル産業に関わる人材育成を目指す「ファッション造形」の2科目に整理分類した。

<内容の改善、充実を図った科目>

(ア)「生活産業基礎」

消費者のニーズを把握し、生活の変化に対応した商品・サービスの企画・開発から販売・提供する内容を扱うことを明示するなど、内容の充実を図った。

(イ)「消費生活」

消費者と企業や行政との関わり及び連携の在り方等に関する内容を取り扱うことを明示するなど、内容の充実を図った。また、消費生活と環境との関わりや持続可能なライフスタイルの形成に関する内容についても充実させた。

(ウ)「リビングデザイン」

日本と世界の住生活と文化に関わる内容の充実を図った。

(エ)「服飾文化」

日本と世界の服飾に関わる内容の充実を図った。

(オ)「フードデザイン」

目標に食育の推進に寄与する能力と態度を育てることを明示し、その重要性について扱うとともに、学校家庭クラブなどを通して食育を推進する活動を行うようにした。

(カ)「食品」

食品の表示に関わる法規や制度などを取り扱うことを明示し、食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を図る内容の充実を図った。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

- ア 家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させる。「生活産業基礎」は科目の正確やねらいなどからみて低学年で履修させるようにする。
- イ 家庭に関する各学科においては、原則として家庭に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできること。
- ウ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- エ 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるように配慮するものとする。
- オ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

(5) 一問一答

問1 普通科等においては、どのような専門教科「家庭」に関する科目を履修させることが望ましいか。

- 普通科等で履修させることが考えられる専門科目としては、例えば、「消費生活」、「子どもの発達と保育」、「子ども文化」、「生活と福祉」、「リビングデザイン」、「ファッション造形基礎」、「フードデザイン」などがある。
- 普通科等においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
- 普通科における職業科目の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。

問2 専門教科「家庭」に属する科目と共通教科に属する科目の履修の順序性はあるか。

- 共通教科に属する科目の次に専門教科「家庭」に属する科目という順序性はある。ただし、1年次と2年次に分割して「家庭総合」を履修させる場合、1年次で「家庭総合」と「フードデザイン」を履修させることも考えられる。
- また、従前の「被服製作」を「ファッション造形基礎」と「ファッション造形」の2科目に整理分類した。これらの科目は目標や内容とその取り扱い、科目の位置づけから、当然、順序性を考えなければならぬ。

問3 家庭に関する各学科における教育課程編成・実施に当たっての配慮事項は何か。

- 1 学科の目標、地域や学校の実態及び生徒の特性、進路等に応じて、適切な科目を選定し、履修単位数を定める。
- 2 専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記単位数の中を含めることができる。

- 3 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に替えることができる。「生活産業情報」を「社会と情報」などに、「公衆衛生」を「保健」に代替することが可能である。実施に当たっては、目標や内容、代替の範囲などについて十分な検討を行う必要がある。
- 4 「総合的な学習の時間」の履修により「課題研究」の履修と同様の成果が期待できる場合、または、「課題研究」の履修をもって「総合的な学習の時間」の履修と同様の成果が期待できる場合は、それぞれの履修をもって「課題研究」または「総合的な学習の時間」履修の一部又は全部に替えることができる。ただし、「総合的な学習の時間」の履修によって、「課題研究」の履修に替えた場合は、「課題研究」の履修そのものは行っていないので、専門学科における専門教科・科目の必要単位数に含めることはできない。

5 情 報

(1) 科目編成

区分		科目名	標準単位数
共通分野	基礎的科目	情報産業と社会（原則履修科目）	2～4
	基礎的科目	情報の表現と管理	2～4
	基礎的科目	情報と問題解決	2～4
	基礎的科目	情報テクノロジー	2～4
	総合的科目	課題研究（原則履修科目）	2～4
システムの設計・管理分野	応用選択的科目	アルゴリズムとプログラム	2～6
		ネットワークシステム	2～6
		データベース	2～6
		情報システム実習	4～8
情報コンテンツの制作・発信分野	応用選択的科目	情報メディア	2～6
		情報デザイン	2～6
		表現メディアの編集と表現	2～6
		情報コンテンツ実習	4～8

(2) 改訂の基本方針

今回の改訂においては、情報産業の構造の変化や情報産業が求める人材の多様化、細分化、高度化に対応する観点から、情報の各分野における応用的・発展的な知識・技術や職業倫理等を身につけた人材を育成する教育を重視した。

(3) 改訂の内容

ア 目標

情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、情報社会の諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、情報産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

イ 各教科

(ア) 基礎的科目

<情報産業と社会>

情報化と情報産業の発展が現代社会にどのように影響し、どのような変化をもたらしているかを理解させることによって、情報産業に興味と関心を高めさせる。また、情報技術者として情報に関する幅広い視野を身に付け、情報や情報手段を適切かつ効果的に扱うなど、情報活用能力を習得させ、情報産業の発展に寄与する能力と態度を育成する。

<情報の表現と管理>

情報を収集、整理、加工、表現するなどの活動を適切に行うために必要な基礎的な知識と技術を習得させ、情報を目的に応じて適切に表現するとともに、管理し活用することができる能力と態度を育成する。

<情報と問題解決>

情報や情報手段を活用した問題の発見から解決までの一連の作業において必要となる基礎的な知識と技術を習得させる。また、実際に情報や情報手段を活用して、適切に問題の発見や解決を行うことができる能力と態度を育成する。

<情報テクノロジー>

情報にかかわる技術を適切かつ効果的に活用できるようにするために、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段やアプリケーションソフトウェアにかかわる基礎的な知識と技術を確実に身に付けさせるとともに、情報手段などを活用した実習などの体験的な活動を通して、実際に活用する能力と態度を育成する。

(イ) 応用選択的科目

<アルゴリズムとプログラム>

アルゴリズムとプログラミング及びコンピュータを活用した問題解決におけるデータ構造に関する基礎的な知識と技術について習得させる。また、これらの知識と技術を問題解決などにおいて実際に活用することができる能力と態度を育成する。

<ネットワークシステム>

情報通信ネットワークとして、コンピュータ同士又は通信端末を接続したネットワークシステムなどについて、その役割、機能、データ通信技術、設計、構築、運用、保守及び安全対策などに関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、実際に活用する能力と態度を育成する。

<データベース>

データベースに関する基礎的な知識と技術を習得させ、データベースシステムを開発するなど、実際に活用する能力と態度を育成する。

<情報システム実習>

システムの設計・管理分野の他の専門科目で個別に学んだ知識と技術を、情報システムをグループで開発するなどの実践的・体験的な学習活動を通して、総合的に活用することができるようにする。

<情報メディア>

情報コンテンツを制作・発信するために必要な情報メディアにかかわる基礎的な知識と技術を習得させ、実際に活用することができる能力と態度を育成する。

<情報デザイン>

コンピュータ等を活用した実習などの体験的な学習活動を通して、情報コンテンツを制作する上で必要となる情報デザインに関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、適切かつ効果的に活用することができる実践的な能力と態度を育成する。

<表現メディアの編集と表現>

コンピュータによる情報コンテンツの制作に当たって必要な表現メディアの編集と表現に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、それらを実際に活用できるようにする。

<情報コンテンツ実習>

情報コンテンツの制作・発信分野の他の専門科目で個別に学んだ知識と技術を、情報コンテンツをグループで開発するなどの実践的・体験的な学習活動を通して、総合的に活用することができるようにする。

(ウ) 総合的科目

<課題研究>

情報に関する基礎的な学習の上に立って、教科の目標に沿った課題を生徒が自ら設定し、自らその課題の解決を図る学習活動を通して、問題解決の能力や自らの学習意欲を高めることのできる態度を育る。また、この科目の学習を通して情報に関する専門的な知識と技術の深化、総合化を図り、応用させる。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

- ア 情報に関する各学科では、「情報産業と社会」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させる。
- イ 情報に関する各学科では、原則として情報に関する科目に相当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に相当すること。
- ウ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- エ 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮すること。
- オ 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

(5) 一問一答

問1 専門学科「情報科」における原則履修科目は何か。

- 「情報」に関する各学科において原則としてすべての生徒に履修させる科目は、これまで同様に「情報産業と社会」（共通教科情報の代替可）と「課題研究」の2科目である。なお、「情報産業と社会」は教科の性格やねらいからみて低学年で、「課題研究」は高学年で履修させることが望まれる。

問2 専門教科情報科と共通教科情報科の違いは何か。

- 専門教科情報科は、情報産業の構造の変化や情報産業が求める人材の多様化、細分化、高度化に対応する観点から、情報の各分野における応用的・発展的な知識技術や職業倫理等を身に付けた人材を育成することをねらいとし、システムの設計・管理分野及び情報コンテンツの制作・発信分野により情報産業を支え、その形成に寄与する「将来のスペシャリスト」の育成を目指している。これに対して、共通教科情報科は、情報活用の実践力、情報の科学的な理解など国民必須の素養としての情報活用能力の育成という役割を担っている。

問3 他の学科でも、専門学科情報の科目を履修できるか。

- 専門学科である情報学科以外の学科でも、共通教科情報科の「社会と情報」、「情報の科学」の学習内容をより広く、深く学習することを可能にするための参考になる。生徒の多様な学習要求に応えるとともに、生徒の情報活用の実践力をより一層高めたり、進路希望等を実現させたりするために、共通教科情報科の各科目の履修に引き続いて専門教科情報科の科目を履修させることも可能である。

6 福 祉

(1) 科目編成

科 目	標準単位数	科 目	標準単位数
社会福祉基礎	2～6	介護総合演習	2～6
介護福祉基礎	2～6	介護実習	2～16
コミュニケーション技術	2～4	こころとからだの理解	2～12
生活支援技術	2～12	福祉情報活用	2～4
介護過程	2～6		

(2) 改訂の基本方針

教科「福祉」については、少子高齢化の急速な進展、地域における自立生活支援への志向や福祉ニーズの多様化など、社会福祉に対する国民意識の変化に対応し、介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成する観点から介護福祉士の資格等にも配慮して、科目の新設や整理統合、内容の見直しなどの改善を図った。

(3) 改訂の内容

ア 目標

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に修得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

教科の目標については、福祉教育としての基本的なねらいに変更がないことから、改訂前と同様としており、次の三つの事項から構成している。

(ア) 社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させること

この教科は、社会福祉に関する知識と技術を総合的・体験的に習得させることをねらいとしていることを示すとともに、高等学校の社会福祉教育においては、基礎的・基本的な内容を重視することを明らかにしている。

(イ) 社会福祉の理念と意義を理解させること

社会福祉教育においては、知識と技術の習得にとどまらず、社会福祉関連の職業に従事する者として求められる福祉観や倫理観を高めることが必要である。このため、社会福祉の理念と社会的な意義の理解を目標の一つとしてあげている。

(ウ) 社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てること

「社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する」ことは、福祉社会の一員として生活上の問題に関心をもち、日々の生活の中でどのように社会福祉や社会保障が関連しているかを学ぶとともに、基本的人権やプライバシーの尊重など、自立生活を支援する態度の必要性を重視することを明らかにしている。さらに、社会福祉関連の職業に従事する者として、サービス利用者の立場に立った安全で確かなサービスの提供などを創造する能力と実践的な態度を育てることを示している。

イ 各科目

<整理統合した科目>

(ア)「社会福祉基礎」

社会福祉に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、従前の「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」の内容を、「社会福祉基礎」に整理統合している。福祉に関わる専門的な学習への適切な動機付けや、卒業後の進路についての生徒の意識を高めるなどの配慮が必要である。

<名称変更した科目>

(ア)「介護福祉基礎」

介護福祉に関する基礎的な考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を生活の観点から捉える科目として内容を整理し、従前の「基礎介護」から「介護福祉基礎」に名称を変更している。「介護福祉基礎」は、介護を必要とする人の尊厳の保持や自立支援など、介護を適切に行う能力と態度を育てることをねらいとしている。

(イ)「コミュニケーション技術」

対人関係の基本やコミュニケーションの技術、介護を必要とする人や援助的関係を理解する科目として内容を整理し、従前の「社会福祉援助技術」から「コミュニケーション技術」に名称を変更している。

(ウ)「介護総合演習」

介護実習に必要な知識や技術、介護過程の展開等について、総合的に学習する科目として内容を整理し、従前の「社会福祉演習」から「介護総合演習」に名称を変更している。

(エ)「介護実習」

福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を統合し、介護サービスを提供する実践力を習得する科目として内容を整理し、「社会福祉実習」から「介護実習」に名称を変更している。

(オ)「福祉情報活用」

介護実践において活用できる記録や情報収集等の能力を育てる科目として整理し、「福祉情報処理」から「福祉情報活用」に名称を変更している。

<新設した科目>

(ア)「生活支援技術」

自立に向けた状態別の介護として、適切な介護技術を用いて、安全に援助できる知識や技術について習得することをねらいとして新設された。

(イ)「介護過程」

福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を統合し、介護過程の展開、介護計画の立案、介護サービスの提供ができる能力を養うことをねらいとして「介護過程」を新設された。

(ウ)「こころとからだの理解」

介護技術の根拠となる人体の基礎構造や機能・心理及び介護サービスの提供における安全への留意点を理解し、心理的・社会的ケアの提供ができる能力を養うことをねらいとして「こころとからだの理解」が新設された。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成に当たっての配慮事項

(ア) 福祉に関する学科における原則履修科目は、福祉に関する学習の基礎的科目である「社会福祉基礎」と、福祉に関する各科目で履修した知識と技術の深化・統合化をねらいとする科目である「介

「介護総合演習」の2科目である。

- (イ) 少子高齢化の進展や福祉ニーズの多様化などに対応し、創造性や問題解決の能力の育成などを一層重視して実験・実習を充実させることが必要である。
- (ウ) 教育内容の改善・充実を図っていく上で、地域や福祉施設、産業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や福祉施設、産業界との協力関係を築くことが大切である。

イ 各科目の内容の取扱いに当たっての配慮事項

- (ア) 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。
- (イ) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の公立を高めるようにすること。

ウ 実験・実習の実施に当たっては、関連する法規等に基づき、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉機器などの取扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

(5) 一問一答

問1 福祉教育の意義と専門教科「福祉」の位置づけについて、どのように捉えればよいか。

- 教科「福祉」は、高等学校における基礎教育から専門教育まで幅広い福祉教育に対応できるよう、内容を構成している。福祉教育には、社会福祉の業務に従事する専門的な職業人育成の側面、高等学校で福祉の基礎・基本を学び、より学習を深めたいという進路希望を持つ生徒に対しての進路選択の一つとしての側面、福祉的な教養を身に付けるための側面の3つがある。生徒の実態や地域、学校の状況に応じた福祉教育が適切に行われるよう配慮しなければならない。

問2 専門教科「福祉」の各科目について、履修の順序性や指導内容の関連性はどのように考えればよいか。

- 「社会福祉基礎」、「介護福祉基礎」は基礎的な科目であり、他の科目につながる学習の導入と位置づけることができる。また、「生活支援技術」と「こころとからだの理解」は関連する内容項目を同じ時期に学習できるよう教育課程を工夫することが必要である。そして、「介護総合演習」で介護施設等での実習の準備をし、「介護実習」で介護の実践力を身に付けられるように教育課程の編成を工夫する。

問3 「社会福祉基礎」の内容はどのように変わったのか。

- 社会福祉に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実させるため、従前の「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」の内容を整理統合している。
- 「社会福祉基礎」は、社会福祉に関する基礎的な知識の習得と現代社会における社会福祉の意義や役割の理解、福祉社会を創造していく態度等を身に付けさせることをねらいとしている。さらに、尊厳の保持及び自立生活支援のため、人間に対する多面的な理解を促し、社会福祉の増進に寄与する積極的な態度と実践的な能力を養うことをねらいとしている。
- 福祉に関わる専門的な学習への適切な動機付けや、卒業後の進路について生徒の意識を高めるなどの配慮が必要である。

問4 福祉に関する学科でない普通科や総合学科等において、履修させる科目としてどの科目が適当か。

- 学校や生徒の実態、地域の状況に応じた科目の設置が基本となるが、社会福祉に関する基礎的、入門的な科目である「社会福祉基礎」を履修させた上で、他の福祉の科目を履修させて発展させることが望ましいといえる。
- また、「コミュニケーション技術」は、自己理解・自己表現を学習する科目であり、コミュニケーション能力を育成するのに適した科目である。

問5 福祉に関する学科でない総合学科において、科目「介護総合演習」の履修をもって「総合的な学習の時間」の履修に替えることは可能か。

- 福祉の専門学科のみ可能であり、代替はできない。また、「福祉情報活用」と共通教科「情報」との代替も同様である。

問6 教科「家庭」の科目「生活と福祉」と教科「福祉」の科目との違いは何か。

- 教科「家庭」の科目「生活と福祉」は、高齢者への適切な自立支援ができる能力と態度を育てることを目標とした科目で、医療的な部分よりも高齢者の生活をサポートする視点に重点を置いている。
- 一方、教科「福祉」の各科目では、対象者を高齢者に限定せず介護を必要とする人とし、専門従事者として社会的責任をもって介護を行うことを前提としているため、専門性や介護の質の確保が要求される。

問7 新学習指導要領で名称変更された「コミュニケーション技術」の中で、手話、点字の指導について、どのように扱えばよいか。

- 科目「コミュニケーション技術」の解説には、点字や手話の学習について明記してある。点字や手話をマスターするほどの高度な学習ではなく、コミュニケーションの一つの方法として点字や手話があり、その意義を理解させる程度と考える。

7 理 数

(1) 科目編成

科 目	標準単位数	科 目	標準単位数
理数数学Ⅰ	4～8	理数物理	3～9
理数数学Ⅱ	6～12	理数化学	3～9
理数数学特論	2～6	理数生物	3～9
課題研究	1～6	理数地学	3～9

(2) 改訂の基本方針

- ア 科学的、数学的な能力を高め、柔軟な思考力や新しい進歩を生み出す創造的な能力を育成することである。
- イ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらの活用や探究的な学習を一層重視して、「思考力・判断力・表現力等」を育成することである。
- ウ 生徒の個性や能力の多様化に応じた適切な教育を進めることである。特に、数学や理科の履修においては、生徒一人一人の興味・関心を深め、能力等を一層伸長するように配慮する。

(3) 改訂の内容

- ア 目標
事象を探究する過程を通して、科学及び数学における基本的な概念、原理・法則などについての系統的な理解を深め、科学的、数学的に考察し表現する能力と態度を育て、創造的な能力を高める。
- イ 各科目
 - (ア)「理数数学Ⅰ」
 - a 中学校数学の学習内容を踏まえつつ「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」の履修への基礎を築くものである。内容は、「数学Ⅰ」の内容を中心に「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」及び「数学A」の内容の一部を含み、これらを再編成するとともに、更に発展、拡充させたものである。
 - b 内容は内容(1)数と式、(2)図形と計量、(3)二次関数、(4)指数関数・対数関数、(5)データの分析
 - (イ)「理数数学Ⅱ」
 - a 「理数数学Ⅰ」の基礎の上に立って、理数に関する学科の特色が生かされるようにしている。内容は、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」の内容及び「数学B」の内容の一部を再編成し、更に発展、拡充させたものである。
 - b 内容は(1)いろいろな式、(2)数列、(3)三角関数と複素数平面、(4)図形と方程式、(5)極限、(6)微分法、(7)積分法
 - (ウ)「理数数学特論」
 - a 「理数数学Ⅰ」の基礎の上に立って、「数学A」の「(1)場合の数と確率」と「(2)整数の性質」、「数学B」の「(1)確率分布と統計的な推測」と「(3)ベクトル」、さらに従前の「数学C」の「行列とその応用」と新たな内容「離散グラフ」を加えて再編成し、更に発展、拡充させたものである。
 - b 内容は(1)整数の性質、(2)ベクトル、(3)行列とその応用、(4)離散グラフ、(5)場合の数と確率、(6)確率分布と統計的な推測

(エ)「理数物理」

- a 中学校理科での学習内容の基礎の上に、更に進んだ方法や考え方で、自然の事物・現象を物理学的な立場で取り扱い、観察、実験などを通してその基本的な概念や原理・法則の系統的な理解を深め、物理学的に事物・現象を考察する能力を養うとともに、それらを通して科学的な見方や考え方及び科学の方法を習得させ、科学的な自然観を育成する科目である。
- b 内容は(1) 力と運動、(2) 波、(3) 電気と磁気、(4) 原子

(オ)「理数化学」

- a 中学校理科での学習内容の基礎の上に、更に進んだ方法や考え方で、自然の事物・現象を化学的な立場で取り扱い、観察、実験などを通して、その基本的な概念や原理・法則の系統的な理解を深め、化学的に事物・現象を考察する能力を養うとともに、それらを通して科学的な見方や考え方及び科学の方法を習得させ、科学的な自然観を育成する科目である。
- b 内容は(1) 化学と人間生活、(2) 物質の構成、(3) 物質の変化、(4) 物質の状態と化学平衡、(5) 無機物質の性質と利用、(6) 有機化合物の性質と利用、(7) 高分子化合物の性質と利用

(カ)「理数生物」

- a 中学校理科での学習内容の基礎の上に、更に進んだ方法や考え方で、自然の事物・現象を生物学的な立場で取り扱い、観察、実験などを通してその基本的な概念や原理・法則の系統的な理解を深め、生物学的に事物・現象を考察する能力を養うとともに、それらを通して科学的な見方や考え方及び科学の方法を習得させ、科学的な自然観を育成する科目である。
- b 内容は(1) 生物と遺伝子、(2) 生命現象と物質、(3) 生殖と発生、(4) 生物の環境応答、(5) 生態と環境、(6) 生物の進化と系統

(キ)「理数地学」

- a 中学校理科での学習内容の基礎の上に、更に進んだ方法や考え方で、自然の事物・現象を地学的な立場で取り扱い、観察、実験などを通してその基本的な概念や原理・法則の系統的な理解を深め、地学的に事物・現象を考察する能力を養うとともに、それらを通して科学的な見方や考え方及び科学の方法を習得させ、科学的な自然観を育成する科目である。
- b 内容は(1) 地球の概観と構造、(2) 地球の活動、(3) 地球の歴史、(4) 大気と海洋の構造と運動、(5) 宇宙の構造と進化

(ク)「課題研究」

- a 生徒自らが科学や数学に関する課題を設定し、その課題の解決を図るために個人又はグループで研究を行い、専門的な知識と技能を関連付け、その深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てるという点に特色をもつ科目である。
- b 内容は(1) 特定の自然の事物・現象に関する研究、(2) 特定の社会事象に関する研究、(3) 先端科学や学際的領域に関する研究、(4) 自然環境の調査に基づく研究、(5) 科学や数学を発展させた原理・法則に関する研究

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成

- (ア)「理数数学Ⅰ」、「理数数学Ⅱ」及び「課題研究」については、原則としてすべての生徒に履修させること。
- (イ)「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」については、これらのうちから、原則として3科目以上をすべての生徒に履修させること。
- (ウ)「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」については、原則として「理数数学Ⅰ」を履修した後に履修

- させること。
- (エ) 各科目の指導に当たっては、大学や研究機関、博物館などと積極的に連携、協力を図るようすること。

イ 内容の取扱い

- (ア) 「理数数学Ⅰ」、「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」の指導に当たっては、高等学校学習指導要領第2章第4節第3款の3を参照し、数学的活動を一層重視すること。
- (イ) 「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」、「理数地学」及び「課題研究」の指導に当たっては、観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること。
- (ウ) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。
- (エ) 観察、実験、野外観察、調査などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止について十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。
- (オ) 各科目の指導に当たっては、数理現象の理解や多数の計算例による法則性の認識及び観察、実験の過程での情報の収集・検索、計測・制御、シミュレーション、結果の集計・処理などのために、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用すること。

IV 総合的な学習の時間

1 改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会の答申において、総合的な学習の時間については、次のような課題が指摘された。

- ・ 総合的な学習の時間の実施状況を見ると、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られる。また、学校種間で重複した学習活動も見られる。
- ・ 実施状況を改善するため、総合的な学習の時間のねらいを明確化するとともに、子どもたちに身につけさせたい力や学習活動の示し方について検討する必要がある。
- ・ 関連する教科内容との関係の整理、中学校の選択教科との関係の整理、特別活動との関係の整理を行う必要がある。

これらを受け、答申では総合的な学習の時間の改善の基本方針が示され、さらにその方針に沿って、改善の具体的事項が以下のようにまとめられた。(高校関係分のみ)

- (1) 総合的な学習の時間のねらいについては、小・中・高等学校共通なものとし、子どもたちにとって学ぶ意義や目的意識を明確にするため、日常生活における課題を発見し解決しようとするなど、実社会や実生活との関わりを重視する。また、総合的な学習の時間においては、教科等の枠を超えた横断的・総合的永句集、探求的な活動を行うことをより明確にする。
- (2) 総合的な学種の時間において育てた力の視点は、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関すること。
- (3) 各学校において、総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を、子どもたちの実態に応じて明確に定め、どのような力が付いたかを適切に評価する。
- (4) 互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、言語により分析し、まとめ・表現する問題の解決や探求的な活動を重視する。
- (5) 各学校における総合的な学習の時間の学習活動が一層適切に行われるよう、効果的な事例の情報提供やコーディネートの役割を果たす人材の育成、地域の教育力の活用などの支援策の充実を図り、十分な条件整備を行う必要がある。
- (6) 各学校においては、総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえた適切な学習活動が行われるよう、学校全体として組織的に取り組み、指導計画や指導体制、実施状況について、点検・評価することを推進する。

2 改訂の要点

(1) 目標

総合的な学習の時間の特質や目指すところを目標として示し、この時間において育成する生徒の資質や能力及び態度を明確にした。この目標は、従前から示されていたねらいを踏まえながら、これまでも大切にしてきた「探究的な学習」を行うことや、「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成した。なお、この目標は、総合的な学種の時間において国が示す目標であり、各学校は創意工夫ある取組を行いつつも、総合的な学習の時間を通して実現することが求められる目標である。

(2) 内容の取扱

<探究的な学習としての充実>

総合的な学習の時間においては、既存の教科・科目の枠を超えた横断的・総合的な学習となることに

加え、探究的な学習となることを目指している。探究的な学習については、体験的な学習に配慮するなど、各教科・科目との役割分担を明らかにしていく必要がある。

＜学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複＞

従前の課題であった学校間の取組の状況に違いがあることを改善するために、総合的な学習の時間において育てようとする資質や能力及び態度の視点を例示することとした。「学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関すること」などの視点を例示し、各学校において設定する育てようとする資質や能力及び態度が一層明確になることを目指した。

また、同様に課題であった学校段階間の取組の重複を改善するために、学校段階間の学習活動の例示を見直した。高等学校においては従前の学習活動を受け、「例えば国際理解、情報、環境、福祉・保健などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方や生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと」としている。

＜体験活動と言語活動の充実＞

総合的な学習の時間においては、従前と同様に体験活動を行うことを重視し、積極的に学習活動に取り入れることとしている。高等学校においては、就業体験活動や奉仕体験活動などがあげられる。

しかし、体験活動がそれだけで終わらないようにするため、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置づけること、さらに、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析しまとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすることが求められている。

(3) 単位数の履修への改善

今回の改訂における大きな特徴として、総合的な学習の時間の単位数を明確にした点があげられる。従前は、105～210単位時間を標準とし、各学校において適切に配当するとなっていたものを、総則において、3～6単位を標準単位とすることが明確に示された。これにより、各学年に振り分けた単位数に応じて総合的な学習の時間の授業時間数も適切に配当することが求められる。

減単位については、課題研究等への振り替えを除いては、原則として、行うべきではない。教育課程の編成上の問題や他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われるなど、2単位とすることができるのは限定的であることに十分注意する必要がある。

3 高等学校における総合的な学習の時間

(1) 高等学校における総合的な学習の時間は、生徒の発達段階を踏まえて、自然や社会とのつながりの中で人間としての在り方を真摯に希求することをその基底に据えている。そして、そのような理想的、理念的な在り方が、進路実現にかかわる探究的な学習や横断的・総合的な課題を解決しようとする取組を通して個人的な生き方として、あるいは社会の一員としての生き方として具現化されていくことを目指している。さらに、学校での各教科・科目等の学習を社会とのつながりにおいて深化、総合化することで、学ぶ意義を実感し、高校生としての今をより充実させることを目指している。

(2) 定時制の課程においては、教育活動を行う時間帯が夕方から夜間となる場合が多く、体験活動を円滑に行うためには、関係施設や各種団体等とのより一層の緊密な連携を図っておくことが期待される。また、定時制や通信制の課程では、既に職に就いていて、いろいろな経験や特技、知識・技能を有する生徒も多数在籍していることから、そのような生徒の経験を生かすなどして、互いに学び合う授業展開も考えられる。

(3) 専門学科や総合学科で履修する「課題研究」や「産業社会と人間」のような、生徒が主体的に設定した課題について知識・技能の深化・総合化を図る学習や、自己の在り方生き方や進路について考察する学習は、今後度の学科においても適切に取り組むことが求められており、特に、普通科においては、このような職業に関する学科や総合学科における取組も参考にしながら、学習活動の充実に取り組むことが期待される。

4 一問一答

問1 総合的な学習の時間の趣旨やねらいは、どのように変わったか。

- 今回の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、これまで総則に定められていた総合的な学習の時間が第4章として位置付けられている。その中で、目標、指導計画の作成と内容の取扱いなどについて示されている。
- これまで、総合的な学習の時間については、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむために、基礎的・基本的な知識・技能の習得やこれらを活用する学習活動は各教科で行うことを前提として、従来の「横断的・総合的な学習」に加えて「探求的な学習」を行うよう充実を図ることが求められている。
- さらに、問題の解決や探求活動の過程において「主体的、創造的、協同的」に取り組む態度を育てることなどが求められている。

問2 探求的な学習を進めていくためには、どのような点に留意すればよいか。

- 総合的な学習の時間における探求的な学習とは、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動のことである。
問題解決的な活動の中には、次の①～④のような学習過程が含まれる。
 - ① 課題の設定（日常生活や社会に目を向け、生徒自らが課題を設定する。）
 - ② 情報の収集（具体的な問題について情報を収集する。）
 - ③ 整理・分析（情報を整理・分析したり、知識や技能に結びつけたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組む。）
 - ④ まとめ・表現（明らかになた考えや意見などをまとめ、表現する。）これらの活動を経て、さらに新たな課題を見つけ、問題の解決に向けて取り組んでいくという学習活動を発展的に（スパイラル式に）繰り返していくことが、総合的な学習の時間における探求的な学習である。
- これらの学習過程は、いつも①～④の順序で繰り返されるわけではなく、物事の本質を探って見極めようとするとき、活動の順序が入れ替わったり、ある活動が重点的に行われたりすることは、当然あり得ることとされている。以上のような点に留意して、探求的な学習活動に取り組むことが大切である。

問3 各学校において定める目標及び内容には、「各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める」とあるが、どういうことか。

- 「第1の目標を踏まえ」とは、各学校が目標を定める際に、総合的な学習の時間の目標を構成する次の①～⑤の要素を含むように配慮すべきであるということの意味している。
 - ① 横断的・総合的な学習や探求的な学習を通すこと。
 - ② 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること。
 - ③ 学び方やものの考え方を身に付けること。
 - ④ 問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること。
 - ⑤ 自己のあり方生き方を考えることができるようにすること。これらは総合的な学習の時間を通じて育成したい生徒の姿でもあり、各学校では、これらの目標の構成について十分に理解し、日常生活や社会とのかかわりを重視しながら、各学校において定める目標及び内容に反映させ、創意工夫して実践していくことが求められている。
- 各学校において定める目標については、この五つの要素をその趣旨において含んでいれば、各学校や生徒の実態に応じて、より具体的な表現を盛り込み、いずれかを重点化し、さらに別な要素を付け加えることも可能である。また、そうであってこそ、各学校で独自に目標を定める意味があるので、総合的な学習に時間の実施に際しては、目標及び内容の検討を十分に行うこと。

問4 総合的な学習の時間の指導計画を作成する場合、どのような点に留意すればよいか。

- 総合的な学習の時間が実効性のあるものとして実施されるためには、地域や学校、生徒の実態に応じた全体計画及び年間指導計画を作成することが求められる。
 - ・ 全体計画：指導計画のうち、学校としてこの時間の教育活動の基本的なあり方を概括的・構造的に示すもの
 - ・ 年間指導計画：全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どのくらいの時数で実施するのかなどを示すもの
- 作成にあたっては、次の点に留意する必要がある。
 - ① 全体計画及び年間指導計画の作成にあたっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
 - ② 地域や学校、生徒の実態に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探求的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動となるようにすること。
 - ③ 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。
 - ④ 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。
 - ⑤ 学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化・総合化を図る学習活動、自己のあり方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。
 - ⑦ 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
 - ⑧ 各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
 - ⑨ 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
 - ⑩ 総合学科においては、総合的な学習の時間の学習活動として、原則として、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を図ること。

問5 総則の第3款の1の(2)には「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。」とあるが、「特に必要がある場合」とはどのような場合か。

- これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探求的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程の編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限り認められるという趣旨である。
- 例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探求的な学習が十分に行われている場合、又は他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探求的な学習が十分に行われる場合など、限定的であることに十分注意しなければならない。
- 生徒に履修させる総合的な学習の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で配当するとともに、教育課程における総合的な学習の時間の位置付けを明確にすることが必要である。特に、標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目の指導計画において探求的な学習などを明示するとともに、総合的な学習の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められる。

問6 総則の第4款の8に「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とあるが、どういうことか。

- これは、総合的な学習の時間において、問題の解決や探求活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえた活動が行われていることが前提である。
- 例えば、総合的な学習の時間の趣旨を踏まえて、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、
 - ① 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探求活動として行われると同時に、「平素と異なる環境にあつて、見聞を広め、自然や文化に親しむとともに、集団生活のあり方や公衆道徳についての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的な行事と同様の成果も期待できると考えられる。
 - ② 総合的な学習の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と同様の成果も期待できると考えられる。
- このような場合は、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。こうしたことから、今回の改訂においては、学習指導要領第1章総則第4款の8として、総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める旨の記述を追加したものである。
- なお、本項の記述は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に、特別活動の代替を認めるものであつて、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。
- また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもありません。
- このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科・科目の知識・技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまず、活動としてふさわしくない。

V 特別活動

1 改訂の基本方針

- (1) 特別活動の役割を明確にし、特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直す。
- (2) 特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を、特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。
- (3) 子どもの自主的、自発的な活動を一層重視するとともに、子どもの実態に適切に対応するため、重点的な指導ができるようにする。
- (4) 体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。特に体験活動については、話し合い活動を重視する。

2 改訂の要点

(1) 目標

ア 構成

特別活動の目標は、特別活動の性格を明確にするために、その冒頭において、「望ましい集団活動を通して」という特別活動の特質及び方法原理を示し、それ以下において目標を具体的に示している。

この目標は、さらに前半と後半の部分に分かれ、前半は「集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」、後半は「人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」という目標を掲げている。

イ 変更点及び趣旨

- (ア) 目的の中に「人間関係」を新たに加え、個人としてだけでなく、集団や社会の成員としての資質を身につける自主的・実践的な態度を育てるという目標を示した。
- (イ) 特別活動の全体計画を受けて特別活動の各活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）の狙いと意義を明確にし、それぞれの目標として提示した。
- (ウ) ホームルーム活動や生徒会活動の内容について、全ての学校で共通に取り扱うべき内容であることを明示した。

(2) 内容

ア ホームルーム活動

ホームルームは、学校における生徒の生活の単位組織として、ホームルームとしての固有の生徒の活動が行われるとともに、学校における生徒の様々な活動の基盤としての役割を果たす場である。また、学校における生徒指導（進路指導を含む。以下同じ）を進めるための基礎的な場として最も適しており、生徒が心理的に最も安定して帰属できる「心の居場所」としての意義も大きい。

(ア) ホームルーム活動の特質

ホームルーム活動の特質を以下のように整理しておく。

- a 相互の受容と共感による親密な人間関係に基づく家庭的な雰囲気の中で行われるものであるという点。
- b ホームルームや学校での集団生活上の問題や個々の生徒が当面する諸課題などを、自主的に解決し処理していく活動という点。
- c ホームルームや学校生活への適応と、その充実・向上を図り、健全な生活態度を身に付け他者と共生しながら自己実現を図っていく活動という点。

(イ) 活動内容

従前は、活動内容例として示していたものを、「ホームルームや学校の生活づくり」「適応と成長及び健康安全」「学業と進路」の3つの活動内容に整理し、それぞれの活動内容においては、入学から卒業までを見通して取り扱うものとして複数の項目が示されている。

- (1) ホームルームや学校の生活づくり
 - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
 - イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
 - ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- (2) 適応と成長及び健康安全
 - ア 青年期の悩みや課題とその解決
 - イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
 - ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
 - エ 男女相互の理解と協力
 - オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
 - カ ボランティア活動の意義の理解と参画
 - キ 国際理解と国際交流
 - ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
 - ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立
- (3) 学業と進路
 - ア 学ぶことと働くことの意義の理解
 - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用
 - ウ 教科・科目の適切な選択
 - エ 進路適性の理解と進路情報の活用
 - オ 望ましい勤労観・職業観の確立
 - カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

イ 生徒会活動

(ア) 生徒会活動の特質

生徒会活動は、全生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。

(イ) 活動内容

今回の改訂では、生徒会活動についても、具体的な項目として次の5つを挙げている。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

ウ 学校行事

(ア) 学校行事の特質

学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団を単位として、日常の学習や経験を総合的に発揮し、その発展を図る体験的な活動である。

また、学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、生徒が積極的に参加し協力することによって充実する教育活動である。したがって、指導に当たっては、放任にならないよう十分に配慮することを前提として、行事の特質や生徒の実態を踏まえ、生徒の自主的な活動を助長することが大切である。とりわけ、社会的自立や社会貢献を念頭においた体験活動を推進するなどに当たっては、生徒が活動のために必要な基礎的な知識や技能を十分身に付けていない場合もあり、教師の適切な指導・助言が必要である。

(イ) 活動内容

学校行事については次のように5種類の行事を示している。今回の改訂で、従前の「学芸的行事」

を「文化的行事」に改めた。

- | |
|--|
| (1) 儀式的行事
(2) 文化的行事
(3) 健康安全・体育的行事
(4) 旅行・集団宿泊的行事
(5) 勤労生産・奉仕的行事 |
|--|

(3) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画の作成上の配慮

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の協力の下で作成することが大切である。

(ア) 学校の創意工夫を生かす

(イ) 学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮する

(ウ) 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

(エ) 各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

(オ) 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する

(カ) 特別活動の授業時数

a 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

b ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

c 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

d 通信制の課程における特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

e 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

また、指導計画の作成にかかわって、生徒指導の機能を十分に生かすこと、ガイダンスの機能を充実すること、社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を充実することが示されている。

イ 内容の取扱い

(ア) ホームルーム活動、生徒会活動の取扱い

a 指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動を効果的に展開するとともに、内容相互の関連を図るよう工夫する。

b よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実する。

c 指導内容の重点化と内容間の関連や統合を図る。

d 個々の生徒についての理解を深め、信頼関係を基礎に指導を行う。

(イ) 学校行事の取扱い

学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなど

を振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

(ウ) 学校給食の取扱い

特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。

3 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

4 特別活動の指導を担当する教師

ホームルーム活動においては、主としてホームルーム担任が指導を行い、活動する内容によっては、ホームルーム担任や学年の教師集団に加えて、他の教師等とも協力しその特性や専門性を生かし、効果的に指導すること。

また、ホームルーム活動以外においては、指導に当たる教師の役割を適切に定め、教師間の連携を緊密にし、協力しながら指導すること。

5 特別活動における評価

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

また、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにすること。

6 一問一答

問1 特別活動において、キャリア教育と進路指導の関係をどのように整理すればよいか。

- キャリア教育と進路指導の間には定義、概念において大きな差異はありませんが、平成20年に閣議決定された教育振興基本計画において「小学校からキャリア教育を推進する」とされていることから、高校現場においても、その流れに沿って指導していくことが大切になっている。
- キャリア教育では、従来の中学・高校の進路指導という限定的な進路指導という狭い枠の中だけではなく、社会において子供たちに必要となる「生きる力」をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという視点を重視している。
- 将来、直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくためには、子供たち一人一人の勤労観、職業観を育てるキャリア教育を充実する必要があると同時に、教師が子供たちの発達段階に応じて学校の教育活動全体を通じた組織的、系統的なキャリア教育の充実に取り組む必要がある。子供たちが自らの将来について夢やあこがれを持つには、具体的に例えば、
 - ・ 特別活動における望ましい勤労観・職業観の育成
 - ・ 総合的な学習の時間、社会科、特別活動における小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進する必要がある。

問2 年間指導計画の作成に当たって、どのような点に留意しなければならないか。

- 特別活動の全体計画や年間指導計画の作成については、学習指導要領第5章の第3の1の(1)で次のように示されている。

特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。

また、各教科・科目や総合的学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用など工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

- この特別活動の全体計画に基づいて年間を通じた〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕、〔学校行事〕ごとの目標、その内容や方法、指導の流れ、時間の配当などを示したものが「年間指導計画」である。

なお、〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕については従前と異なり、示されている活動内容全てを入学から卒業までの間で必ず行うこと。

問3 特別活動と総合的な学習の時間の関係はどのようになっているか。

- 特別活動と総合的な学習の時間との関連を考えるに当たっては、まず、それぞれの目標や内容を正しく理解しておく必要がある。
- 特別活動は、「望ましい集団活動を通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」ことを目標とし、総合的な学習の時間は、「横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えるようにする」ことを目標としている。
- このように特別活動の特質は「望ましい集団活動を通して」に、総合的な学習の時間の特質は「横断的、総合的な学習や探求的な学習を通して」にあるととらえることができ、これが両者の大きな違いであるといえる。なお、両者とも生徒が自主的、あるいは主体的に物事に取り組む態度を養うことを目標としている。